土木工事共通仕様書

Ⅱ　施工管理関係

令和３年８月

広　　島　　市

Ⅱ　施工管理関係

土木工事施工管理基準

１　工程管理

２　出来形管理

３　品質管理

４　写真管理

５　ＲＩ計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）

６　施工管理関係様式（参考）

目　　次

土木工事施工管理基準　1
1.　目　的　1
2.　適　用　1
3.　構　成　1
4.　管理の実施　1
5.　管理項目及び方法　2
6.　規格値　2
7.　その他　2

1.　工程管理　1-1

2.　出来形管理　2-1

3.　品質管理　3-1

4.　写真管理　4-1

5.　ＲＩ計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）　5-1

6.　施工管理関係様式（参考）　6-1

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、「土木工事共通仕様書(令和３年８月)広島版1-1-1-24施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

１．　目　　的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

２．　適　　用

この管理基準は、広島市が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

３．　構　　成

施工管理
(工事写真を含む)

- 工程管理
- 出来形管理
- 品質管理

４．　管理の実施

（１）　受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。

（２）　施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。

（３）　受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。

（４）　受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

５．　管理項目及び方法

（１）　工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

（２）　出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき１ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

（３）　品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また､試験区分で｢その他｣となっている試験項目は､特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

６．　規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

７．　その他

（１）　工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

（２） 情報化施工

10,000m^3以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）による。
ただし、「ＴＳを用いた出来形管理要領（土工編）」は「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編」に読み替えるものとし、「ＴＳを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「ＴＳを用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理の監督･検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。

（３） ３次元データによる出来形管理

土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」または、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定によるものとする。

また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」または、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定によるものとする。

河川浚渫工においては、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工編」の規定によるものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

（４） 施工箇所が点在する工事

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。

1.工 程 管 理

(例)　令和　　年度　　○○工事総合工程表　　業者名

	工種	種別	数量	換算率	所要日数	月別 5	6	7	8	9	10	摘要
工程実績計画表	土工	切土	20,000㎥	20	60		7000(5.1) 7000(5.2)	7000(5.1) 7000(5.2)	6000(4.8)			
		盛土	30,000㎥	8	80		7000(1.0) 7000(1.0)	7000(1.0) 7000(1.3)	8000(1.7)	6000(1.0)	2000(0.3)	
	擁壁	重力式擁壁	100m 1000㎥	26	100							
		ブロック積擁壁	1000㎥	23	50							
	排水	側溝	500m	7	10							
		集水桝	10ヶ所	3	30							
		函渠	20m	0	30							
	雑工事	支道取付	5ヶ所	2	10							
	仮設	防護柵	200m	4	7							
		山留工	20m	2	4							
総合（金額）工程				100		(5) 5	(23) 20	(51) 50	(78) 80	95	100	
記事												

※記入要領

上段は予定数量を記入し（月別）換算出来高率を（　）書で記入する。
下段は実績数量を記入する。
変更指示があった時点で変更数量により予定を組み替える。
この時点において、数量が増大し工期的に不可能な場合は協議して工期の延期をする。

工程の算出は直接工事費（指定仮設の含める）までの請負費によりおのおの請負者側で算出するが指示票による増減があった場合はその都度請負者側で見積り請負費の増減により組み替えて率を計上する。（10%程度の変更指示で訂正する。）
又算出根拠は整理しておくこと。
総合工程は種別出来高換算率の合計で月別は累計で計上する。

工種は雑工事までとするが、指定仮設等で特に工程に影響がある仮設については記載する。
工種、種別、数量についてはあらかじめ監督職員と協議して作成する。

$$換算率 = \frac{種別工事費}{直接工事費}$$

令和　　年度　○○○○○○工事　短期工程表（参考例－1）

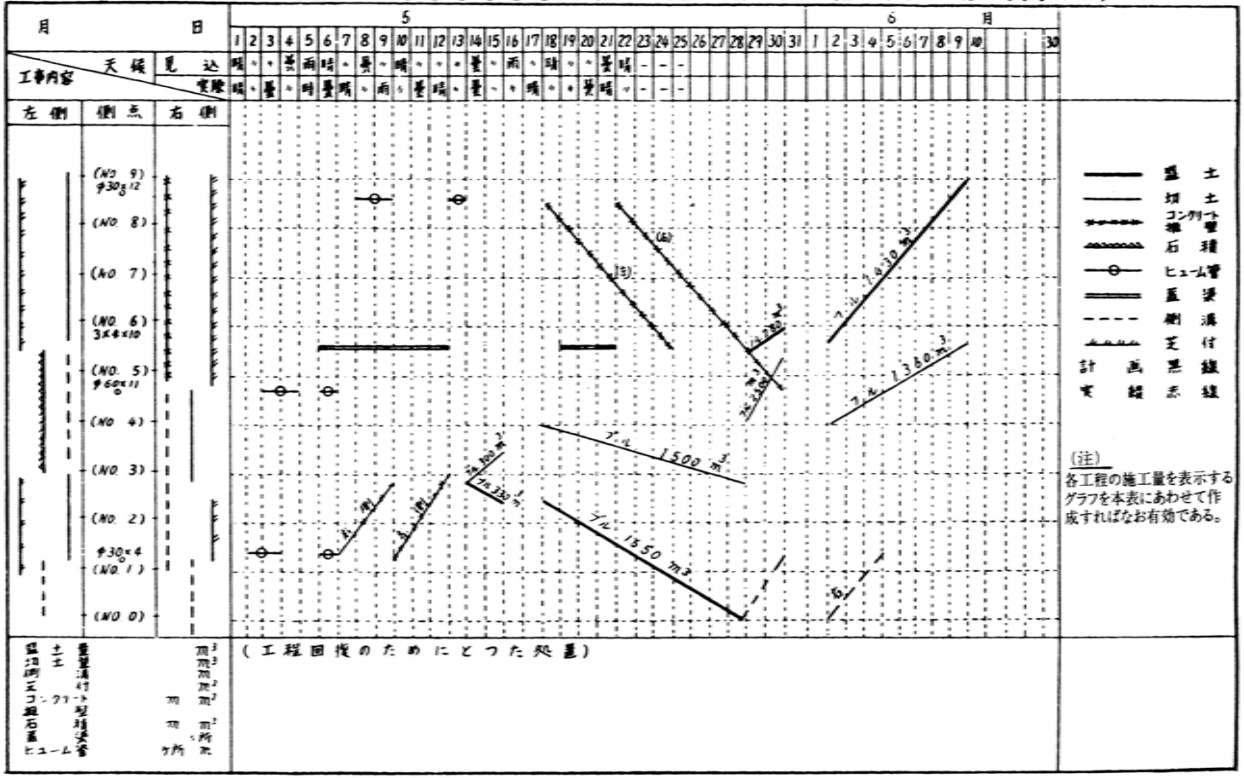

備考　1．この例では実績を記入してないが、実施にあたっては色別記入のこと。　2．本工程表は細別の多い道路改良工事等に適用すると都合がよい。
3．天候の記入は色分け記号を用いてよい。

令和　　年度　○○○○○○工事　短期工程表（参考例－2）

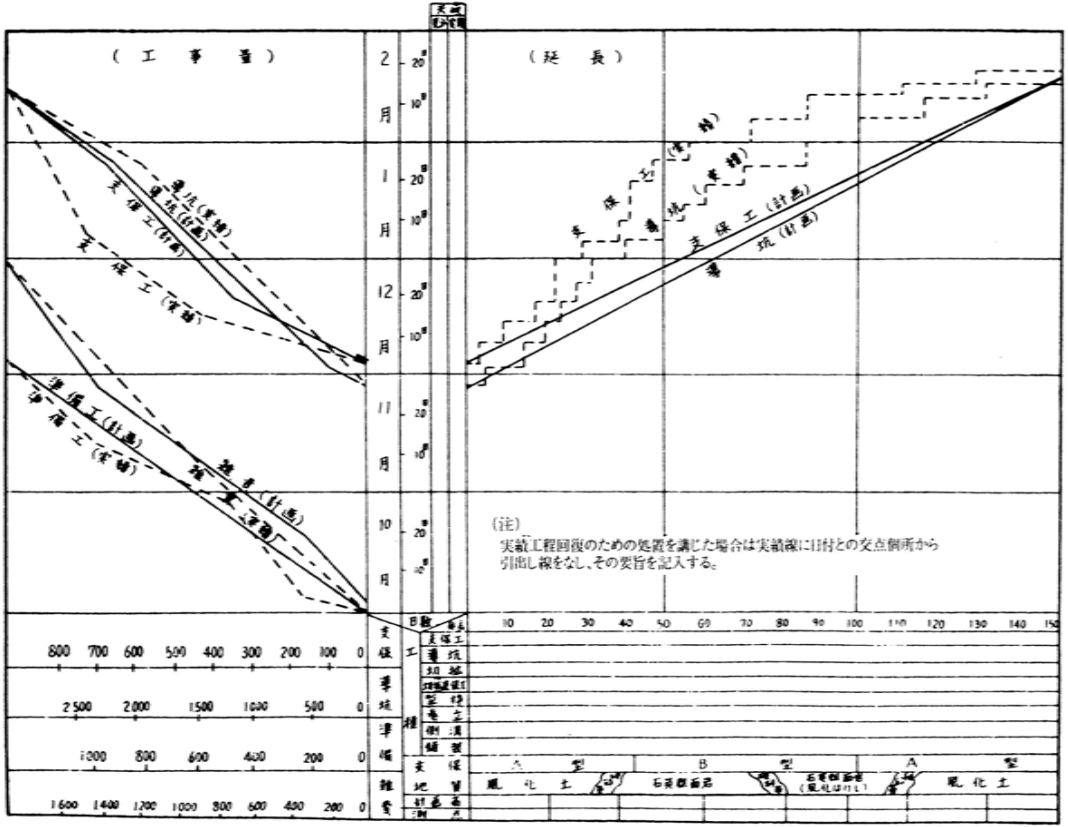

計画――――（黒）
実績－－－－－（赤）

（注）
1　短期工程表については縦の目数を引伸し工程を細分すればよい。
2　天板は色分け、あるいは記号によってもよい。
3　隧道工事等に使用される。

令和　　年度　○○○○○○工事　短期工程表（参考例－5）

計画(黒)
実績(赤)

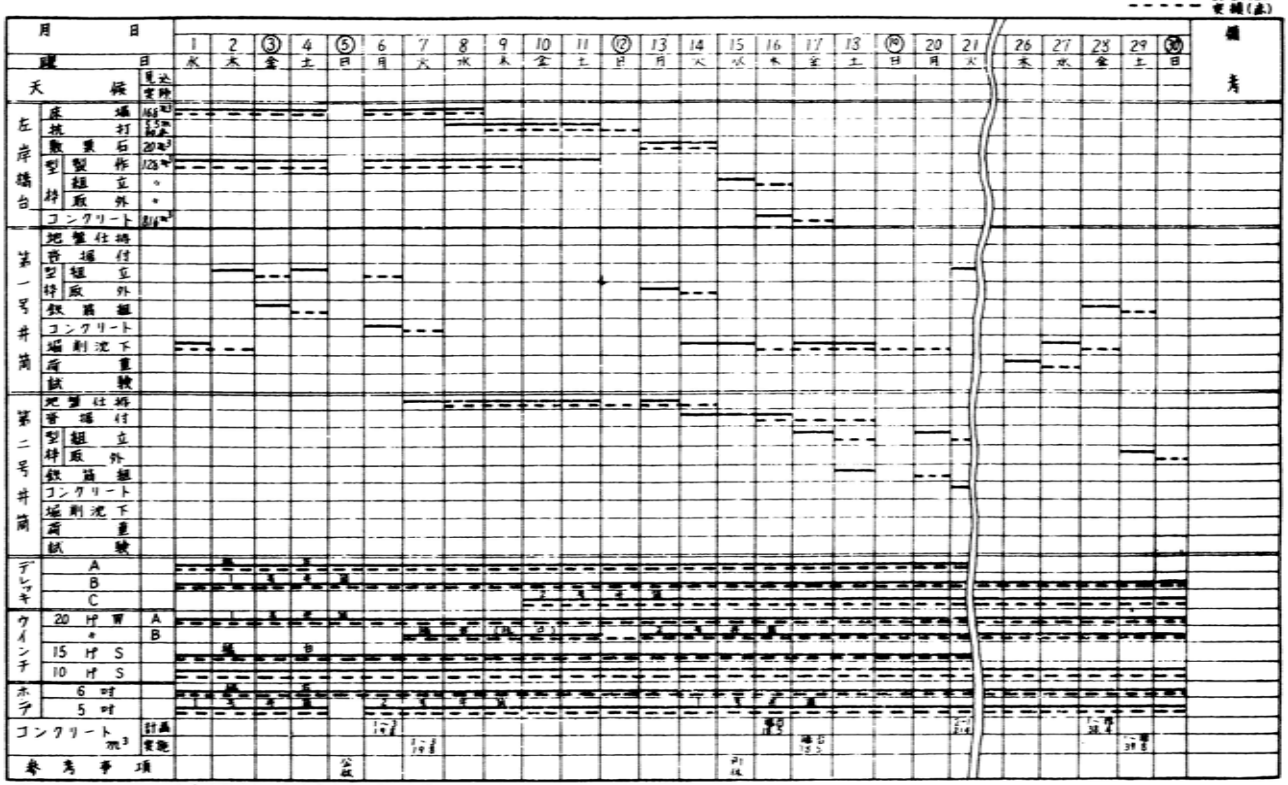

備考　1．この工程表は段取が工程を支配するものに使用される。
　　2．天候は色分け記号をよってよい。

令和　　年度　○○○○○○工事　短期工程表（参考例－6）

通算日数		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15				
計画	月	8								9										
	日	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7				
実績	月	8								9										
	日	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7				
	天候																			

築堤掘削

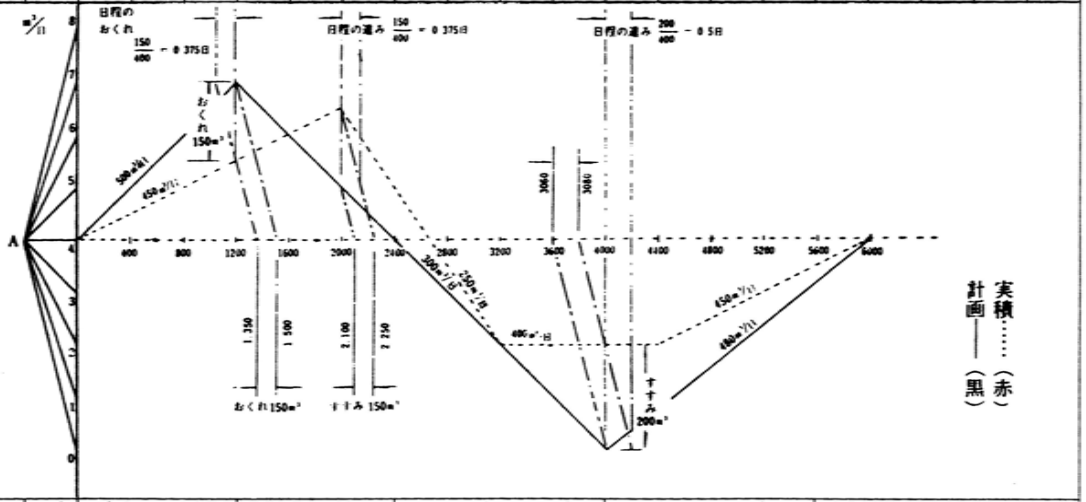

土質					
予定	砂まじり粘土	砂　　礫	粘土まじり砂	砂　　礫	
実績	砂まじり粘土	砂　　礫	砂まじり粘土	砂　　礫	
採取ヶ所					
工程回復のための処置					

（注）本工程表は築堤あるいは掘削工事等に適用される。

令和　　年度　○○○○○○工事　短期工程表（参考例－７）

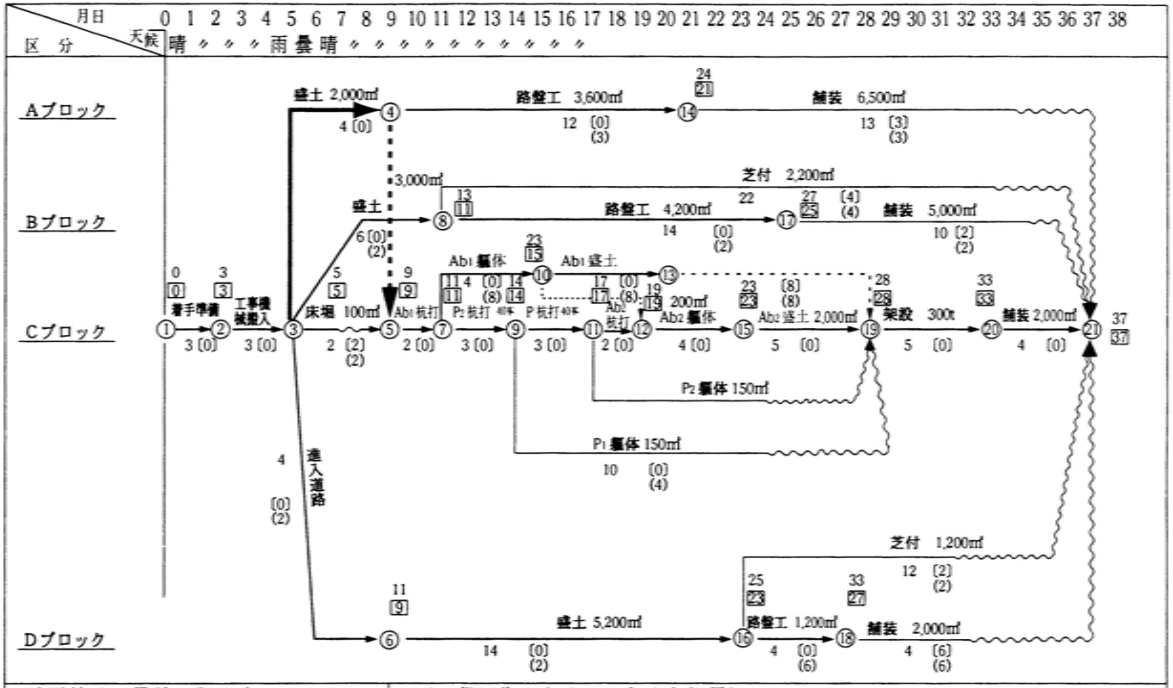

計画線は、黒線で記入する 実績線は、赤線で記入する	（工程回復のためにつとめた処置）

（注）　歴日目盛りに合わせて表示してあるため、最早開始時刻と最遅完了時刻は書かなくてもよい
〔　〕は余裕日数で（フリーフロート）で（　）は余裕日数（トータルフロート）である。

2)　実績の記入法

・ネットワーク

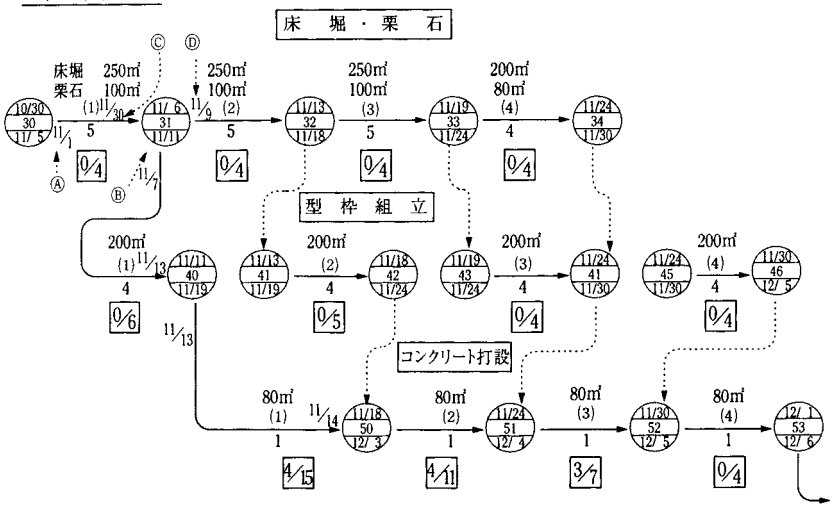

・管理図表

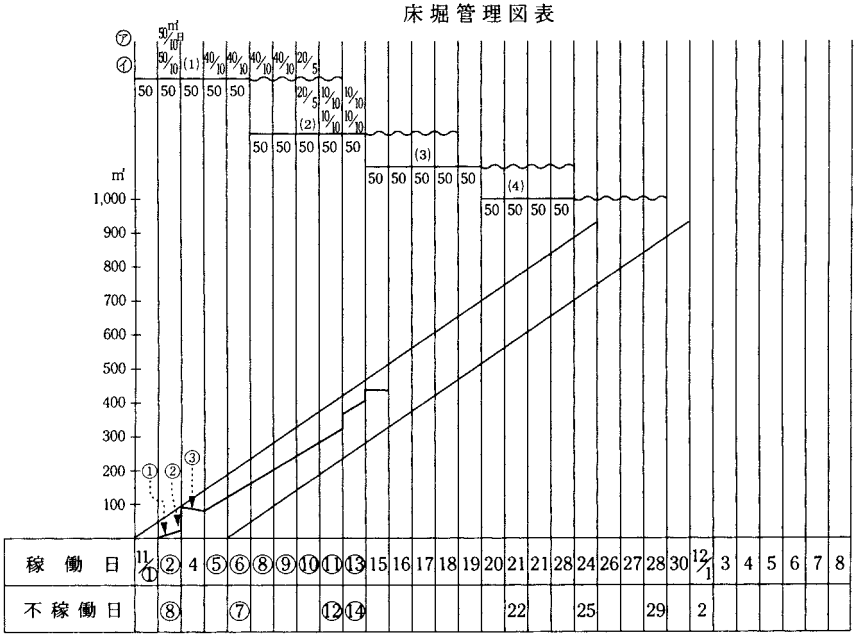

２. 出来形管理

【第１編　共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章　土工						
第3節　河川土工・海岸土工・砂防土工	1-2-3-2	1	掘削工			2-33
		2	掘削工（面管理の場合）			2-34
		3	掘削工（水中部）（面管理の場合）			2-35
	1-2-3-3	1	盛土工			2-35
		2	盛土工（面管理の場合）			2-36
	1-2-3-4		盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法		2-37
				多数アンカー式補強土工法		2-37
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		2-37
	1-2-3-5		法面整形工	盛土部		2-37
	1-2-3-6		堤防天端工			2-37
第4節　道路土工	1-2-4-2	1	掘削工			2-38
		2	掘削工（面管理の場合）			2-39
	1-2-4-3	1	路体盛土工			2-40
		2	路体盛土工（面管理の場合）			2-41
	1-2-4-4	1	路床盛土工			2-40
		2	路床盛土工（面管理の場合）			2-41
	1-2-4-5		法面整形工	盛土部		2-42
第3章　無筋、鉄筋コンクリート						
第7節　鉄筋工	1-3-7-4		組立て			2-42

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章　一般施工						
第3節　共通的工種	3-2-3-4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）	鋼矢板		2-43
				軽量鋼矢板		2-43
				コンクリート矢板		2-43
				広幅鋼矢板		2-43
				可とう鋼矢板		2-43
	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカーブ		2-43
	3-2-3-6		小型標識工			2-43
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		2-44
				転落（横断）防止柵		2-44
				車止めポスト		2-44
	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		2-44
		2	路側防護柵工	ガードケーブル		2-44
	3-2-3-9		区画線工			2-45
	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		2-45
				距離標		2-45
	3-2-3-11		ｺﾝｸﾘｰﾄ面塗装工			2-45
	3-2-3-12	1	ﾌﾟﾚﾃﾝｼｮﾝ桁製作工（購入工）	けた橋		2-46
		2	ﾌﾟﾚﾃﾝｼｮﾝ桁製作工（購入工）	スラブ桁		2-46
	3-2-3-13	1	ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ桁製作工			2-47
		2	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ桁製作工	（購入工）		2-47
	3-2-3-14		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ主桁組立工			2-47
	3-2-3-15		PCﾎﾛｰｽﾗﾌﾞ製作工			2-48
	3-2-3-16	1	PC箱桁製作工			2-48
		2	PC押出し箱桁製作工			2-49
	3-2-3-17		根固めﾌﾞﾛｯｸ工			2-49
	3-2-3-18		沈床工			2-50
	3-2-3-19		捨石工			2-50
	3-2-3-22		階段工			2-50
	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		2-50
		2	伸縮装置工	鋼製ﾌｨﾝｶﾞｰｼﾞｮｲﾝﾄ		2-51
		3	伸縮装置工	埋設型ジョイント		2-51
	3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		2-51
		2	多自然型護岸工	かごマット		2-51
	3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		2-52
		2	羽口工	ふとんかご、かご枠		2-52
	3-2-3-28		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ工		2-52
				ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾊﾟｲﾌﾟ工		2-52
	3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		2-53
				L型側溝工		2-53
				自由勾配側溝		2-53
				管渠		2-53
		2	側溝工	場所打水路工		2-53

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節　共通的工種	3-2-3-29	3	側溝工	暗渠工		2-53
	3-2-3-30		集水桝工			2-54
	3-2-3-31		現場塗装工			2-54
第4節　基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		2-55
				砕石基礎工		2-55
				割ぐり石基礎工		2-55
				均しｺﾝｸﾘｰﾄ		2-55
	3-2-4-3	1	基礎工（護岸）	現場打		2-55
		2	基礎工（護岸）	プレキャスト		2-56
	3-2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		2-56
				鋼管杭		2-56
				Ｈ鋼杭		2-56
		2	既製杭工	鋼管ｿｲﾙｾﾒﾝﾄ杭		2-56
	3-2-4-5		場所打杭工			2-56
	3-2-4-6		深礎工			2-57
	3-2-4-7		オープンケーソン基礎工			2-57
	3-2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工			2-57
	3-2-4-9		鋼管矢板基礎工			2-58
第5節　石・ブロック積（張）工	3-2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		2-58
				コンクリートブロック張り		2-58
		2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り		2-58
		3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		2-59
	3-2-5-4		緑化ブロック工			2-59
	3-2-5-5		石積（張）工			2-59
第6節　一般舗装工	3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		2-60
		2	アスファルト舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		2-61
		3	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-62
		4	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		2-63
		5	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-64
		6	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		2-65
		7	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		2-66
		8	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		2-67
		9	アスファルト舗装工	基層工		2-68
		10	アスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		2-69
		11	アスファルト舗装工	表層工		2-70
		12	アスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		2-71

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節　一般舗装工	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		2-72
		2	半たわみ性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		2-73
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-74
		4	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		2-75
		5	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-76
		6	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		2-77
		7	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		2-78
		8	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		2-79
		9	半たわみ性舗装工	基層工		2-80
		10	半たわみ性舗装工	基層工（面管理の場合）		2-81
		11	半たわみ性舗装工	表層工		2-82
		12	半たわみ性舗装工	表層工（面管理の場合）		2-83
	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		2-84
		2	排水性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		2-85
		3	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-86
		4	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		2-87
		5	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-88
		6	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		2-89
		7	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		2-90
		8	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		2-91
		9	排水性舗装工	基層工		2-92
		10	排水性舗装工	基層工（面管理の場合）		2-93
		11	排水性舗装工	表層工		2-94
		12	排水性舗装工	表層工（面管理の場合）		2-95
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		2-96
		2	透水性舗装工	路盤工（面管理の場合）		2-97
		3	透水性舗装工	表層工		2-98
		4	透水性舗装工	表層工（面管理の場合）		2-99

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節　一般舗装工	3-2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		2-100
		2	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		2-101
		3	グースアスファルト舗装工	基層工		2-102
		4	グースアスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		2-103
		5	グースアスファルト舗装工	表層工		2-104
		6	グースアスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		2-105
	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		2-106
		2	コンクリート舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		2-107
		3	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		2-108
		4	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工（面管理の場合）		2-109
		5	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工		2-110
		6	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工（面管理の場合）		2-111
		7	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		2-112
		8	コンクリート舗装工	アスファルト中間層（面管理の場合）		2-113
		9	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		2-114
		10	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工（面管理の場合）		2-115
		11	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）		2-116
		12	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）（面管理の場合）		2-117
		13	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		2-118
		14	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		2-119
		15	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		2-120
		16	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント(石灰・瀝青)安定処理工）（面管理の場合）		2-121
		17	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		2-122
		18	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）（面管理の場合）		2-123
		19	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		2-124
		20	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（面管理の場合）		2-125

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節　一般舗装工	3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		2-126
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-126
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-127
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		2-127
		5	薄層カラー舗装工	基層工		2-127
	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		2-128
		2	ブロック舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-128
		3	ブロック舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-129
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		2-129
		5	ブロック舗装工	基層工		2-129
	3-2-6-15	1	路面切削工			2-130
		2	路面切削工	（面管理の場合）		2-130
	3-2-6-16		舗装打換え工			2-130
	3-2-6-17	1	オーバーレイ工			2-131
		2	オーバーレイ工	（面管理の場合）		2-131
第7節　地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			2-132
	3-2-7-3		置換工			2-132
	3-2-7-4	1	表層安定処理工	サンドマット海上		2-133
		2	表層安定処理工	（ICT施工の場合）		2-133
	3-2-7-5		パイルネット工			2-133
	3-2-7-6		サンドマット工			2-134
	3-2-7-7		バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		2-134
				ペーパードレーン工		2-134
				袋詰式サンドドレーン工		2-134
	3-2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		2-134
	3-2-7-9	1	固結工	粉末噴射撹拌工		2-135
				高圧噴射撹拌工		2-135
				スラリー撹拌工		2-135
				生石灰パイル工		2-135
		2	固結工	スラリー撹拌工（「施工履歴データを用いた出来形管理要領（固結工（スラリー撹拌工）編（案）」による管理の場合）		2-135
		3	固結工	中層混合処理		2-136
第10節 仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		2-136
				鋼矢板		2-136
		2	土留・仮締切工	アンカー工		2-137
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		2-137
		4	土留・仮締切工	締切盛土		2-137
		5	土留・仮締切工	中詰盛土		2-137

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 仮設工	3-2-10-9		地中連続壁工(壁式)			2-138
	3-2-10-10		地中連続壁工(柱列式)			2-138
	3-2-10-22		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	2-153
第11節 軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-40
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-1	1	一般事項	鋳造費（金属支承工）		2-138
		2	一般事項	鋳造費（大型ゴム支承工）		2-140
		3	一般事項	仮設材製作工		2-140
		4	一般事項	刃口金物製作工		2-140
	3-2-12-3	1	桁製作工	仮組検査を実施する場合		2-141
				シミュレーション仮組検査を実施する場合		2-141
		2	桁製作工	仮組検査を実施しない場合		2-143
		3	桁製作工	鋼製堰堤製作工（仮組立時）		2-144
	3-2-12-4		検査路製作工			2-146
	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			2-146
	3-2-12-6		落橋防止装置製作工			2-147
	3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工			2-147
	3-2-12-8		アンカーフレーム製作工			2-147
	3-2-12-9		プレビーム用桁製作工			2-148
	3-2-12-10		鋼製排水管製作工			2-148
	3-2-12-11		工場塗装工			2-149
第13節 橋梁架設工	3-2-13		架設工（鋼橋）	クレーン架設		2-150
				ケーブルクレーン架設		2-150
				ケーブルエレクション架設		2-150
				架設桁架設		2-150
				送出し架設		2-150
				トラベラークレーン架設		2-150
			架設工（コンクリート橋）	クレーン架設		2-151
				架設桁架設		2-151
			架設工支保工	固定		2-151
				移動		2-151
			架設桁架設	片持架設		2-151
				押出し架設		2-151

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第14節 法面工（共通）	3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		2-151
				張芝工		2-151
				筋芝工		2-151
				市松芝工		2-151
				植生シート工		2-151
				植生マット工		2-151
				植生筋工		2-151
				人工張芝工		2-151
				植生穴工		2-151
		2	植生工	植生基材吹付工		2-152
				客土吹付工		2-152
	3-2-14-3		吹付工(仮設を含む)	コンクリート		2-153
				モルタル		2-153
	3-2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		2-154
				現場吹付法枠工		2-154
		2	法枠工	プレキャスト法枠工		2-154
	3-2-14-6		アンカー工			2-154
第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		2-155
	3-2-15-2		プレキャスト擁壁工			2-155
	3-2-15-3		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		2-156
				多数アンカー式補強土工法		2-156
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		2-156
	3-2-15-4		井桁ブロック工			2-156
第16節 浚渫工（共通）	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		2-157
		2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船		2-157
		3	浚渫船運転工	バックホウ浚渫船（面管理の場合）		2-158
第18節 床版工	3-2-18-2		床版工			2-158

【第６編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章　築堤・護岸						
第3節　軽量盛土工	6-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-40
第4節　地盤改良工	6-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	2-133
	6-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	2-133
	6-1-4-4		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	2-134
	6-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	2-134
	6-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	2-135
第5節　護岸基礎工	6-1-5-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	2-55
	6-1-5-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-43
第6節　矢板護岸工	6-1-6-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	2-55
	6-1-6-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-43
第7節　法覆護岸工	6-1-7-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	2-58
	6-1-7-4		護岸付属物工			2-159
	6-1-7-5		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	2-59
	6-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	2-58
	6-1-7-7		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	2-59
	6-1-7-8		法枠工		3-2-14-4法枠工	2-154
	6-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	2-51
				巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	2-51
				かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	2-51
	6-1-7-10		吹付工		3-2-14-3吹付工	2-153
	6-1-7-11		植生工		3-2-14-2植生工	2-151
	6-1-7-12		覆土工		1-2-3-5法面整形工	2-37
	6-1-7-13		羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-52
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	2-52
				かご枠	3-2-3-27羽口工	2-52
				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	2-58
第8節　擁壁護岸工	6-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-155
	6-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	2-155
第9節　根固め工	6-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	2-49
	6-1-9-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	2-50
	6-1-9-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	2-50
	6-1-9-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-52
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	2-52
第10節 水制工	6-1-10-3		沈床工		3-2-3-18沈床工	2-50
	6-1-10-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	2-50
	6-1-10-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-52
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	2-52
	6-1-10-8		杭出し水制工			2-159
第11節 付帯道路工	6-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	2-44
	6-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	2-60
	6-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	2-106

【第６編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 付帯道路工	6-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	2-126
	6-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	2-128
	6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工	2-53
	6-1-11-10		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	2-54
	6-1-11-11		縁石工		3-2-3-5縁石工	2-43
	6-1-11-12		区画線工		3-2-3-9区画線工	2-45
第12節 付帯道路施設工	6-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	2-45
	6-1-12-4		標識工		3-2-3-6小型標識工	2-43
第13節 光ケーブル配管工	6-1-13-3		配管工			2-159
	6-1-13-4		ハンドホール工			2-160
第2章　浚渫（河川）						
第2節　浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-2-3-2		浚渫船運転工（民船・官船）		3-2-16-3浚渫船運転工	2-157
第3節　浚渫工（グラブ浚渫船）	6-2-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	2-157
第4節　浚渫工(バックホウ浚渫船)	6-2-5-2	1	浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	2-157
		2	浚渫船運転工（面管理の場合）		3-2-16-3浚渫船運転工	2-158
第3章　樋門・樋管						
第3節　軽量盛土工	6-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-40
第4節　地盤改良工	6-3-4-2		固結工		3-2-7-9固結工	2-135
第5節　樋門・樋管本体工	6-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-56
	6-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-56
	6-3-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-43
	6-3-5-6	1	函渠工	本体工		2-160
		2	函渠工	ヒューム管		2-160
				ＰＣ管		2-160
				コルゲートパイプ		2-160
				ダクタイル鋳鉄管		2-160
				ＰＣ函渠	3-2-3-28プレキャストカルバート工	2-52
	6-3-5-7		翼壁工			2-161
	6-3-5-8		水叩工			2-161
第6節　護床工	6-3-6-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	2-49
	6-3-6-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	2-50
	6-3-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	2-50
	6-3-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-52
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	2-52
第7節　水路工	6-3-7-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	2-53
	6-3-7-4		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	2-54
	6-3-7-5		暗渠工		3-2-3-29側溝工(暗渠工)	2-53
	6-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	2-52
第8節　付属物設置工	6-3-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	2-44
	6-3-8-7		階段工		3-2-3-22階段工	2-50
第4章　水門						
第3節　工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	2-141

【第６編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節　工場製作工	6-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	2-146
	6-4-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	2-147
	6-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	2-148
	6-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	2-147
	6-4-3-9		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	2-140
	6-4-3-10		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	2-149
第5節　軽量盛土工	6-4-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-40
第6節　水門本体工	6-4-6-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-56
	6-4-6-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-56
	6-4-6-6		矢板工（遮水矢板）		3-2-3-4矢板工	2-43
	6-4-6-7		床版工			2-161
	6-4-6-8		堰柱工			2-161
	6-4-6-9		門柱工			2-161
	6-4-6-10		ゲート操作台工			2-161
	6-4-6-11		胸壁工			2-161
	6-4-6-12		翼壁工		6-3-5-7翼壁工	2-161
	6-4-6-13		水叩工		6-3-5-8水叩工	2-161
第7節　護床工	6-4-7-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	2-49
	6-4-7-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	2-50
	6-4-7-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	2-50
	6-4-7-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-52
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	2-52
第8節　付属物設置工	6-4-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	2-44
	6-4-8-8		階段工		3-2-3-22階段工	2-50
第9節　鋼管理橋上部工	6-4-9-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13　架設工（鋼橋）	2-150
	6-4-9-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13　架設工（鋼橋）	2-150
	6-4-9-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13　架設工（鋼橋）	2-150
	6-4-9-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13　架設工（鋼橋）	2-150
	6-4-9-8		架設工(送出し架設)		3-2-13　架設工（鋼橋）	2-150
	6-4-9-9		架設工(トラベラークレーン架設)		3-2-13　架設工（鋼橋）	2-150
	6-4-9-10		支承工		10-4-5-10支承工	2-193
第10節 橋梁現場塗装工	6-4-10-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	2-54
第11節 床版工	6-4-11-2		床版工		3-2-18-2床版工	2-158
第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-4-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	2-50
	6-4-12-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	2-194
	6-4-12-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	2-194
	6-4-12-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	2-194
	6-4-12-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	2-194
第14節 コンクリート管理橋上部工(ＰＣ橋)	6-4-14-2		プレテンション桁製作工（購入工）		3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	2-46

【第６編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第14節　コンクリート管理橋上部工(ＰＣ橋)	6-4-14-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	2-47
	6-4-14-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	2-47
	6-4-14-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	2-47
	6-4-14-6		支承工		10-4-5-10支承工	2-193
	6-4-14-7		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工（コンクリート橋）	2-151
	6-4-14-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工（コンクリート橋）	2-151
	6-4-14-9		床版･横組工		3-2-18-2床版工	2-158
	6-4-14-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	2-194
第15節　コンクリート管理橋上部工(ＰＣホロースラブ橋)	6-4-15-3		支承工		10-4-5-10支承工	2-193
	6-4-15-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	2-194
	6-4-15-5		ＰＣホロースラブ製作工		3-2-3-15ＰＣホロースラブ製作工	2-48
第16節　橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-4-16-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	2-50
	6-4-16-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	2-194
	6-4-16-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	2-194
	6-4-16-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	2-194
	6-4-16-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	2-194
第18節　舗装工	6-4-18-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	2-60
	6-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	2-72
	6-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	2-84
	6-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	2-96
	6-4-18-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	2-100
	6-4-18-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	2-106
	6-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	2-126
	6-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	2-128
第5章　堰						
第3節　工場製作工	6-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	2-140
	6-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	2-141
	6-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	2-146
	6-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	2-146
	6-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	2-147
	6-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	2-148
	6-5-3-9		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	2-148
	6-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	2-147
	6-5-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	2-147

【第６編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節　工場製作工	6-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	2-140
	6-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	2-149
第5節　軽量盛土工	6-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-40
第6節　可動堰本体工	6-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-56
	6-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-56
	6-5-6-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	2-57
	6-5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	2-57
	6-5-6-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-43
	6-5-6-8		床版工		6-4-6-7床版工	2-161
	6-5-6-9		堰柱工		6-4-6-8堰柱工	2-161
	6-5-6-10		門柱工		6-4-6-9門柱工	2-161
	6-5-6-11		ゲート操作台工		6-4-6-10ゲート操作台工	2-161
	6-5-6-12		水叩工		6-3-5-8水叩工	2-161
	6-5-6-13		閘門工			2-161
	6-5-6-14		土砂吐工			2-161
	6-5-6-15		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-155
第7節　固定堰本体工	6-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-56
	6-5-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-56
	6-5-7-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	2-57
	6-5-7-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	2-57
	6-5-7-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-43
	6-5-7-8		堰本体工			2-161
	6-5-7-9		水叩工			2-161
	6-5-7-10		土砂吐工			2-161
	6-5-7-11		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-155
第8節　魚道工	6-5-8-3		魚道本体工			2-162
第9節　管理橋下部工	6-5-9-2		管理橋橋台工			2-162
第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	2-150
	6-5-10-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	2-150
	6-5-10-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	2-150
	6-5-10-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	2-150
	6-5-10-8		架設工（送出し架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	2-150
	6-5-10-9		架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	2-150
	6-5-10-10		支承工		10-4-5-10支承工	2-193
第11節 橋梁現場塗装工	6-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	2-54
第12節 床版工	6-5-12-2		床版工		3-2-18-2床版工	2-158
第13節　橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	2-50
	6-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	2-194

【第６編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第13節　橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	2-194
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	2-194
	6-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	2-194
第15節　コンクリート管理橋上部工（PC橋）	6-5-15-2		プレテンション桁製作工（購入工）		3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	2-46
	6-5-15-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	2-47
	6-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	2-47
	6-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	2-47
	6-5-15-6		支承工		10-4-5-10支承工	2-193
	6-5-15-7		架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	2-151
	6-5-15-8		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	2-151
	6-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	2-158
	6-5-15-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	2-194
第16節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣホロースラブ橋）	6-5-16-3		支承工		10-4-5-10支承工	2-193
	6-5-16-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	2-194
	6-5-16-5		ＰＣホロースラブ製作工		3-2-3-15ＰＣホロースラブ製作工	2-48
第17節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣ箱桁橋）	6-5-17-3		支承工		10-4-5-10支承工	2-193
	6-5-17-4		ＰＣ箱桁製作工		3-2-3-16ＰＣ箱桁製作工	2-48
	6-5-17-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	2-194
第18節　橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	2-50
	6-5-18-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	2-194
	6-5-18-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	2-194
	6-5-18-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	2-194
	6-5-18-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	2-194
第20節　付属物設置工	6-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	2-44
	6-5-20-7		階段工		3-2-3-22階段工	2-50
第6章　排水機場						
第3節　軽量盛土工	6-6-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-40
第4節　機場本体工	6-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-56
	6-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-56
	6-6-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-43
	6-6-4-6		本体工			2-163
	6-6-4-7		燃料貯油槽工			2-163
第5節　沈砂池工	6-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-56

【第６編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節　沈砂池工	6-6-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-56
	6-6-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-43
	6-6-5-6		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-155
	6-6-5-7		コンクリート床版工			2-163
	6-6-5-8		ブロック床版工		3-2-3-17根固めブロック工	2-49
	6-6-5-9		場所打水路工		3-2-3-29側溝工(場所打水路工)	2-53
第6節　吐出水槽工	6-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-56
	6-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-56
	6-6-6-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-43
	6-6-6-6		本体工		6-6-4-6本体工	2-163
第7章　床止め・床固め						
第3節　軽量盛土工	6-7-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-40
第4節　床止め工	6-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-56
	6-7-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-43
	6-7-4-6		本体工	床固め本体工		2-164
				植石張り	3-2-5-5石積（張）工	2-59
				根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	2-49
	6-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-155
	6-7-4-8		水叩工	水叩工		2-164
				巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	2-51
				根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	2-49
第5節　床固め工	6-7-5-4		本堤工		6-7-4-6本体工	2-164
	6-7-5-5		垂直壁工		6-7-4-6本体工	2-164
	6-7-5-6		側壁工			2-164
	6-7-5-7		水叩工		6-7-4-8水叩工	2-164
第6節　山留擁壁工	6-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-155
	6-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	2-58
	6-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	2-59
	6-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	2-55
第8章　河川維持						
第7節　路面補修工	6-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	2-37
	6-8-7-4		コンクリート舗装補修工		3-2-6-12コンクリート舗装工	2-106
	6-8-7-5		アスファルト舗装補修工		3-2-6-7アスファルト舗装工	2-60
第8節　付属物復旧工	6-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	2-44
第9節　付属物設置工	6-8-9-3		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	2-44
	6-8-9-5		付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	2-45
第10節 光ケーブル配管工	6-8-10-3		配管工		6-1-13-3配管工	2-159
	6-8-10-4		ハンドホール工		6-1-13-4ハンドホール工	2-160
第12節 植栽維持工	6-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	2-151
第9章　河川修繕						
第3節　軽量盛土工	6-9-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-40
第4節　腹付工	6-9-4-2		覆土工		1-2-3-5法面整形工	2-37
	6-9-4-3		植生工		3-2-14-2植生工	2-151

【第６編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節　側帯工	6-9-5-2		縁切工	じゃかご工	3-2-3-27羽口工	2-52
				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	2-58
				コンクリートブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	2-58
				石張工	3-2-5-5石積（張）工	2-59
	6-9-5-3		植生工		3-2-14-2植生工	2-151
第6節　堤脚保護工	6-9-6-3		石積工		3-2-5-5石積（張）工	2-59
	6-9-6-4		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	2-58
第7節　管理用通路工	6-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	2-44
	6-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	2-130
	6-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	2-130
	6-9-7-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	2-131
	6-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管（函）渠	3-2-3-29側溝工	2-53
				集水桝工	3-2-3-30集水桝工	2-54
	6-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5縁石工	2-43
第8節　現場塗装工	6-9-8-3		付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	2-54
	6-9-8-4		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	2-45

【第７編　河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章　堤防・護岸						
第3節　軽量盛土工	7-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-40
第4節　地盤改良工	7-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	2-133
	7-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	2-133
	7-1-4-4		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	2-134
	7-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	2-134
	7-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	2-135
第5節　護岸基礎工	7-1-5-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	2-50
	7-1-5-5		場所打コンクリート工			2-165
	7-1-5-6		海岸コンクリートブロック工			2-165
	7-1-5-7		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	2-55
	7-1-5-8		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	2-55
	7-1-5-9		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-43
第6節　護岸工	7-1-6-3		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	2-59
	7-1-6-4		海岸コンクリートブロック工			2-165
	7-1-6-5		コンクリート被覆工			2-166
第7節　擁壁工	7-1-7-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-155
第8節　天端被覆工	7-1-8-2		コンクリート被覆工			2-166
第9節　波返工	7-1-9-3		波返工			2-166
第10節 裏法被覆工	7-1-10-2		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	2-59
	7-1-10-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	2-58
	7-1-10-4		コンクリート被覆工		7-1-6-5コンクリート被覆工	2-166
	7-1-10-5		法枠工		3-2-14-4法枠工	2-154
第11節 カルバート工	7-1-11-3		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	2-52
第12節 排水構造物工	7-1-12-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	2-53
	7-1-12-4		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	2-54
	7-1-12-5		管渠工	プレキャストパイプ	3-2-3-29側溝工(暗渠工)	2-53
				プレキャストボックス	3-2-3-29側溝工(暗渠工)	2-53
				コルゲートパイプ	3-2-3-29側溝工(暗渠工)	2-53
				タグタイル鋳鉄管	3-2-3-29側溝工(暗渠工)	2-53
	7-1-12-6		場所打水路工		3-2-3-29側溝工(場所打水路工)	2-53
第13節 付属物設置工	7-1-13-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	2-44
	7-1-13-6		階段工		3-2-3-22階段工	2-50
第14節 付帯道路工	7-1-14-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	2-44
	7-1-14-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	2-60
	7-1-14-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	2-106
	7-1-14-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	2-126
	7-1-14-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	2-53
	7-1-14-9		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	2-54
	7-1-14-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	2-43

【第７編　河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第14節 付帯道路工	7-1-14-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	2-45
第15節 付帯道路施設工	7-1-15-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	2-45
	7-1-15-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	2-43
第2章　突堤・人工岬						
第3節　軽量盛土工	7-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-40
第4節　突堤基礎工	7-2-4-4		捨石工			2-167
	7-2-4-5		吸出し防止工			2-167
第5節　突堤本体工	7-2-5-2		捨石工			2-167
	7-2-5-5		海岸コンクリートブロック工			2-168
	7-2-5-6		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-56
	7-2-5-7		詰杭工		3-2-4-4既製杭工	2-56
	7-2-5-8		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-43
	7-2-5-9		石枠工			2-168
	7-2-5-10		場所打コンクリート工			2-168
	7-2-5-11	1	ケーソン工	ケーソン工製作		2-169
		2	ケーソン工	ケーソン工据付		2-169
		3	ケーソン工	突堤上部工（場所打コンクリート）（海岸コンクリートブロック）		2-169
	7-2-5-12	1	セルラー工	セルラー工製作		2-170
		2	セルラー工	セルラー工据付		2-170
		3	セルラー工	突堤上部工（場所打コンクリート）（海岸コンクリートブロック）		2-170
第6節　根固め工	7-2-6-2		捨石工			2-170
	7-2-6-3		根固めブロック工			2-171
第7節　消波工	7-2-7-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	2-50
	7-2-7-3		消波ブロック工			2-171
第3章　海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）						
第3節　海域堤基礎工	7-3-3-3		捨石工			2-171
	7-3-3-4		吸出し防止工		7-2-4-5吸出し防止工	2-167
第4節　海域堤本体工	7-3-4-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	2-50
	7-3-4-3		海岸コンクリートブロック工		7-2-5-5海岸コンクリートブロック工	2-168
	7-3-4-4		ケーソン工		7-2-5-11ケーソン工	2-169
	7-3-4-5		セルラー工		7-2-5-12セルラー工	2-170
	7-3-4-6		場所打コンクリート工		7-2-5-10場所打ちコンクリート工	2-168
第4章　浚渫（海岸）						
第3節　浚渫工（ポンプ浚渫船）	7-4-3-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	2-157
第4節　浚渫工（グラブ船）	7-4-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	2-157

【第７編　河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5章　養浜						
第3節　軽量盛土工	7-5-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-40
第4節　砂止工	7-5-4-2		根固めブロック工		7-2-6-3根固めブロック工	2-171

【第８編　砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章　砂防堰堤						
第3節　工場製作工	8-1-3-3		鋼製堰堤製作工		3-2-12-3-3桁製作工（鋼製堰堤製作工（仮組立時））	2-144
	8-1-3-4		鋼製堰堤仮設材製作工			2-172
	8-1-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	2-149
第5節　軽量盛土工	8-1-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-40
第6節　法面工	8-1-6-2		植生工		3-2-14-2植生工	2-151
	8-1-6-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	2-153
	8-1-6-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	2-154
	8-1-6-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	2-154
	8-1-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-52
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	2-52
第8節　コンクリート堰堤工	8-1-8-4		コンクリート堰堤本体工			2-172
	8-1-8-5		コンクリート副堰堤工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	2-172
	8-1-8-6		コンクリート側壁工			2-172
	8-1-8-8		水叩工			2-173
第9節　鋼製堰堤工	8-1-9-5		鋼製堰堤本体工	不透過型		2-173
				透過型		2-174
	8-1-9-6		鋼製側壁工			2-176
	8-1-9-7		コンクリート側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	2-172
	8-1-9-9		水叩工		8-1-8-8水叩工	2-173
	8-1-9-10		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	2-54
第10節 護床工・根固め工	8-1-10-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	2-49
	8-1-10-6		沈床工		3-2-3-18沈床工	2-50
	8-1-10-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-52
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	2-52
第11節 砂防堰堤付属物設置工	8-1-11-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	2-44
第12節 付帯道路工	8-1-12-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	2-44
	8-1-12-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	2-60
	8-1-12-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	2-106
	8-1-12-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	2-126
	8-1-12-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	2-53
	8-1-12-9		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	2-54
	8-1-12-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	2-43
	8-1-12-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	2-45
第13節 付帯道路施設工	8-1-13-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	2-45
	8-1-13-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	2-43
第2章　流路						
第3節　軽量盛土工	8-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-40
第4節　流路護岸工	8-2-4-4		基礎工（護岸）		3-2-4-3基礎工（護岸）	2-55
	8-2-4-5		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-155

【第８編　砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4節　流路護岸工	8-2-4-6		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	2-58
	8-2-4-7		石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	2-59
	8-2-4-8		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	2-159
	8-2-4-9		植生工		3-2-14-2植生工	2-151
第5節　床固め工	8-2-5-4		床固め本体工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	2-172
	8-2-5-5		垂直壁工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	2-172
	8-2-5-6		側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	2-172
	8-2-5-7		水叩工		8-1-8-8水叩工	2-173
	8-2-5-8		魚道工			2-176
第6節　根固め・水制工	8-2-6-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	2-49
	8-2-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	2-50
	8-2-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-52
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	2-52
				かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	2-51
第7節　流路付属物設置工	8-2-7-2		階段工		3-2-3-22階段工	2-50
	8-2-7-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	2-44
第3章　斜面対策						
第3節　軽量盛土工	8-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-40
第4節　法面工	8-3-4-2		植生工		3-2-14-2植生工	2-151
	8-3-4-3		吹付工		3-2-14-3吹付工	2-153
	8-3-4-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	2-154
	8-3-4-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-52
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	2-52
	8-3-4-6		アンカー工（プレキャストコンクリート板）		3-2-14-6アンカー工	2-154
	8-3-4-7		抑止アンカー工		3-2-14-6アンカー工	2-154
第5節　擁壁工	8-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-56
	8-3-5-4		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-155
	8-3-5-5		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	2-155
	8-3-5-6		補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	2-156
	8-3-5-7		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	2-156
	8-3-5-8		落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	2-183
第6節　山腹水路工	8-3-6-3		山腹集水路・排水路工		3-2-3-29側溝工(場所打水路工)	2-53
	8-3-6-4		山腹明暗渠工			2-176
	8-3-6-5		山腹暗渠工		3-2-3-29側溝工(暗渠工)	2-53
	8-3-6-6		現場打水路工		3-2-3-29側溝工(場所打水路工)	2-53
	8-3-6-7		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	2-54
第7節　地下水排除工	8-3-7-4		集排水ボーリング工			2-177
	8-3-7-5		集水井工			2-177
第8節　地下水遮断工	8-3-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-155
	8-3-8-4		固結工		3-2-7-9固結工	2-135

【第８編　砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節　地下水遮断工	8-3-8-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-43
第9節　抑止杭工	8-3-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-56
	8-3-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-56
	8-3-9-5		シャフト工（深礎工）		3-2-4-6深礎工	2-57
	8-3-9-6		合成杭工			2-177

【第９編　ダム編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章　コンクリートダム						
第4節　ダムコンクリート工	9-1-4		コンクリートダム工	本体		2-178
	9-1-4			水叩		2-178
	9-1-4			副ダム		2-179
	9-1-4			導流壁		2-180
第2章　フィルダム						
第4節　盛立工	9-2-4-5		コアの盛立			2-181
	9-2-4-6		フィルターの盛立			2-181
	9-2-4-7		ロックの盛立			2-181
	9-2		フィルダム（洪水吐）			2-182
第3章　基礎グラウチング						
第3節　ボーリング工	9-3-3		ボーリング工			2-182

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章　道路改良						
第3節　工場製作工	10-1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		2-183
				工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	2-149
第4節　地盤改良工	10-1-4-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	2-132
	10-1-4-3		置換工		3-2-7-3置換工	2-132
	10-1-4-4		サンドマット工		3-2-7-6ｻﾝﾄﾞﾏｯﾄ工	2-134
	10-1-4-5		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	2-134
	10-1-4-6		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	2-134
	10-1-4-7		固結工		3-2-7-9固結工	2-135
第5節　法面工	10-1-5-2		植生工		3-2-14-2植生工	2-151
	10-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	2-153
	10-1-5-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	2-154
	10-1-5-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	2-154
	10-1-5-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-52
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	2-52
第6節　軽量盛土工	10-1-6-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-40
第7節　擁壁工	10-1-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-56
	10-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-56
	10-1-7-5		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-155
	10-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	2-155
	10-1-7-7		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	3-2-15-3補強土壁工	2-156
				多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	2-156
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	2-156
	10-1-7-8		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	2-156
第8節　石・ブロック積（張）工	10-1-8-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	2-58
	10-1-8-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	2-59
第9節　カルバート工	10-1-9-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-56
	10-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-56
	10-1-9-6		場所打函渠工			2-183
	10-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	2-52
第10節　排水構造物工（小型水路工）	10-1-10-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	2-53
	10-1-10-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	2-53
	10-1-10-5		集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	2-54
	10-1-10-6		地下排水工		3-2-3-29側溝工(暗渠工)	2-53
	10-1-10-7		場所打水路工		3-2-3-29側溝工(場所打水路工)	2-53
	10-1-10-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	2-53
第11節　落石雪害防止工	10-1-11-4		落石防止網工			2-183
	10-1-11-5		落石防護柵工			2-183

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-6		防雪柵工			2-184
	10-1-11-7		雪崩予防柵工			2-184
第12節 遮音壁工	10-1-12-4		遮音壁基礎工			2-184
	10-1-12-5		遮音壁本体工			2-184
第2章　舗装						
第3節　地盤改良工	10-2-3-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	2-132
	10-2-3-3		置換工		3-2-7-3置換工	2-132
第4節　舗装工	10-2-4-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	2-60
	10-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	2-72
	10-2-4-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	2-84
	10-2-4-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	2-96
	10-2-4-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	2-100
	10-2-4-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	2-106
	10-2-4-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	2-126
	10-2-4-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	2-128
	10-2-4		歩道路盤工			2-185
	10-2-4		取合舗装路盤工			2-185
	10-2-4		路肩舗装路盤工			2-185
	10-2-4		歩道舗装工			2-185
	10-2-4		取合舗装工			2-185
	10-2-4		路肩舗装工			2-185
	10-2-4		表層工			2-185
第5節　排水構造物工（路面排水工）	10-2-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	2-53
	10-2-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	2-53
	10-2-5-5		集水桝（街渠桝）・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	2-54
	10-2-5-6		地下排水工		3-2-3-29側溝工(暗渠工)	2-53
	10-2-5-7		場所打水路工		3-2-3-29側溝工(場所打水路工)	2-53
	10-2-5-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	2-53
	10-2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			2-186
第6節　縁石工	10-2-6-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	2-43
第7節　踏掛版工	10-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		2-186
				ラバーシュー		2-186
				アンカーボルト		2-186
第8節　防護柵工	10-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	2-44
	10-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	2-44
	10-2-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	2-44
	10-2-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	2-44
第9節　標識工	10-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	2-43
	10-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		2-186
		2	大型標識工	標識柱工		2-186

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 区画線工	10-2-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	2-45
第12節 道路付属施設工	10-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	2-45
	10-2-12-5	1	ケーブル配管工			2-187
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		2-187
	10-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		2-187
第13節 橋梁付属物工	10-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	2-50
第3章　橋梁下部						
第3節　工場製作工	10-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	2-140
	10-3-3-3		鋼製橋脚製作工			2-188
	10-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	2-147
	10-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	2-149
第5節　軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-40
第6節　橋台工	10-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-56
	10-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-56
	10-3-6-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	2-57
	10-3-6-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	2-57
	10-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマッチクケーソン基礎工	2-57
	10-3-6-8		橋台躯体工			2-189
第7節　ＲＣ橋脚工	10-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-56
	10-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-56
	10-3-7-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	2-57
	10-3-7-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	2-57
	10-3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマッチクケーソン基礎工	2-57
	10-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	2-58
	10-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式		2-190
				重力式		2-190
				半重力式		2-190
		2	橋脚躯体工	ラーメン式		2-191
第8節　鋼製橋脚工	10-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-56
	10-3-8-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-56
	10-3-8-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	2-57
	10-3-8-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	2-57
	10-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマッチクケーソン基礎工	2-57
	10-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	2-58
	10-3-8-9	1	橋脚フーチング工	Ｉ型・Ｔ型		2-191
		2	橋脚フーチング工	門型		2-192
	10-3-8-10	1	橋脚架設工	Ｉ型・Ｔ型		2-192
		2	橋脚架設工	門型		2-192
	10-3-8-11		現場継手工			2-192

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節　鋼製橋脚工	10-3-8-12		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	2-54
第9節　護岸基礎工	10-3-9-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	2-55
	10-3-9-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-43
第10節 矢板護岸工	10-3-10-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	2-55
	10-3-10-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-43
第11節 法覆護岸工	10-3-11-2		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	2-58
	10-3-11-3		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	2-159
	10-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	2-59
	10-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	2-58
	10-3-11-6		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	2-59
	10-3-11-7		法枠工		3-2-14-4法枠工	2-154
	10-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	2-51
			多自然型護岸工	巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	2-51
			多自然型護岸工	かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	2-51
	10-3-11-9		吹付工		3-2-14-3吹付工	2-153
	10-3-11-10		植生工		3-2-14-2植生工	2-151
	10-3-11-11		覆土工		1-2-3-5法面整形工	2-37
	10-3-11-12		羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-52
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	2-52
				かご枠	3-2-3-27羽口工	2-52
				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	2-58
第12節 擁壁護岸工	10-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-155
	10-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	2-155
第4章　鋼橋上部						
第3節　工場製作工	10-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	2-141
	10-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	2-146
	10-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	2-146
	10-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	2-147
	10-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	2-148
	10-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	2-147
	10-4-3-9		橋梁用高欄製作工			2-193
	10-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	2-141
	10-4-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	2-147
	10-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	2-149
第5節　鋼橋架設工	10-4-5-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	2-150
	10-4-5-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	2-150
	10-4-5-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	2-150

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節　鋼橋架設工	10-4-5-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	2-150
	10-4-5-8		架設工（送出し架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	2-150
	10-4-5-9		架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	2-150
	10-4-5-10	1	支承工	鋼製支承		2-193
		2	支承工	ゴム支承		2-193
第6節　橋梁現場塗装工	10-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	2-54
第7節　床版工	10-4-7-2		床版工		3-2-18-2床版工	2-158
第8節　橋梁付属物工	10-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	2-50
	10-4-8-3		落橋防止装置工			2-194
	10-4-8-5		地覆工			2-194
	10-4-8-6		橋梁用防護柵工			2-194
	10-4-8-7		橋梁用高欄工			2-194
	10-4-8-8		検査路工			2-194
第9節　歩道橋本体工	10-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-56
	10-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-56
	10-4-9-5		橋脚フーチング工	Ｉ型	10-3-8-9橋脚フーチング工	2-191
				Ｔ型	10-3-8-9橋脚フーチング工	2-191
	10-4-9-6		歩道橋（側道橋）架設工		3-2-13　架設工（鋼橋）	2-150
	10-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	2-54
第5章　コンクリート橋上部						
第3節　工場製作工	10-5-3-2		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	2-148
	10-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	2-147
	10-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	2-146
	10-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	2-146
	10-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	2-149
第5節　ＰＣ橋工	10-5-5-2		プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	2-46
				スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	2-46
	10-5-5-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	2-47
	10-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	2-47
	10-5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	2-47
	10-5-5-6		支承工		10-4-5-10支承工	2-193
	10-5-5-7		架設工（クレーン架設）		3-2-13　架設工（コンクリート橋）	2-151
	10-5-5-8		架設工（架設桁架設）		3-2-13　架設工（コンクリート橋）	2-151
	10-5-5-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	2-158

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節　ＰＣ橋工	10-5-5-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	2-194
第6節　プレビーム桁橋工	10-5-6-2		プレビーム桁製作工	現場		2-195
	10-5-6-3		支承工		10-4-5-10支承工	2-193
	10-5-6-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	2-150
	10-5-6-5		架設工（架設桁架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	2-150
	10-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2床版工	2-158
	10-5-6-9		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	2-194
第7節　ＰＣホロースラブ橋工	10-5-7-3		支承工		10-4-5-10支承工	2-193
	10-5-7-4		ＰＣホロースラブ製作工		3-2-3-15ＰＣホロースラブ製作工	2-48
	10-5-7-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	2-194
第8節　ＲＣホロースラブ橋工	10-5-8-3		支承工		10-4-5-10支承工	2-193
	10-5-8-4		ＲＣ場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15ＰＣホロースラブ製作工	2-48
	10-5-8-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	2-194
第9節　ＰＣ版桁橋工	10-5-9-2		ＰＣ版桁製作工		3-2-3-15ＰＣホロースラブ製作工	2-48
第10節 ＰＣ箱桁橋工	10-5-10-3		支承工		10-4-5-10支承工	2-193
	10-5-10-4		ＰＣ箱桁製作工		3-2-3-16ＰＣ箱桁製作工	2-48
	10-5-10-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	2-194
第11節 ＰＣ片持箱桁橋工	10-5-11-2		ＰＣ片持箱桁製作工		3-2-3-16ＰＣ箱桁製作工	2-48
	10-5-11-3		支承工		10-4-5-10支承工	2-193
	10-5-11-4		架設工（片持架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋	2-151
第12節 ＰＣ押出し箱桁橋工	10-5-12-2		ＰＣ押出し箱桁製作工		3-2-3-16ＰＣ押出し箱桁製作工	2-49
	10-5-12-3		架設工（押出し架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	2-151
第13節 橋梁付属物工	10-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	2-50
	10-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	2-194
	10-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	2-194
	10-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	2-194
	10-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	2-194
第6章　トンネル（ＮＡＴＭ）						
第4節　支保工	10-6-4-3		吹付工			2-195
	10-6-4-4		ロックボルト工			2-195
第5節　覆工	10-6-5-3		覆工コンクリート工			2-196
	10-6-5-4		側壁コンクリート工		10-6-5-3覆工コンクリート工	2-196
	10-6-5-5		床版コンクリート工			2-196
第6節　インバート工	10-6-6-4		インバート本体工			2-197
第7節　坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29側溝工(暗渠工)	2-53
第8節　坑門工	10-6-8-4		坑門本体工			2-197

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節　坑門工	10-6-8-5		明り巻工			2-198
第11章　共同溝						
第3節　工場製作工	10-11-3-3		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	2-149
第6節　現場打構築工	10-11-6-2		現場打躯体工			2-199
	10-11-6-4		カラー継手工			2-199
	10-11-6-5	1	防水工	防水		2-199
		2	防水工	防水保護工		2-199
		3	防水工	防水壁		2-200
第7節　プレキャスト構築工	10-11-7-2		プレキャスト躯体工			2-200
第12章　電線共同溝						
第5節　電線共同溝工	10-12-5-2		管路工	管路部		2-200
	10-12-5-3		プレキャストボックス工	特殊部		2-201
	10-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部	10-11-6-2現場打躯体工	2-199
第6節　付帯設備工	10-12-6-2		ハンドホール工			2-201
第13章　情報ボックス工						
第3節　情報ボックス工	10-13-3-4		管路工	管路部	10-12-5-2管路工（管路部）	2-200
第4節　付帯設備工	10-13-4-2		ハンドホール工		10-12-6-2ハンドホール工	2-201
第14章　道路維持						
第4節　舗装工	10-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	2-130
	10-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	2-130
	10-14-4-5	1	切削オーバーレイ工			2-202
		2	切削オーバーレイ工	（面管理の場合）		2-202
	10-14-4-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	2-131
	10-14-4-7		路上再生工			2-202
	10-14-4-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	2-126
第5節　排水構造物工	10-14-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	2-53
	10-14-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	2-53
	10-14-5-5		集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	2-54
	10-14-5-6		地下排水工		3-2-3-29側溝工(暗渠工)	2-53
	10-14-5-7		場所打水路工		3-2-3-29側溝工(場所打水路工)	2-53
	10-14-5-8		排水工		3-2-3-29側溝工	2-53
第6節　防護柵工	10-14-6-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	2-44
	10-14-6-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	2-44
	10-14-6-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	2-44
	10-14-6-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	2-44
第7節　標識工	10-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	2-43
	10-14-7-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	2-186
第8節　道路付属施設工	10-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	2-45
	10-14-8-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	2-187
	10-14-8-6		照明工		10-2-12-6照明工	2-187
第9節　軽量盛土工	10-14-9-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-40
第10節 擁壁工	10-14-10-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-155
	10-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	2-155

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 石・ブロック積（張）工	10-14-11-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	2-58
	10-14-11-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	2-59
第12節 カルバート工	10-14-12-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	2-183
	10-14-12-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	2-52
第13節 法面工	10-14-13-2		植生工		3-2-14-2植生工	2-151
	10-14-13-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	2-153
	10-14-13-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	2-154
	10-14-13-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	2-154
	10-14-13-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-52
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	2-52
第15節 橋梁付属物工	10-15-15-2		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	2-50
	10-15-15-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	2-194
	10-15-15-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	2-194
	10-15-15-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	2-194
	10-15-15-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	2-194
第17節 現場塗装工	10-14-17-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	2-45
第16章　道路修繕						
第3節　工場製作工	10-16-3-4		桁補強材製作工			2-203
	10-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	2-147
第5節　舗装工	10-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	2-130
	10-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	2-130
	10-16-5-5		切削オーバーレイ工		10-14-4-5切削オーバーレイ工	2-202
	10-16-5-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	2-131
	10-16-5-7		路上再生工		10-14-4-7路上再生工	2-202
	10-16-5-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	2-126
第6節　排水構造物工	10-16-6-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	2-53
	10-16-6-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	2-53
	10-16-6-5		集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	2-54
	10-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29側溝工(暗渠工)	2-53
	10-16-6-7		場所打水路工		3-2-3-29側溝工(場所打水路工)	2-53
	10-16-6-8		排水工		3-2-3-29側溝工	2-53
第7節　縁石工	10-16-7-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	2-43
第8節　防護柵工	10-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	2-44
	10-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	2-44
	10-16-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	2-44
	10-16-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	2-44
第9節　標識工	10-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	2-43
	10-16-9-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	2-186
第10節 区画線工	10-16-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	2-45
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	2-45

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 道路付属施設工	10-16-12-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	2-187
	10-16-12-6		照明工		10-2-12-6照明工	2-187
第13節 軽量盛土工	10-16-13-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-40
第14節 擁壁工	10-16-14-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-155
	10-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	2-155
第15節 石・ブロック積（張）工	10-16-15-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	2-58
	10-16-15-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	2-59
第16節 カルバート工	10-16-16-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	2-183
	10-16-16-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	2-52
第17節 法面工	10-16-17-2		植生工		3-2-14-2植生工	2-151
	10-16-17-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	2-153
	10-16-17-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	2-154
	10-16-17-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	2-154
	10-16-17-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-52
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	2-52
第18節 落石雪害防止工	10-16-18-4		落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	2-183
	10-16-18-5		落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	2-183
	10-16-18-6		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	2-184
	10-16-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	2-184
第20節 鋼桁工	10-16-20-3		鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作工	2-203
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3		鋼橋支承工		10-4-5-10支承工	2-193
	10-16-21-4		ＰＣ橋支承工		10-4-5-10支承工	2-193
第22節 橋梁付属物工	10-16-22-3		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	2-50
	10-16-22-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	2-194
	10-16-22-6		地覆工		10-4-8-5地覆工	2-194
	10-16-22-7		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	2-194
	10-16-22-8		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	2-194
	10-16-22-9		検査路工		10-4-8-8検査路工	2-194
第25節 現場塗装工	10-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	2-54
	10-16-25-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	2-45

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工	基　準　高　▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１箇所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	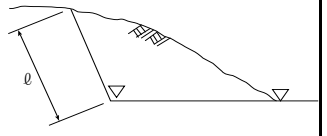	1-2-3-2
						法長ℓ	ℓ＜5m	－200			
							ℓ≧5m	法長－4%			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	2	掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±　５cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	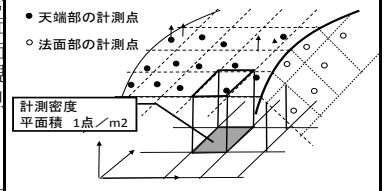 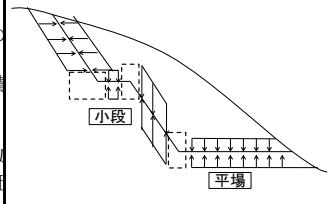	1-2-3-2
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	3	掘削工 （水中部） （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。		1-2-3-2
						平場	標高較差	±50	±300			
						法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	±300			
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	1	盛土工	基　準　高　▽		－50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。	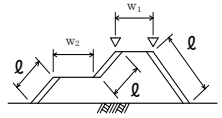	1-2-3-3
						法長ℓ	ℓ＜5m	－100				
							ℓ≧5m	法長－2%				
						幅　w_1，w_2		－100				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	2	盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	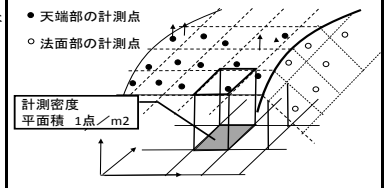 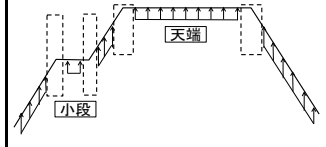	1-2-3-3
						天端	標高較差	-50	-150			
						法面 4割＜勾配	標高較差	-50	-170			
						法面 4割≧勾配 （小段含む）	標高較差	-60	-170			
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ１に対する、水平方向の長さＸをＸ割と表したもの						

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高	▽	－50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	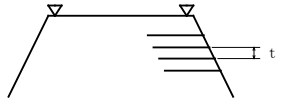	1-2-3-4
						厚さ	t	－50			
						控え長さ		設計値以上			
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工 （盛土部）	厚さ	t	※－30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。	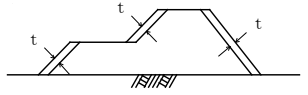	1-2-3-5
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚さt	t＜15cm	－25	幅は、施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき１ヶ所、200m以下は２ヶ所、中央で測定。	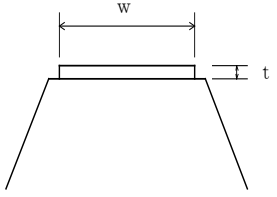	1-2-3-6
							t≧15cm	－50			
						幅	w	－100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基　準　高　▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１箇所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。	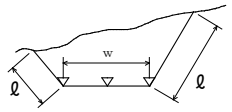	1-2-4-2
						法長ℓ	ℓ＜5m	－200			
							ℓ≧5m	法長－4%			
						幅　　w		－100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	2	掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±　５cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	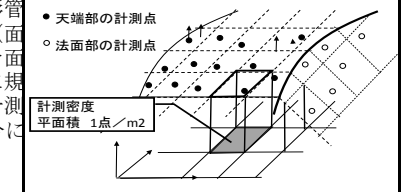 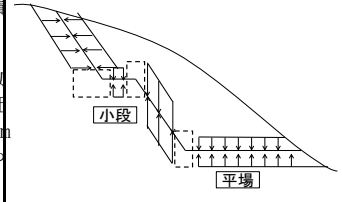	
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			
						法面 （軟岩Ⅰ） （小段含む）	水平または標高較差	±70	±330			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１箇所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。	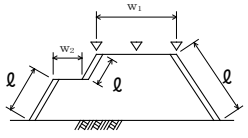	1-2-4-3 1-2-4-4
						法長ℓ	ℓ＜5m	－100			
							ℓ≧5m	法長－2%			
						幅	w_1, w_2	－100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	2	路体盛土工 路床盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	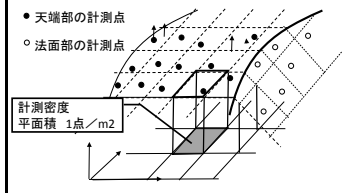 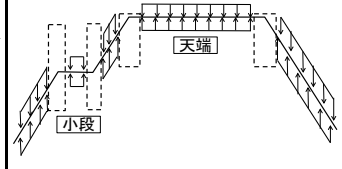	1-2-4-3 1-2-4-4
						天端	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	標高較差	±80	±190			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工 （盛土部）	厚　　さ　t	※－30	施工延長40mにつき１ヶ所、延長40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。	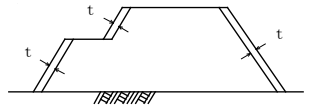	1-2-4-5
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔ｄ	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ Ｄ：ｎ本間の延長 ｎ：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、１リフト、１ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7編2章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2)による。 注1）重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（ＰＣ橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	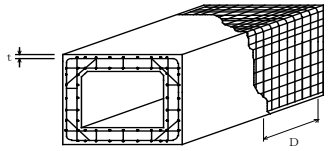	1-3-7-4
						かぶりｔ	±φかつ 最小かぶり 以上			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき１ヶ所、延長20m（又は25m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	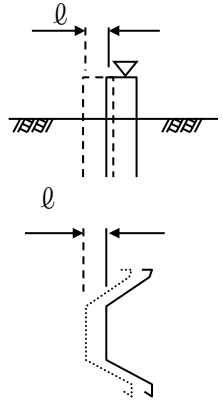	3-2-3-4
						根入長	設計値以上			
						変位 ℓ	100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	5		縁石工 （縁石・アスカーブ）	延長 L	−200	１ヶ所／１施工箇所 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-5
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	6		小型標識工	設置高さ H	設計値以上	１ヶ所／１基	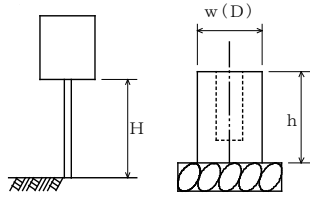	3-2-3-6
						基礎　幅w（D）	−30	基礎１基毎		
						基礎　高さ h	−30			
						基礎　根入れ長	設計値以上			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	7		防止柵工 （立入防止柵） （転落（横断）防止柵） （車止めポスト）	基礎	幅 w	－30	単独基礎10基につき１基、10基以下のものは２基測定。測定箇所は１基につき１ヶ所測定。	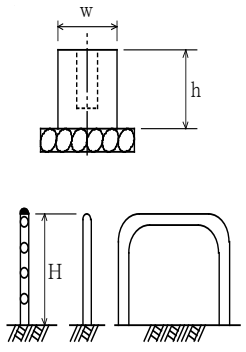	3-2-3-7
							高さ h	－30			
						パイプ取付高 H		＋30 －20	１ヶ所／１施工箇所		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	1	路側防護柵工 （ガードレール）	基礎	幅 w	－30	１ヶ所／施工延長40m 40m以下のものは、２ヶ所／１施工箇所。	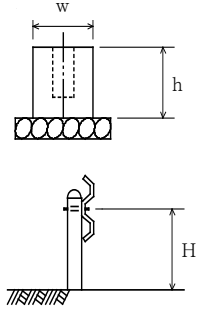	3-2-3-8
							高さ h	－30			
						ビーム取付高 H		＋30 －20	１ヶ所／１施工箇所		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	2	路側防護柵工 （ガードケーブル）	基礎	幅 w	－30	１ヶ所／１基礎毎	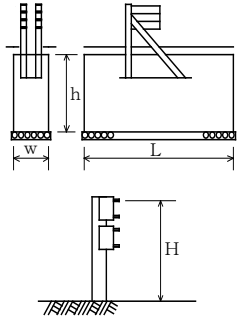	3-2-3-8 ※ワイヤロープ式防護柵にも適用する
							高さ h	－30			
							延長 L	－100			
						ケーブル取付高 H		＋30 －20	１ヶ所／１施工箇所		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	9		区画線工	厚さ t（溶融式のみ）	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		3-2-3-9
						幅 w	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	10		道路付属物工 （視線誘導標） （距離標）	高さ h	±30	1ヶ所／10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。	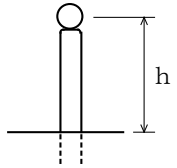	3-2-3-10
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧 Ⅱ-82 「表-Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗付作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		3-2-3-11

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	1	プレテンション桁製作工（購入工） （けた橋）	桁長　L（m）	±L／1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図 側面図 平面図	3-2-3-12
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ_1	±8			
						横方向の曲がり δ_2	±10			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	2	プレテンション桁製作工（購入工） （スラブ桁）	桁長　L（m）	±10…L≦10m ±L／1000…L＞10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図 側面図 平面図	3-2-3-12
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ_1	±8			
						横方向の曲がり δ_2	±10			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	13	1	ポストテンション桁製作工	幅（上）w_1	＋10 －5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ：支間長（m）	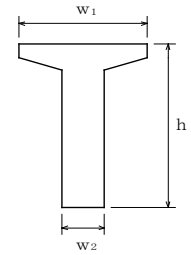	3-2-3-13 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（下）w_2	±5			
						高　さ　h	＋10 －5			
						桁　長　ℓ 支間長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ－5）かつ －30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	13	2	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	桁　長　ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-3-13
						断面の外形寸法（mm）	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	14		プレキャストセグメント主桁組立工	桁　長　ℓ 支間長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ－5）かつ －30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする ℓ：支間長（m）		3-2-3-14
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	15		ＰＣホロースラブ製作工	基準高 ▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、１径間当たり２ヶ所（支点付近）で１箇所当たり両端と中央部の３点、幅及び厚さは１径間当たり両端と中央部の３ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第３編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）	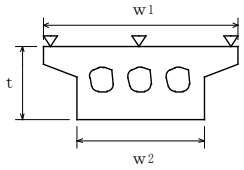	3-2-3-15 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅 w_1，w_2	－5～＋30			
						厚さ t	－10～＋20			
						桁長 ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ－5）かつ －30mm以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	1	ＰＣ箱桁製作工	基準高 ▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、１径間当たり２ヶ所（支点付近）で１箇所当たり両端と中央部の３点、幅及び高さは１径間当たり両端と中央部の３ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第３編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）	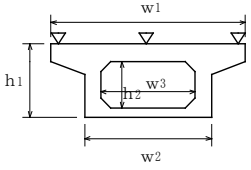	3-2-3-16 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（上） w_1	－5～＋30			
						幅（下） w_2	－5～＋30			
						内空幅 w_3	±5			
						高さ h_1	＋10 －5			
						内空高さ h_2	＋10 －5			
						桁長 ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ－5）かつ －30mm以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	2	ＰＣ押出し箱桁製作工	幅（上） w_1		－5～＋30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第３編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）	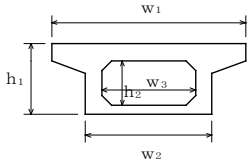	3-2-3-16 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（下） w_2		－5～＋30			
						内空幅 w_3		±5			
						高さ h_1		＋10 －5			
						内空高さ h_2		＋10 －5			
						桁長 ℓ		ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ－5）かつ －30mm以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	17		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	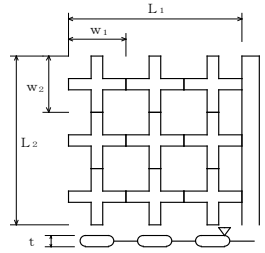	3-2-3-17
							厚さ t	－20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		
							幅 W_1，W_2	－20			
							延長 L_1，L_2	－200	１施工箇所毎		
						乱積	基準高▽	± t ／2	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	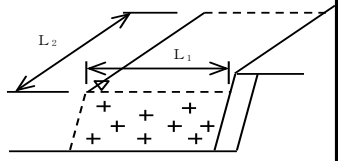 t は根固めブロックの高さ	
							延長 L_1，L_2	－ t ／2	１施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	18		沈床工	基準高 ▽	±150	1組毎	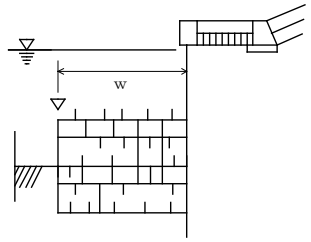	3-2-3-18
						幅 w	±300			
						延長 L	−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	19		捨石工	基準高 ▽	−100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	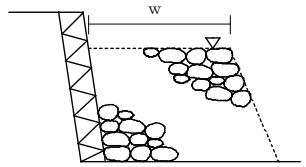	3-2-3-19
						幅 w	−100			
						延長 L	−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	22		階段工	幅 w	−30	1回／1施工箇所	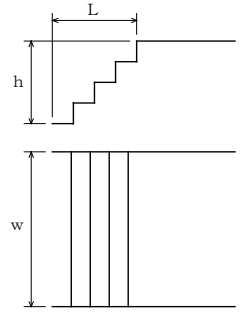	3-2-3-22
						高さ h	−30			
						長さ L	−30			
						段数	±0段			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	1	伸縮装置工 （ゴムジョイント）	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下	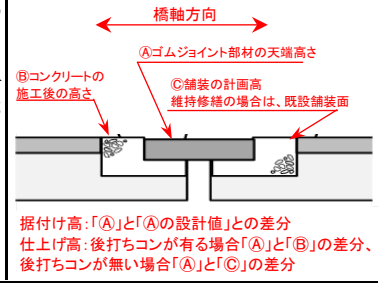	3-2-3-24
						表面の凹凸	3			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0～−2			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	2	伸縮装置工 （鋼製フィンガージョイント）	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各３点計９点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点	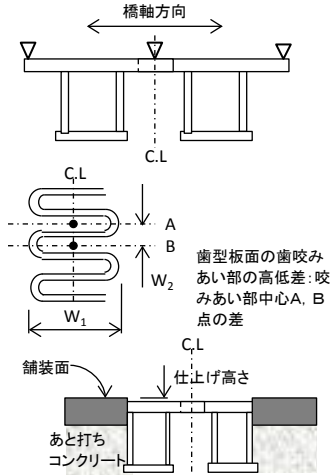	3-2-3-24
							橋軸方向各点 誤差の相対差	3			
						表面の凹凸		3			
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差		2			
						歯咬み合い部の縦方向間隔W_1		±2			
						歯咬み合い部の横方向間隔W_2		±5			
						仕上げ高さ		舗装面に対し 0～－2			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	3	伸縮装置工 （埋設型ジョイント）	表面の凹凸		3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下	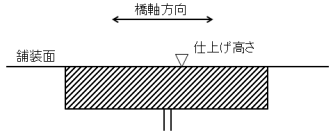	3-2-3-24
						仕上げ高さ		舗装面に対し 0～+3			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	1	多自然型護岸工 （巨石張り、巨石積み）	基準高 ▽		±500	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-3-26
						法長 ℓ		－200			
						延長 L		－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	2	多自然型護岸工 （かごマット）	法長 ℓ		－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	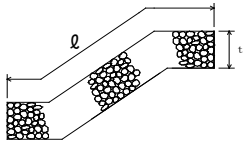	3-2-3-26
						厚さ t		－0.2 t			
						延長 L		－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	1	羽口工 （じゃかご）	法長 ℓ	ℓ＜3m	－50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	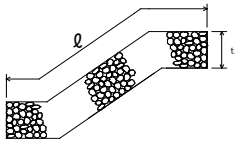	3-2-3-27
							ℓ≧3m	－100			
						厚　さ　t		－50			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	2	羽口工 （ふとんかご、かご枠）	高　さ　h		－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	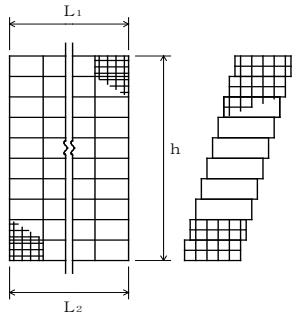	3-2-3-27
						延長　L_1，L_2		－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	28		プレキャストカルバート工 （プレキャストボックス工） （プレキャストパイプ工）	基準高 ▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。	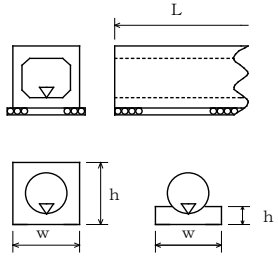	3-2-3-28
						※幅　w		－50			
						※高　さ　h		－30			
						延　長　L		－200	１施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	1	側溝工 （プレキャストU型側溝） （L型側溝工） （自由勾配側溝） （管渠）	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	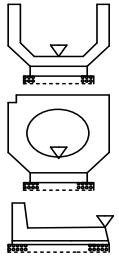	3-2-3-29
						延長 L	−200	1ヶ所／1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	2	側溝工 （場所打水路工）	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	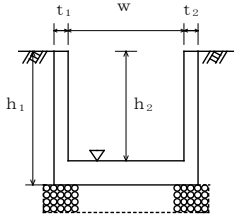	3-2-3-29
						厚さ t_1，t_2	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h_1，h_2	−30			
						延長 L	−200	1施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	3	側溝工 （暗渠工）	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 延長40m（又は50m）以下のものは1施工につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	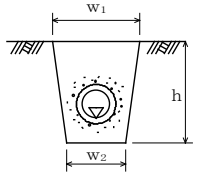	3-2-3-29
						幅 w_1，w_2	−50			
						深さ h	−30			
						延長 L	−200	1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	30		集水桝工	基　準　高　▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合	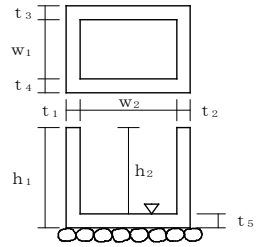	3-2-3-30
						※厚さ　t_1～t_5	－20			
						※幅　w_1，w_2	－30			
						※高さ　h_1，h_2	－30			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	31		現場塗装工	塗　膜　厚	a．ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70％以上。 c．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20％以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500m^{2}とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m^{2}に満たない場合は10m^{2}ごとに1点とする。		3-2-3-31

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅　w	設計値以上	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	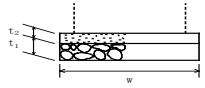	3-2-4-1
						厚さ　t_1，t_2	－30			
						延　長　L	各構造物の規格値による			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工（護岸） （現場打）	基準高　▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	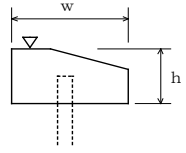	3-2-4-3
						幅　w	－30			
						高　さ　h	－30			
						延　長　L	－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	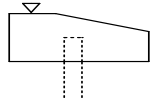	3-2-4-3
						延長 L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 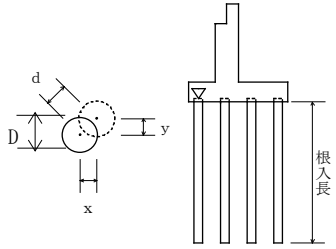	3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D／4以内かつ100以内			
						傾斜	1／100以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 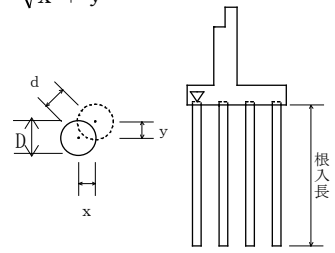	3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1／100以内			
						杭径 D	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 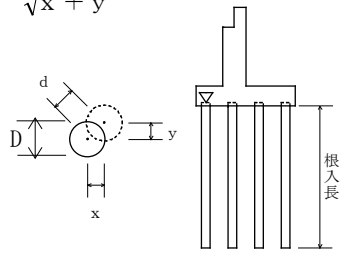	3-2-4-5
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1／100以内			
						杭径 D	設計径（公称径）－30以上			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄの場合はその内径、補強ﾘﾝｸﾞを必要とする場合は補強ﾘﾝｸﾞの内径とし、ﾓﾙﾀﾙﾗｲﾆﾝｸﾞの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 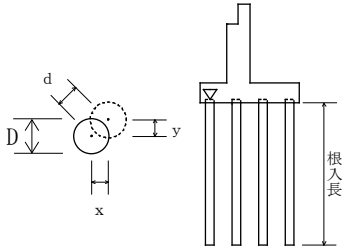 	3-2-4-6
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	150以内			
						傾斜	1／50以内			
						基礎径 D	設計径（公称径）以上※			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基準高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 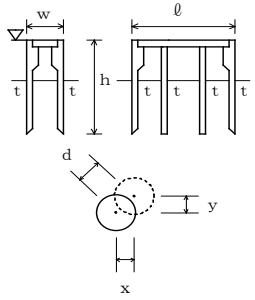 	3-2-4-7
						ケーソンの長さℓ	－50			
						ケーソンの幅 w	－50			
						ケーソンの高さ h	－100			
						ケーソンの壁厚 t	－20			
						偏心量 d	300以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 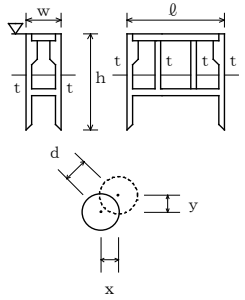 	3-2-4-8
						ケーソンの長さℓ	－50			
						ケーソンの幅 w	－50			
						ケーソンの高さ h	－100			
						ケーソンの壁厚 t	－20			
						偏心量 d	300以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基準高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、１基ごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 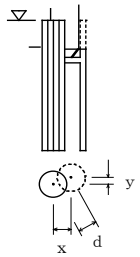	3-2-4-9
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	300以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	基準高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	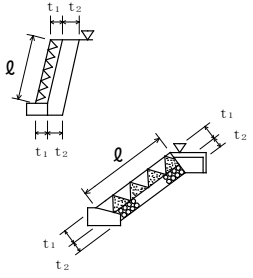	3-2-5-3
						法長ℓ　ℓ＜3m	－50			
						法長ℓ　ℓ≧3m	－100			
						厚さ（ブロック積張）t_1	－50			
						厚さ（裏込）t_2	－50			
						延長 L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	基準高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	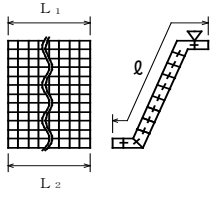	3-2-5-3
						法長 ℓ	－100			
						延長 L_1，L_2	－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	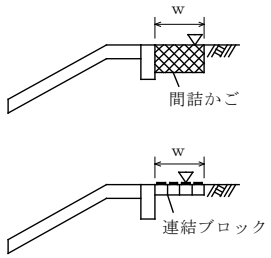	3-2-5-3
						幅	w	−100			
						延長	L	−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	4		緑化ブロック工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	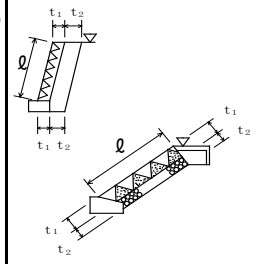	3-2-5-4
						法長ℓ	ℓ＜3m	−50			
							ℓ≧3m	−100			
						厚さ（ブロック） t_1		−50			
						厚さ（裏込） t_2		−50			
						延長	L	−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	5		石積（張）工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	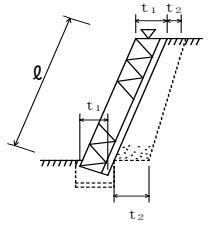	3-2-5-5
						法長ℓ	ℓ＜3m	−50			
							ℓ≧3m	−100			
						厚さ（石積・張） t_1		−50			
						厚さ（裏込） t_2		−50			
						延長	L	−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40ｍ毎に１ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線100ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40ｍ毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40ｍ以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						厚　　さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚　さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは各車線100m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	－50	－50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	－50	－50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰） 安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	7	アスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	－50	－50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	8	アスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	9	アスファルト舗装工（基層工）	厚　さ	−9	−12	−3	−4	幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-7
						幅	−25	−25	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	10	アスファルト舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使	3-2-6-7

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	11	アスファルト舗装工（表層工）	厚　さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						幅	－25	－25	—	—			
						平 坦 性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下直読式(足付き) （σ）1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	12	アスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						平 坦 性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40ｍ毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線100m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長40ｍ毎に１ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						厚　　さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚　さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線100m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						幅	－50	－50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	－50	－50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	7	半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	－50	－50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	8	半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	9	半たわみ性舗装工 （基層工）	厚　さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	－25	－25	―	―			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	10	半たわみ性舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	11	半たわみ性舗装工 （表層工）	厚　さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						幅	－25	－25	—	—			
						平 坦 性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	12	半たわみ性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下直読式(足付き)（σ）1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線100m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長40m毎に１ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						厚　さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚　さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線100m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	－50	－50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	－50	－50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	7	排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	－50	－50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	8	排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	9	排水性舗装工 （基層工）	厚　さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	－25	－25	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	10	排水性舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	11	排水性舗装工 （表層工）	厚　さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						幅	－25	－25	—	—			
						平 坦 性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下直読式（足付き）				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	12	排水性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						平 坦 性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下直読式(足付き) （σ）1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 測定値の平均 中規模以上	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 （路盤工）	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長100m毎に１ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長40m毎に１ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10
						厚さ	ｔ＜15cm	－30	－10			
						厚さ	ｔ≧15cm	－45	－15			
						幅	－100		—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 測定値の平均 中規模以上	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 （路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	t＜15cm	＋90 －70	＋50 －10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10
							t≧15cm	±90	＋50 －15			
						厚さあるいは標高較差	t＜15cm	＋90 －70	＋50 －10			
							t≧15cm	±90	＋50 －15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 測定値の平均 中規模以上	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	3	透水性舗装工 （表層工）	厚さ	－9		－3	幅は、片側延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長100m毎に１ヶ所コアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10
						幅	－25		―			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 測定値の平均 中規模以上	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	4	透水性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20		-3	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11
						幅	－50	－50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工 （基層工）	厚　さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11
						幅	－25	－25	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	4	グースアスファルト舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	5	グースアスファルト舗装工 （表層工）	厚　さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11
						幅	－25	－25	—	—			
						平 坦 性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	6	グースアスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±４mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下直読式(足付き) （σ）1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40ｍ毎に１ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線100ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40ｍ毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40ｍ以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						厚　　さ	−45		−15				
						幅	−50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工（粒度調整路盤工）	厚　さ	－25	－30	－8		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線100m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	－50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工 （粒度調整路盤工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	厚　さ	－25	－30	－8		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	－50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工 （アスファルト中間層）	厚さ	−9	−12	−3		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	−25		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工 （アスファルト中間層） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工 （コンクリート舗装版工）	厚　さ	－10		－3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線100m毎に水糸又はレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上測定、幅は、延長40m毎に１ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から１mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線100m毎に水糸又はレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線100m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	－25		—				
						平 坦 性	—		コンクリートの硬化後3mプロフィルメーターにより機械舗設の場合（σ）2.4mm以下 人力舗設の場合（σ）3mm以下				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 （コンクリート舗装版工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						平坦性	—		コンクリートの硬化後3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰにより機械舗設の場合（σ）2.4mm以下 人力舗設の場合（σ）3mm以下				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	11	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線100m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						厚　　さ	－45		－15				
						幅	－50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	12	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工 （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	13	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工	厚　さ	－25	－30	－8		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線100m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						幅	－50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	14	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	15	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工	厚　さ	－25	－30	－8		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	－50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	16	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	17	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層	厚　さ	－9	－12	－3		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	－25		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	18	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	19	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工）	厚　さ	－15		－4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線100m毎に水糸又はレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上測定、幅は、延長40m毎に１ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から１ｍの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	－35		—				
						平 坦 性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより(σ)2.4mm以下。				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	20	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						平坦性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰにより（σ）2.4mm以下				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線100m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に１ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13
						厚さ	−45		−15				
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線100m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。		3-2-6-13
						幅	−50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	－25	－30	－8		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						幅	－50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	－15	－20	－5		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。		3-2-6-13
						幅	－50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工 （基層工）	厚さ	－9	－12	－3		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。		3-2-6-13
						幅	－25		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線100m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14
						厚さ	−45		−15				
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線100m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。		3-2-6-14
						幅	−50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	－25	－30	－8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅	－50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	－15	－20	－5		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		3-2-6-14
						幅	－50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工 （基層工）	厚さ	－9	－12	－3		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		3-2-6-14
						幅	－25		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X）	規格値 測定値の平均（$\bar{X}$）	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	1	路面切削工	厚さ t	－7	－2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。	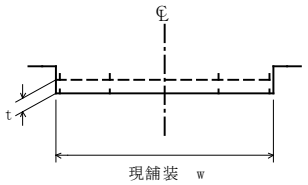	3-2-6-15
						幅 w	－25	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	2	路面切削工 （面管理の場合） 標高較差または厚さｔのみ	厚さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	１．施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）（路面切削工編）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さｔまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ３．厚さｔまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 ４．幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、２箇所／施工箇所とする。	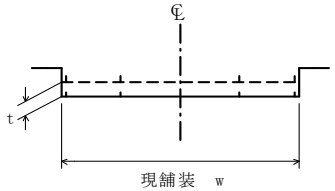	3-2-6-15
						幅	－25	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	路盤工 幅 w	－50		各層毎１ヶ所／１施工箇所	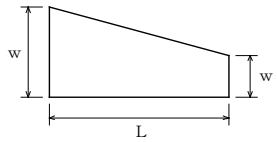	3-2-6-16
						路盤工 延長Ｌ	－100				
						路盤工 厚さｔ	該当工種				
						舗設工 幅 w	－25				
						舗設工 延長Ｌ	－100				
						舗設工 厚さｔ	該当工種				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X）	規格値 測定値の平均（$\overline{X}$）	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	1	オーバーレイ工	厚さ t	－9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、延長40m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	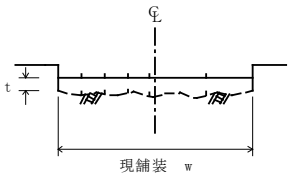	3-2-6-17
						幅 w	－25				
						延長 L	－100				
						平坦性	—	３mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	2	オーバーレイ工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		3-2-6-17
						平坦性	—	３mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基　準　高　▽	±50	延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）。	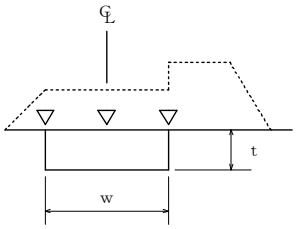	3-2-7-2
						施工厚さ　　t	－50			
						幅　　w	－100			
						延　　長　L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	基　準　高　▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。	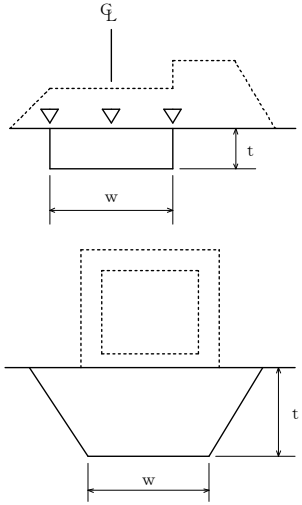	3-2-7-3
						置換厚さ　　t	－50			
						幅　　w	－100			
						延　　長　L	－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	1	表層安定処理工 （サンドマット海上）	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	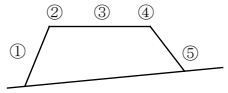 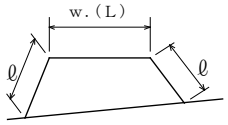	3-2-7-4
						法長 ℓ	－500			
						天端幅 w	－300	w.（L）は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 （L）はセンターライン及び表裏法肩で行う。		
						天端延長 L	－500			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 （ICT施工の場合）	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	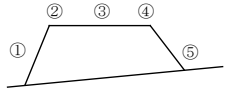 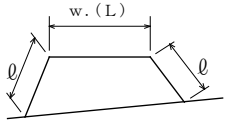	3-2-7-4
						法長 ℓ	-500			
						天端幅 w	－300	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）		
						天端延長 L	－500			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	基準高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。	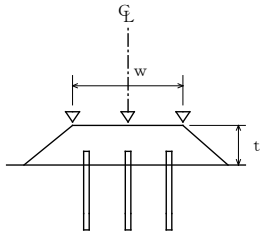	3-2-7-5
						厚さ t	－50			
						幅 w	－100			
						延長 L	－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ　t	－50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。	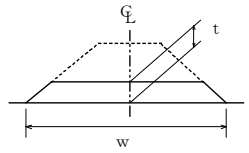	3-2-7-6
						幅　w	－100			
						延　長　L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	7 8		バーチカルドレーン工 （サンドドレーン工） （ペーパードレーン工） （袋詰式サンドドレーン工） 締固め改良工 （サンドコンパクションパイル工）	位置・間隔w	±100	100本に１ヶ所。 100本以下は２ヶ所測定。１ヶ所に４本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。	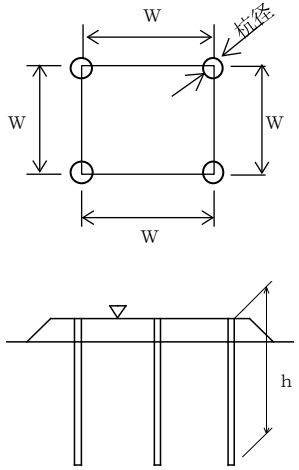 ※余長は、適用除外	3-2-7-7 3-2-7-8
						杭　径　D	設計値以上			
						打込長さ h	設計値以上	全本数		
						サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	―	全本数 計器管理にかえることができる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 （粉体噴射撹拌工） （高圧噴射撹拌工） （スラリー撹拌工） （生石灰パイル工）	基準高 ▽	－50	100本に１ヶ所。 100本以下は２ヶ所測定。 １ヶ所に４本測定。	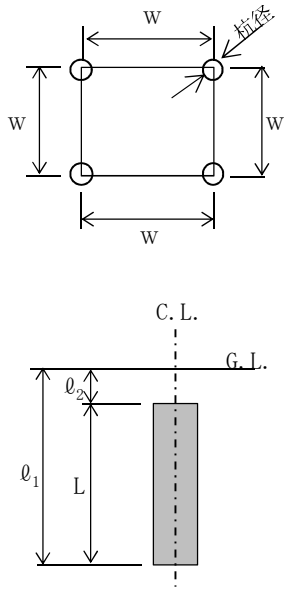	3-2-7-9
						位置・間隔w	D／4以内			
						杭径 D	設計値以上			
						深度 L	設計値以上	全本数 $L=\ell_1-\ell_2$ ℓ_1は改良体先端深度 ℓ_2は改良端天端深度		
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 （スラリー撹拌工） 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（固結工（スラリー撹拌工）編）（案）」による管理の場合	基準高 ▽	０以上	杭芯位置管理表により基準高を確認	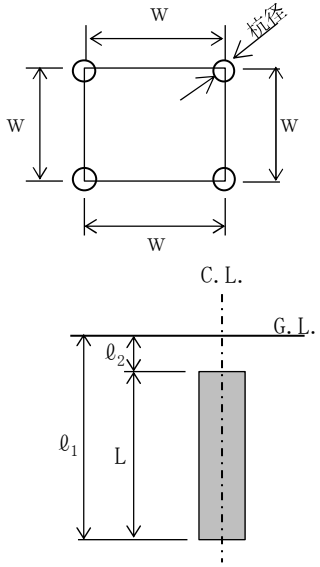	3-2-7-9
						位置	D／８以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 （掘起しによる実測確認は不要）		
						杭径 D	設計値以上	工事毎に１回 施工前の撹拌翼の寸法実測により確認 （掘起しによる実測確認は不要）		
						改良長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 （残尺計測による確認は不要）		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	3	固結工 （中層混合処理）	基準高 ▽	設計値以上	1,000m3～4,000m3につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000m3以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認（実測は不要）。	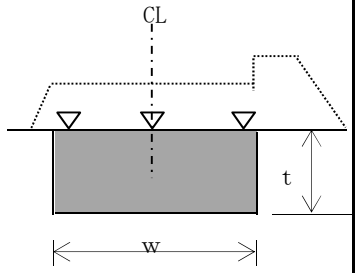	3-2-7-9
						施工厚さ　t	設計値以上			
						幅　w	設計値以上			
						延長 L	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 （H鋼杭） （鋼矢板）	基準高 ▽	±100	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。	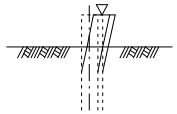	3-2-10-5
						根入長	設計値以上			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工 （アンカー工）	削孔深さ ℓ	設計深さ以上	全数	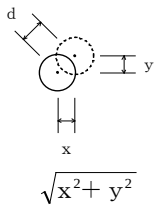	3-2-10-5
						配置誤差 d	100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工 （連節ブロック張り工）	法　長 ℓ	－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	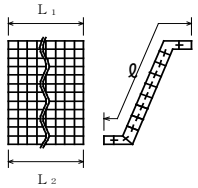	3-2-10-5
						延長 L_1 L_2	－200	１施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工 （締切盛土）	基準高 ▽	－50	施工延長40mにつき１ヶ所。 延長40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	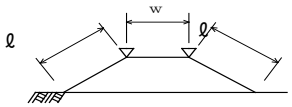	3-2-10-5
						天端幅 w	－100			
						法　長 ℓ	－100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工 （中詰盛土）	基準高 ▽	－50	施工延長40mにつき１ヶ所。 延長40m以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-10-5

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工（壁式）	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものについては１施工箇所につき２ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき１ヶ所。延長20m（又は25m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	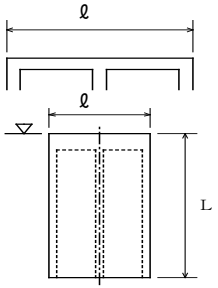	3-2-10-9
						連壁の長さ ℓ	－50			
						変位	300			
						壁体長 L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工（柱列式）	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものについては１施工箇所につき２ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき１ヶ所。延長20m（又は25m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	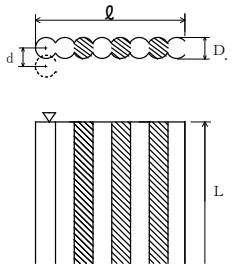	3-2-10-9 D：杭径
						連壁の長さ ℓ	－50			
						変位 d	D／4以内			
						壁体長 L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費（金属支承工）	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔 孔の直径差	＋2 －0	製品全数を測定。		3-2-12-1
						上下部鋼構造物との接合用ボルト孔 中心距離 ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				
						上下部鋼構造物との接合用ボルト孔 中心距離 ≦1000mm	1以下			
						上下部鋼構造物との接合用ボルト孔 中心距離 ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				
						上下部鋼構造物との接合用ボルト孔 中心距離 ＞1000mm	1.5以下			
					次頁に続く					

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費（金属支承工）	アンカーボルト	アンカーバー用孔（鋳放し） ドリル加工孔	≦100mm	＋3 －1	製品全数を測定。 ※1）ガス切断寸法を準用する。 ※2）片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3）ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4）全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 ※5）組立て後に測定。		3-2-12-1
								＞100mm	＋4 －2			
							孔の中心距離※1		JIS B 0403-1995 CT13			
						センターボス	ボスの直径		＋0 －1			
							ボスの高さ		＋1 －0			
						ボス※5	ボスの直径		＋0 －1			
							ボスの高さ		＋1 －1			
						上沓の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法			JIS B 0403-1995 CT13			
						※4 全移動量ℓ	ℓ≦300mm		±2			
							ℓ＞300mm		±ℓ／100			
						組立高さH	上，下面加工仕上げ		±3			
							コンクリート構造用	H≦300mm	±3			
								H＞300mm	(H／200＋3) 小数点以下切り捨て			
						普通寸法	鋳放し長さ寸法※2）、※3）		JIS B 0403-1995 CT14			
							鋳放し肉厚寸法※2）		JIS B 0403-1995 CT15			
							削り加工寸法		JIS B 0405-1991 粗級			
							ガス切断寸法		JIS B 0417-1979 B級			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	鋳造費（大型ゴム支承工）	幅w長さL直径D	w，L，D≦500	0～＋5	製品全数を測定。 平面度：１個のゴム支承の厚さ（ｔ）の最大相対誤差	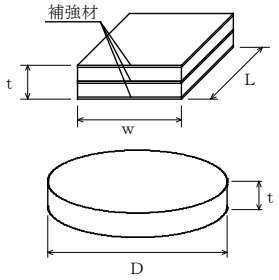	3-2-12-1
							500＜w，L，D≦1500mm	0～＋1%			
							1500＜w，L，D	0～＋15			
						厚さt	t≦20mm	±0.5			
							20＜t≦160	±2.5%			
							160＜t	±4			
						相対誤差	w，L，D≦1000mm	1			
							1000mm＜w，L，D	(w，L，D)／1000			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	3	仮設材製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3… ℓ≦10 ±4… ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-1
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	4	刃口金物製作工	刃口高さh（m）		±2… h≦0.5 ±3… 0.5＜h≦1.0 ±4… 1.0＜h≦2.0	図面の寸法表示箇所で測定。	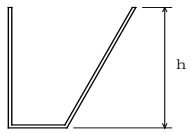	3-2-12-1
						外周長L（m）		±(10＋L／10)			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準 鋼桁等	測定基準 トラス・アーチ等	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	部材精度	ﾌﾗﾝｼﾞ幅w（m） 腹板高h（m） 腹板間隔b′（m）	±2…… w≦0.5 ±3…… 0.5＜w≦1.0 ±4…… 1.0＜w≦2.0 ±(3＋w／2)…… 2.0＜w	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、５部材につき１個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		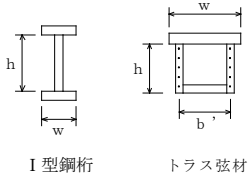	3-2-12-3
							板の平面度δ（mm） 鋼桁及びトラス等の部材の腹板	h／250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高（mm） b：腹板又はリブの間隔（mm） w：フランジ幅（mm）		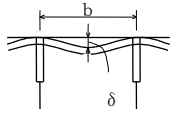	3-2-12-3
							板の平面度δ（mm） 箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b／150			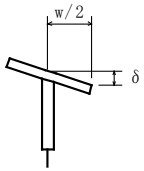	3-2-12-3
							フランジの直角度δ（mm）	w／200				
							部材長ℓ（m） 鋼桁	±3… ℓ≦10 ±4… ℓ＞10	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。		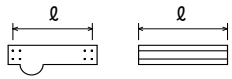	3-2-12-3
							部材長ℓ（m） トラス、アーチなど	±2… ℓ≦10 ±3… ℓ＞10				
							圧縮材の曲がりδ（mm）	ℓ／1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ：部材長（mm）	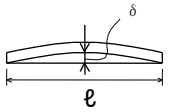	3-2-12-3
						※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ，フランジの直角度δ，圧縮材の曲りδ」の規格値のh，b，wに代入する数値はmm単位の数値とする。						

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準 鋼桁等	測定基準 トラス・アーチ等	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	仮組立精度	全長 L（m） 支間長 Ln（m）	±(10＋L／10) ±(10＋Ln／10)	各桁毎に全数測定。		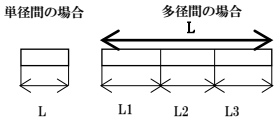	3-2-12-3
							主桁、主構の中心間距離 B（m）	±4…… B≦2 ±(3＋B／2) ……B＞2	各支点及び各支間中央付近を測定。		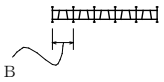	3-2-12-3
							主構の組立高さ h（m）	±5…… h≦5 ±(2.5＋h／2) …… h＞5	—	両端部及び中心部を測定。		3-2-12-3
							主桁、主構の通り δ（mm）	5＋L／5…… L≦100 25…… L＞100	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の１点を測定。 L：測線上（m）		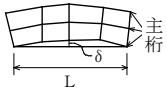	3-2-12-3
							主桁、主構のそり δ（mm）	−5～＋5…… L≦20 −5～＋10…… 20＜L≦40 −5～＋15…… 40＜L≦80 −5～＋25…… 80＜L≦200	各主桁について10～12ｍ間隔を測定。 L：主桁の支間長（m）	各主構の各格点を測定。 L：主構の支間長（m）	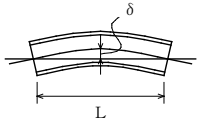	3-2-12-3
							主桁、主構の橋端における出入差 δ（mm）	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		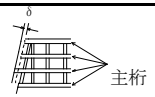	3-2-12-3
							主桁、主構の鉛直度 δ（mm）	3＋h／1000	各主桁の両端部を測定。 h：主桁の高さ（mm）	支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ（mm）	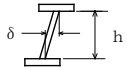	3-2-12-3
							現場継手部のすき間 δ1，δ2（mm）	±5	主桁、主構の全継手数の1／2を測定。 δ1、δ2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。（例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）		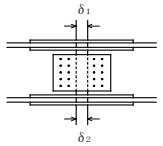	3-2-12-3
							※規格値のL，B，h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のｈに代入する数値はｍｍ単位の数値とする。					

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	2	桁製作工 （仮組立検査を実施しない場合）	部材精度	フランジ幅 w（m） 腹板高 h（m）	±2…… w≦0.5 ±3…… 5＜w≦1.0 ±4…… 1.0＜w≦2.0 ±(3＋w／2)…… 2.0＜w	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、５部材につき１個抜き取った部材の中央付近を測定。	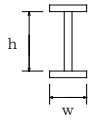 Ｉ型鋼桁	3-2-12-3
							板の平面度δ（mm） 鋼桁等の部材の腹板	h／250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高（mm） b：腹板又はリブの間隔（mm） w：フランジ幅（mm）	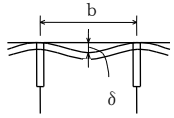	
							板の平面度δ（mm） 箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b／150			
							フランジの直角度δ（mm）	w／200		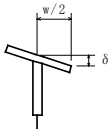	
							部材長ℓ（m） 鋼桁	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	主要部材全数を測定。	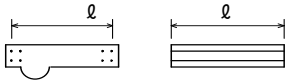	
						※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ，フランジの直角度δ」の規格値のh，b，wに代入する数値はmm単位の数値とする。					

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3	桁製作工 （鋼製堰堤製作工（仮組立時））	部材の水平度	10	全数を測定。	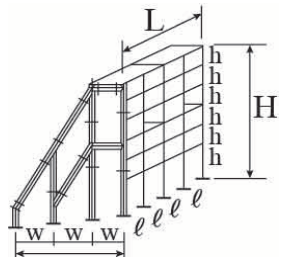	3-2-12-3
						堤長 L	±30			
						堤長 ℓ	±10			
						堤幅 W	±30			
						堤幅 w	±10			
						高さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H／500			
								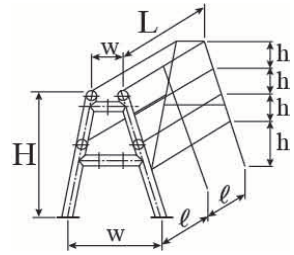 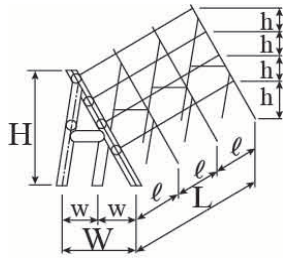 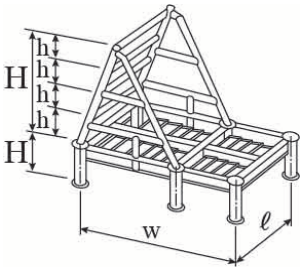 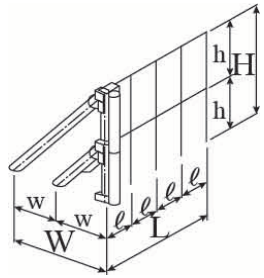 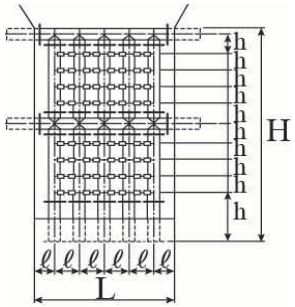 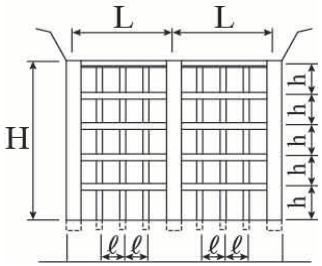	

次頁に続く

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工　共通	3	3	桁製作工 （鋼製堰堤製作工（仮組立時））			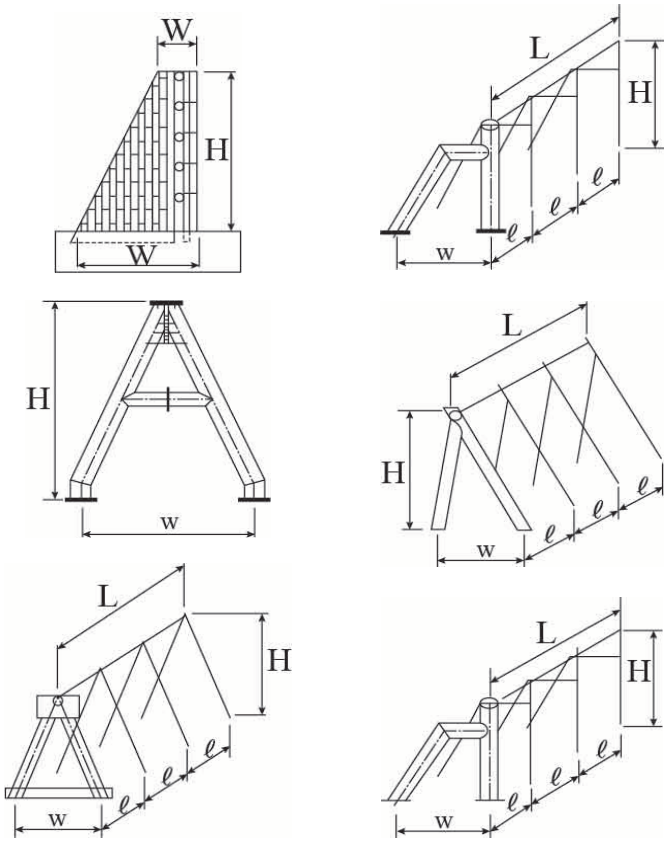		3-2-12-3

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	4		検査路製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-4
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長ｗ（m）	0～＋30	製品全数を測定。	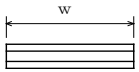	3-2-12-5
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ_1（mm）	設計値 ±4	両端部及び中央部付近を測定。	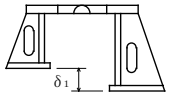	
							フィンガーの食い違い δ_2（mm）	±2		（実測値）	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-6
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-7
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ1（mm）	b／500	軸心上全数測定。	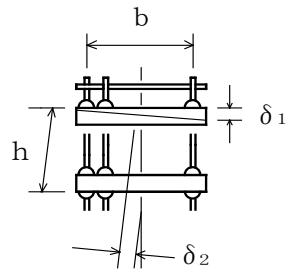	3-2-12-8
							鉛直度 δ2（mm）	h／500			
							高さ h（mm）	±5			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	9		プレビーム用桁製作工	部材	フランジ幅 w（m） 腹板高 h（m）	±2…… w≦0.5 ±3…… 0.5＜w≦1.0 ±4…… 1.0＜w≦2.0 ±(3＋w／2)… 2.0＜w	各支点及び各支間中央付近を測定。	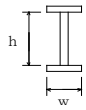 I 型鋼桁	3-2-12-9
						部材	フランジの直角度 δ（mm）	w／200	各支点及び各支間中央付近を測定。	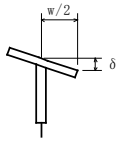	3-2-12-9
						部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。	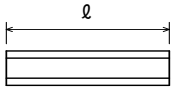	3-2-12-9
						仮組立時	主桁のそり δ	−5～＋5 …L≦20 −5～＋10 …20＜L≦40	各主桁について10～12m間隔を測定。	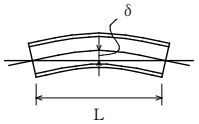	3-2-12-9
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	10		鋼製排水管製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-10

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	11		工場塗装工	塗膜厚	a．ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70％以上。 c．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20％以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500m^{2}とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m^{2}に満たない場合は10m^{2}ごとに1点とする。		3-2-12-11

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全　長L　(m) 支間長Ln（m）	±(20＋L／5) ±(20＋Ln／5)	各桁毎に全数測定。	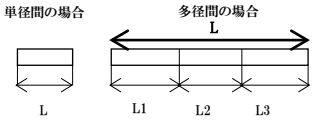	3-2-13
						通　り　δ（mm）	±(10＋2L／5)	L：主桁・主構の支間長(m)	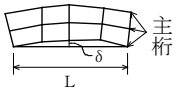	
						そ　り　δ（mm）	±(25＋L／2)	主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)	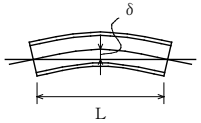	
						※主桁、主構の中心間距離B(m)	±4……　B≦2 ±(3＋B／2)…　B＞2	各支点及び各支間中央付近を測定。	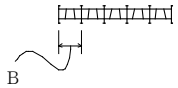	
						※主桁の橋端における出入差δ（mm）	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。	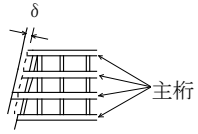	
						※主桁、主構の鉛直度δ（mm）	3＋h／1000	各主桁の両端部を測定。h：主桁・主構の高さ(mm)	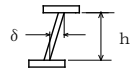	
						※現場継手部のすき間δ_1，δ_2（mm）	±5	主桁、主構の全継手数の1／2を測定。 δ1，δ2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。（例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）	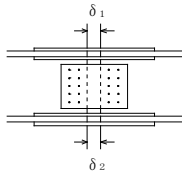	
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		

※規格値のL，Bに代入する数値はm単位の数値である。
　ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工 （固定） （移動） 架設桁架設 （片持架設） （押出し架設）	全長・支間		—	各桁毎に全数測定。		3-2-13
						桁の中心間距離		—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
						そり		—	主桁を全数測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法長ℓ	ℓ＜5m	－200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2
							ℓ≧5m	法長の－4%			
						盛土法長ℓ	ℓ＜5m	－100			
							ℓ≧5m	法長の－2%			
						延長 L		－200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	2	植生工 （植生基材吹付工） （客土吹付工）	法長ℓ	ℓ＜5m	－200	施工延長40mにつき１ヶ所、40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2
							ℓ≧5m	法長の－4%			
						厚さt	t＜5cm	－10	施工面積200㎡につき１ヶ所、面積200㎡以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。 検査孔により測定。		
							t≧5cm	－20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
						延長 L		－200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長ℓ	ℓ＜3m	－50	施工延長40mにつき１ヶ所、40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	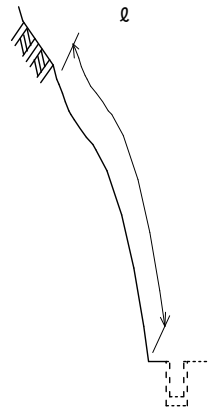	3-2-14-3
							ℓ≧3m	－100			
						厚さt	t＜5cm	－10	200㎡につき１ヶ所以上、200㎡以下は２ヶ所をせん孔により測定。	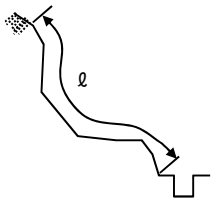	
							t≧5cm	－20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50％以上とし、平均厚は設計厚以上				
						延　長　L		－200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	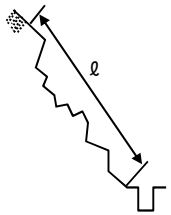	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	1	法枠工 （現場打法枠工） （現場吹付法枠工）	法長 ℓ	ℓ＜10m	－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	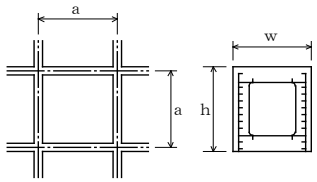	3-2-14-4 曲線部は設計図書による
							ℓ≧10m	－200			
						幅 w		－30	枠延延長100mにつき１ヶ所、枠延延長100m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						高さ h		－30			
						枠中心間隔 a		±100			
						延長 L		－200	１施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	2	法枠工 （プレキャスト法枠工）	法長 ℓ	ℓ＜10m	－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-14-4
							ℓ≧10m	－200			
						延長 L		－200	１施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	6		アンカー工	削孔深さ ℓ		設計値以上	全数	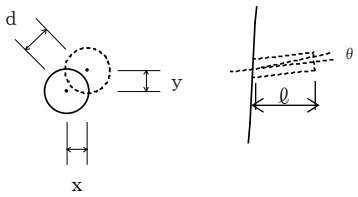 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-14-6 ※鉄筋挿入工にも適用する
						配置誤差 d		100			
						せん孔方向 θ		±2.5度			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	1		（一般事項） 場所打擁壁工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	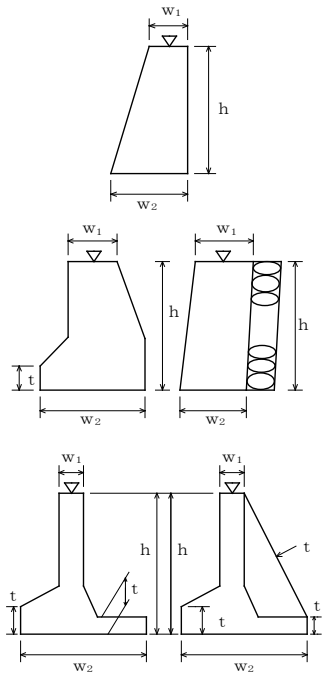	3-2-15-1
						厚さ t		−20			
						裏込厚さ		−50			
						幅 w_1, w_2		−30			
						高さh	h＜3m	−50			
							h≧3m	−100			
						延長 L		−200	1施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	2		プレキャスト擁壁工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	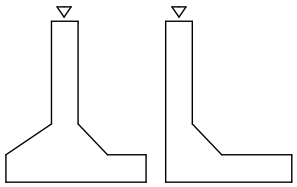	3-2-15-2
						延長 L		−200	1施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 共通的工種	15 擁壁工 共通	3		補強土壁工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	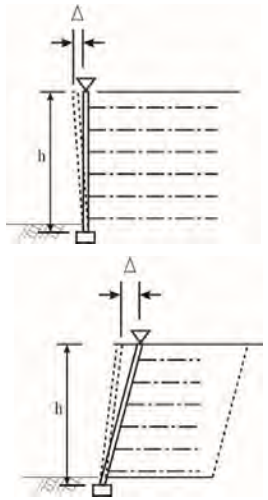	3-2-15-3
						高さh	h＜3m	－50			
							h≧3m	－100			
						鉛直度 △		±0.03hかつ±300以内			
						控え長さ（補強材の設計長）		設計値以上			
						延長 L		－200	１施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	4		井桁ブロック工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	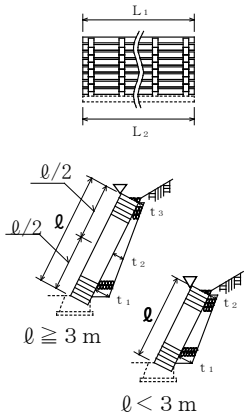	3-2-15-4
						法長ℓ	ℓ＜３m	－50			
							ℓ≧３m	－100			
						厚さ t_1, t_2, t_3		－50			
						延長 L_1, L_2		－200	１施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	1	浚渫船運転工 （ポンプ浚渫船）	基準高▽	電気船	200ps	－800～＋200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、５ｍ毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。	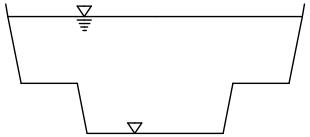	3-2-16-3
								500ps	－1000～＋200			
								1000ps	－1200～＋200			
							ディーゼル船	250ps	－800～＋200			
								420ps 600ps	－1000～＋200			
								1350ps	－1200～＋200			
						幅			－200			
						延長			－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	2	浚渫船運転工 （グラブ浚渫船） （バックホウ浚渫船）	基準高▽			＋200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、５ｍ毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。	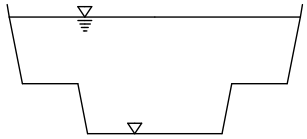	3-2-16-3
						幅			－200			
						延長			－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	3	浚渫船運転工 （バックホウ浚渫船） （面管理の場合）		平均値	個々の計測値	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。		3-2-16-3
						標高較差	0以下	+400以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	2		床版工	基準高 ▽	±20		基準高は、１径間当たり２ヶ所（支点付近）で、１箇所当たり両端と中央部の３点、幅は１径間当たり３ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に１ヶ所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		3-2-18-2
						幅 w	0～＋30				
						厚さ t	－10～＋20				
						鉄筋のかぶり	設計値以上		１径間当たり３断面（両端及び中央）測定。１断面の測定箇所は断面変化毎１ヶ所とする。		
						鉄筋の有効高さ	±10				
						鉄筋間隔	±20		１径間当たり３ヶ所（両端及び中央）測定。 １ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に２ｍの範囲を測定。		
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	1 築堤護岸工	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 w	－30	「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	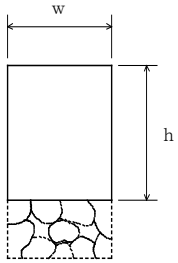	6-1-7-4
						高さ h	－30			
6 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基準高 ▽	±50	１組毎	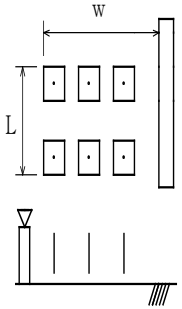	6-1-10-8
						幅 w	±300			
						方向	±7°			
						延長 L	－200			
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深 t	0～＋50	接続部（地上機器部）間毎に１ヶ所。	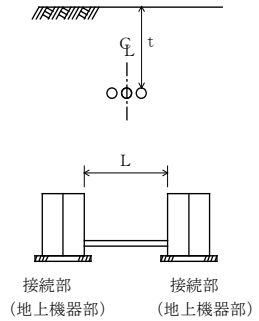	6-1-13-3
						延長 L	－200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合	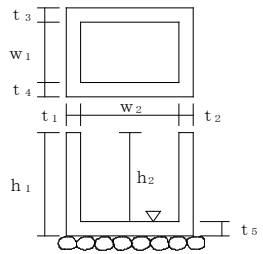	6-1-13-4
						※厚さ t_1～t_5	－20			
						※幅 w_1, w_2	－30			
						※高さ h_1, h_2	－30			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工 （本体工）	基準高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。	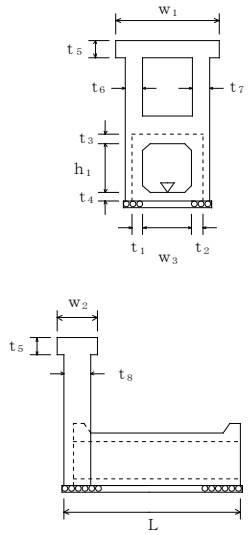	6-3-5-6
						厚さ t_1～t_8	－20	函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所で測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
						幅 w_1, w_2	－30			
						内空幅 w_3	－30			
						内空高 h_1	±30			
						延長 L	－200			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	2	函渠工 （ヒューム管） （ＰＣ管） （コルゲートパイプ） （ダクタイル鋳鉄管）	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	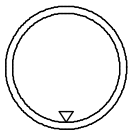	6-3-5-6
						延長 L	－200	1施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	7 8		翼壁工 水叩工	基準高 ▽		±30	図面の寸法表示箇所で測定。	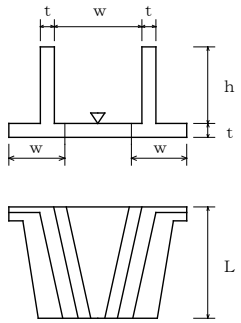	6-3-5-7 6-3-5-8
						厚さ t		−20			
						幅 w		−30			
						高さ h		±30			
						延長 L		−50			
6 河川編	4 水門	6 水門本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高 ▽		±30	図面の寸法表示箇所で測定。		6-4-6-7 6-4-6-8 6-4-6-9 6-4-6-10 6-4-6-11
						厚さ t		−20			
						幅 w		−30			
						高さ h		±30			
						延長 L		−50			
6 河川編	5 堰	6 可動堰本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	基準高 ▽		±30	図面の寸法表示箇所で測定。		6-5-6-13 6-5-6-14
						厚さ t		−20			
						幅 w		−30			
						高さ h		±30			
						延長 L		−50			
6 河川編	5 堰	7 固定堰本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高 ▽		±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所で測定。	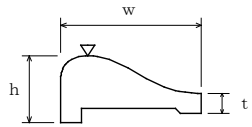	6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10
						厚さ t		−20			
						幅 w		−30			
						高さ h		±30			
						堰長 L	L＜20m	−50			
							L≧20m	−100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	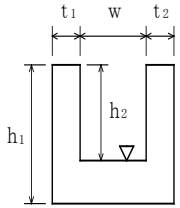	6-5-8-3
						厚さ t_1，t_2	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h_1，h_2	−30			
						延長 L	−200			
6 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。	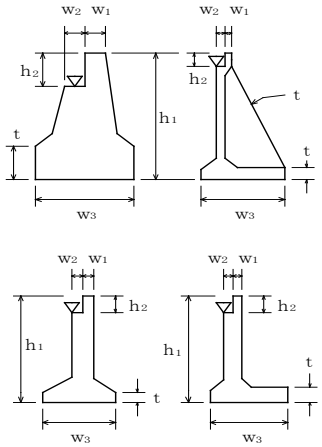	6-5-9-2
						厚さ t	−20			
						天端幅 w_1（橋軸方向）	−10			
						天端幅 w_2（橋軸方向）	−10			
						敷幅 w_3（橋軸方向）	−50			
						高さ h_1	−50			
						胸壁の高さ h_2	−30			
						天端長 ℓ_1	−50			
						敷長 ℓ_2	−50			
						胸壁間距離 ℓ	±30			
						支点長及び中心線の変化	±50			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。	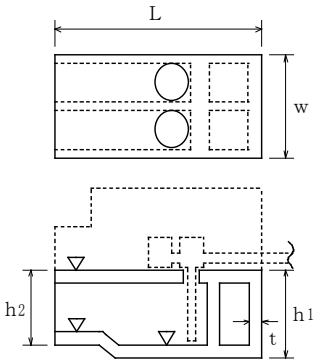	6-6-4-6
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h_1，h_2	±30			
						延長 L	−50			
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	7		燃料貯油槽工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。	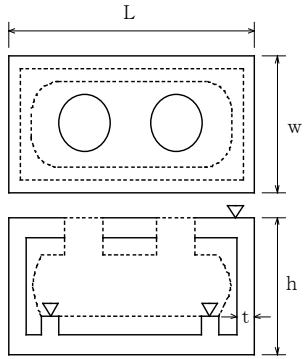	6-6-4-7
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h	±30			
						延長 L	−50			
6 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。	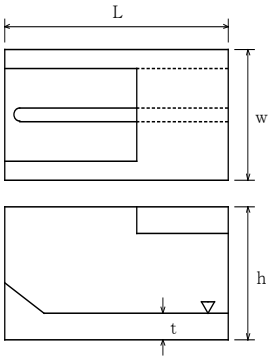	6-6-5-7
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h	±30			
						延長 L	−50			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本体工 （床固め本体工）	基準高 ▽	±30	図面に表示してある箇所で測定。	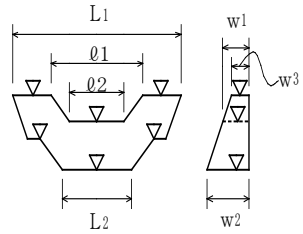	6-7-4-6
						天端幅 w_1, w_3	−30			
						堤幅 w_2	−30			
						堤長 L_1，L_2	−100			
						水通し幅 ℓ_1，ℓ_2	±50			
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基準高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。	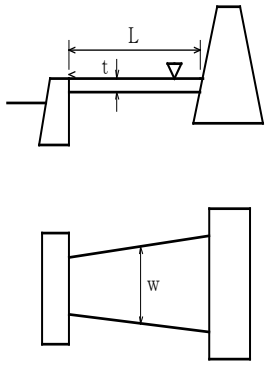	6-7-4-8
						厚さ t	−30			
						幅 w	−100			
						延長 L	−100			
6 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基準高 ▽	±30	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3．長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。	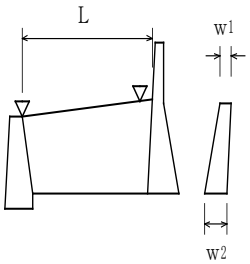	6-7-5-6
						天端幅 w_1	−30			
						堤幅 w_2	−30			
						長さ L	−100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	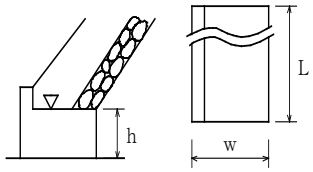	7-1-5-5
						幅 w	−30			
						高さ h	−30			
						延長 L	−200			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	基準高 ▽	±50	ブロック個数40個につき１ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	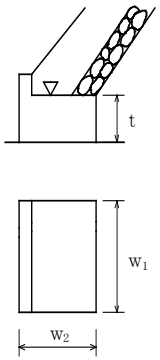	7-1-5-6
						ブロック厚 t	−20			
						ブロック縦幅 w_1	−20			
						ブロック横幅 w_2	−20			
						延長 L	−200			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基準高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	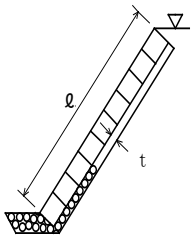	7-1-6-4
						法長ℓ　ℓ＜5m	−100			
						法長ℓ　ℓ≧5m	ℓ×（−2%）			
						厚さ t	−50			
						延長 L	−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	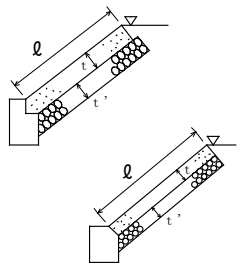	7-1-6-5
						法長ℓ	ℓ＜3m	－50			
							ℓ≧3m	－100			
						厚さｔ	ｔ＜100	－20			
							ｔ≧100	－30			
						裏込材厚 t'		－50			
						延長 L		－200			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	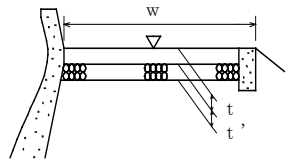	7-1-8-2
						幅 w		－50			
						厚さ t		－10			
						基礎厚 t'		－45			
						延長 L		－200			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	9 波返工	3		波返工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	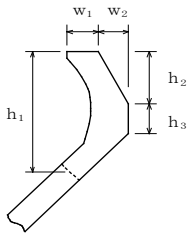	7-1-9-3
						幅 w_1，w_2		－30			
						高さ h＜3m h_1，h_2，h_3		－50			
						高さ h≧3m h_1，h_2，h_3		－100			
						延長 L		－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	基準高▽	本均し		±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	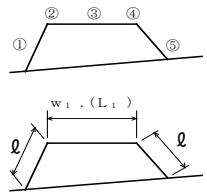	7-2-4-4
							表面均し		±100			
							荒均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
							被覆均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						法長 ℓ			−100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w_1			−100			
						天端延長 L_1			−200			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅 w			−300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	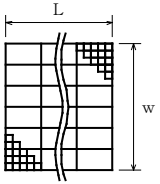	7-2-4-5
						延長 L			−500			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	2		捨石工	基準高▽	異形ブロック据付面（乱積）の高さ		±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	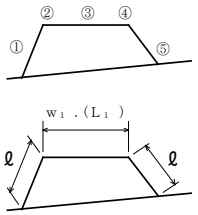	7-2-5-2
							異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ		±300			
						法長 ℓ			−100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w_1			−100			
						天端延長 L_1			−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	基準高 ▽	（層積）ブロック規格26ｔ未満	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。延長は、センターラインで行う。	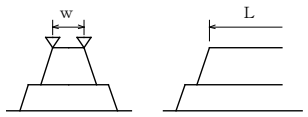	7-2-5-5
							（層積）ブロック規格26ｔ以上	±500			
							（乱　積）	±ブロックの高さの1／2			
						天端幅 w		ーブロックの高さの1／2			
						天端延長 L		ーブロックの高さの1／2			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	9		石砕工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	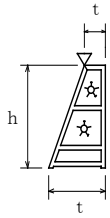	7-2-5-9
						厚さ t		－50			
						高さ h	h＜3m	－50			
							h≧3m	－100			
						延長 L		－200	１施工箇所毎		
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	10		場所打コンクリート工	基準高 ▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	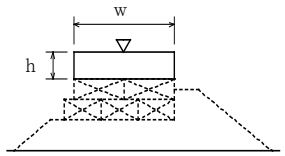	7-2-5-10
						幅 w		－30			
						高さ h		－30			
						延長 L		－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	1	ケーソン工 （ケーソン工製作）	バラストの基準高▽	砕石、砂	±100	各室中央部１ヶ所	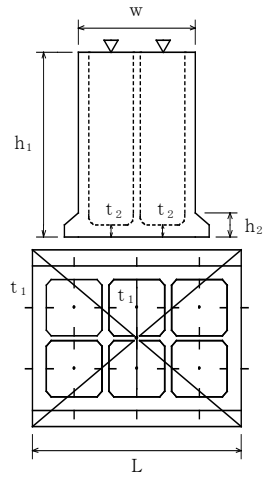	7-2-5-11
							コンクリート	±50			
						壁厚 t_1		±10	底版完成時、各壁１ヶ所		
						幅 w		＋30，－10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						高さ h_1		＋30，－10	完成時、四隅		
						長さ L		＋30，－10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						底版厚さ t_2		＋30，－10	底版完成時、各室中央部１ヶ所		
						フーチング高さ h_2		＋30，－10	底版完成時、四隅		
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	2	ケーソン工 （ケーソン工据付）	法線に対する出入 1、2		ケーソン重量2000ｔ未満 ±100	据付完了後、両端２ヶ所	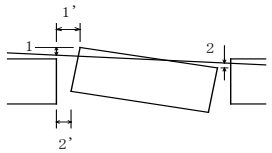	7-2-5-11
								ケーソン重量2000ｔ以上 ±150			
						据付目地間隔 1'、2'		ケーソン重量2000ｔ未満 100以下	据付完了後、天端２ヶ所		
								ケーソン重量2000ｔ以上 200以下			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	3	ケーソン工 （突堤上部工） 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高▽	陸上	±30	１室につき１ヶ所（中心）	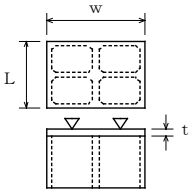	7-2-5-11
							水中	±50			
						厚さ t		±30			
						幅 w		±30			
						長さ L		±30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	1	セルラー工 （セルラー工製作）	壁厚 t	±10	型枠取外し後全数	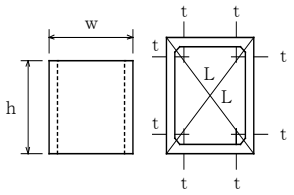	7-2-5-12
						幅 w	＋20，－10			
						高さ h	＋20，－10			
						長さ L	＋20，－10			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	2	セルラー工 （セルラー工据付）	法線に対する出入 1、2	±50	据付後ブロック１個に２ヶ所（各段毎）	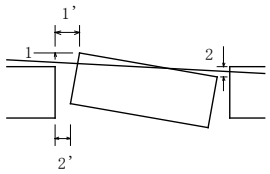	7-2-5-12
						隣接ブロックとの間隔1'、2'	50以下			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	3	セルラー工 （突堤上部工） 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高▽ 陸上	±30	１室につき１ヶ所（中心）	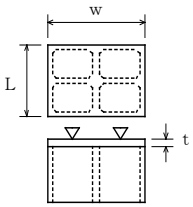	7-2-5-12
						基準高▽ 水中	±50			
						厚さ t	±30			
						幅 w	±30			
						長さ L	±30			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	2		捨石工	基準高▽ 異形ﾌﾞﾛｯｸ据付面（乱積）の高さ	±500	施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	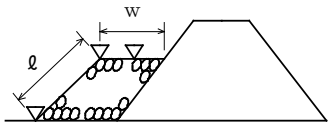	7-2-6-2
						基準高▽ 異形ﾌﾞﾛｯｸ据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						法長 ℓ	－100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w	－100			
						天端延長 L	－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	基準高▽	層積		±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	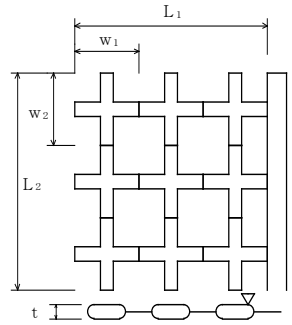	7-2-6-3
							乱積		±t／2			
						厚さ t			−20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		
						幅 w_1 w_2	層積		−20			
							乱積		−t／2			
						延長 L_1 L_2	層積		−200	1施工箇所毎		
							乱積		−t／2			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	基準高▽	層積		±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	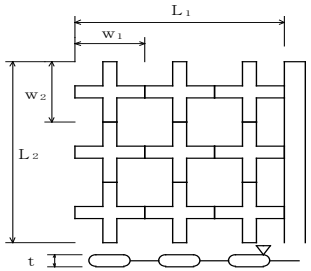	7-2-7-3
							乱積		±t／2			
						厚さ t			−20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		
						幅 w_1，w_2			−20			
						延長 L_1，L_2			−200			
7 河川海岸編	3 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 海域堤基礎工	3		捨石工	基準高▽	本均し		±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	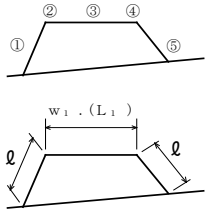	7-3-3-3
							荒均し	異形ブロック付面(乱積)の高さ	±500			
								異形ブロック付面(乱積)以外の高さ	±300			
							被覆均し	異形ブロック付面(乱積)の高さ	±500			
								異形ブロック付面(乱積)以外の高さ	±300			
						法長 ℓ			−100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w_1			−100			
						天端延長 L_1			−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		8-1-3-4
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基準高 ▽		±30	図面の表示箇所で測定。	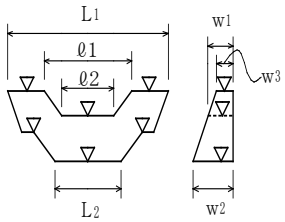	8-1-8-4
						天端部 堤幅	w_1，w_3 w_2	－30			
						水通しの幅	ℓ_1，ℓ_2	±50			
						堤長	L_1，L_2	－100			
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	基準高 ▽		±30	1．図面の寸法表示箇所を測定。 2．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3．長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。	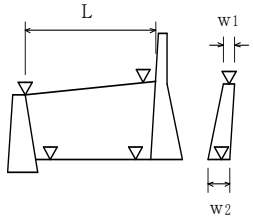	8-1-8-6
						幅	w_1，w_2	－30			
						長さ	L	－100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	基準高 ▽		±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。	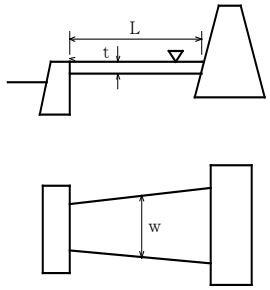	8-1-8-8
						幅 w		−100			
						厚さ t		−30			
						延長 L		−100			
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工 （不透過型）	水通し部	堤高 ▽	±50	1．図面の表示箇所で測定する。 2．ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。	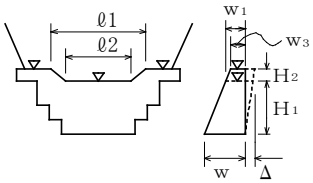	8-1-9-5
							長さ ℓ_1，ℓ_2	±100			
							幅 w_1，w_3	±50			
							下流側倒れ △	±0.02H_1			
						袖部	袖高 ▽	±50			
							幅 w_2	±50			
							下流側倒れ △	±0.02H_2			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工 （透過型）	堤長Ｌ	±50	図面の寸法表示箇所で測定。		8-1-9-5
						堤長 ℓ	±10			
						堤幅W	±30			
						堤幅ｗ	±10			
						高さＨ	±10			
						高さh	±10			
					次頁に続く					

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工 （透過型）					8-1-9-5

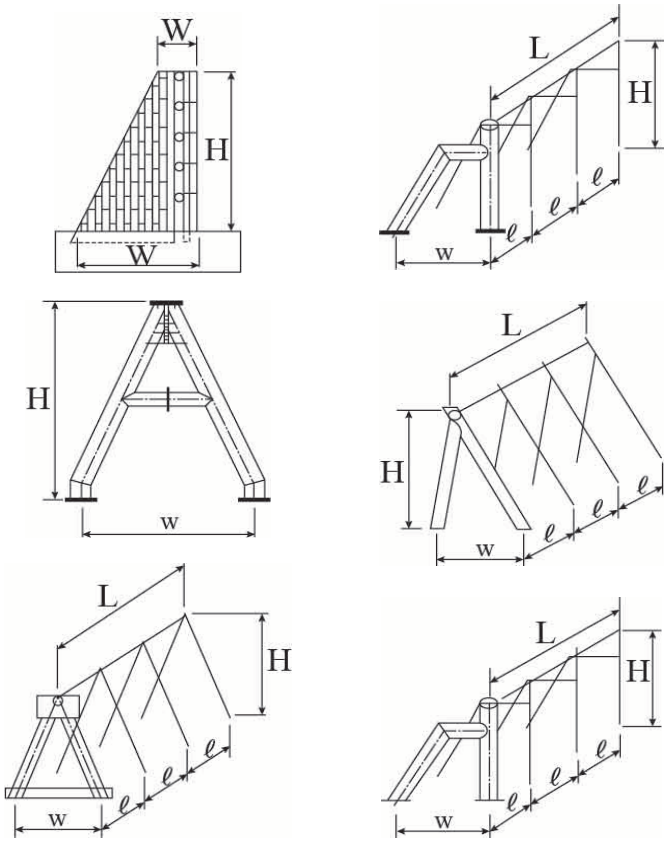

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鉄製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤高 ▽	±50	1．図面に表示してある箇所で測定。 2．ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。	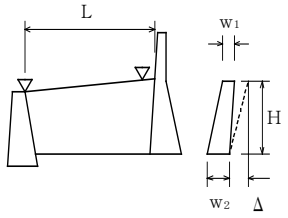	8-1-9-6
						長さ L	±100			
						幅 w_1，w_2	±50			
						下流側倒れ △	±0.02H			
						高さ h：h＜3m	－50			
						高さ h：h≧3m	－100			
8 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	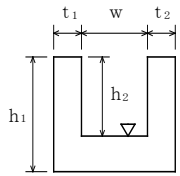	8-2-5-8
						幅 w	－30			
						高さ h_1，h_2	－30			
						厚さ t_1，t_2	－20			
						延長 L	－200			
8 砂防編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	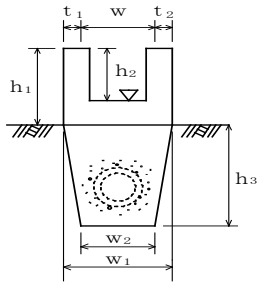	8-3-6-4
						厚さ t_1，t_2	－20			
						幅 w	－30			
						幅 w_1，w_2	－50			
						高さ h_1，h_2	－30			
						深さ h_3	－30			
						延長 L	－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ　ℓ	設計値以上	全数	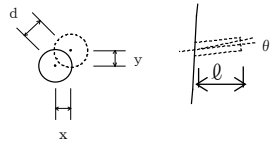 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-4
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向　θ	±2.5度			
8 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	5		集水井工	基準高　▽	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	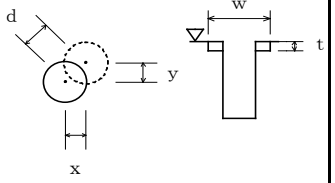 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-5
						偏心量 d	150			
						長　さ L	－100			
						巻立て幅 w	－50			
						巻立て厚さ　t	－30			
8 砂防編	3 斜面対策	9 抑止杭工	6		合成杭工	基準高　▽	±50	全数測定。		8-3-9-6
						偏心量 d	D／4以内かつ 100以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 （本体）	天端高 ▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3． ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。	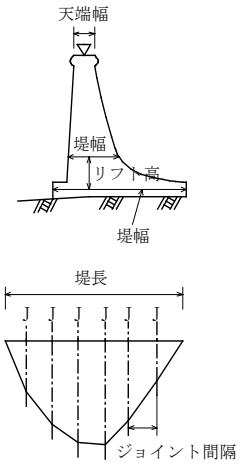	9-1-4
						天端幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	−30，＋50			
						堤長	−100			
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 （水叩）	天端高 ▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3．水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。	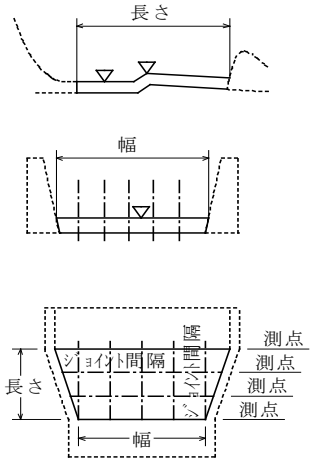	9-1-4
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長さ	−100，＋60			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 （副ダム）	天端高 ▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。	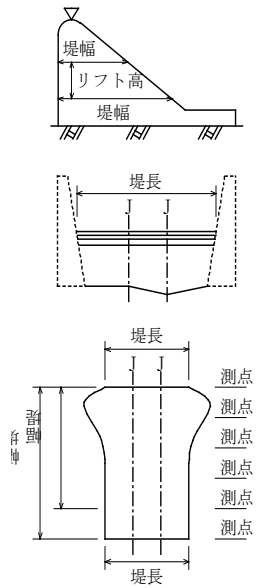	9-1-4
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	−30，＋50			
						堤長	±40			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 （導流壁）	天端高 ▽	±30	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 （注）リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。	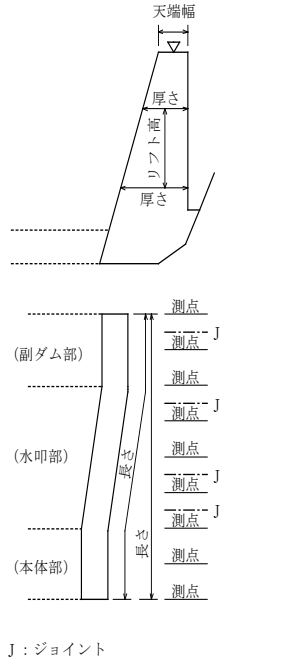	9-1-4
						ジョイント間隔	±20			
						リフト高	±50			
						長さ	±100			
						厚さ	±20			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	5		コアの盛立	基準高 ▽	設計値以上	各測点について５層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングローラ）の場合		9-2-4-5
						外側境界線	－0，＋500			
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	6		フィルターの盛立	基準高 ▽	－0	各測点について５層毎に測定。		9-2-4-6
						外側境界線	－0，＋1000			
						盛立幅	－0，＋1000			
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	7		ロックの盛立	基準高 ▽	－100	各測点について盛立５ｍ毎に測定。		9-2-4-7
						外側境界線	－0，＋2000			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	2 フィルダム				フィルダム（洪水吐）	基準高 ▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．1回／1施工箇所	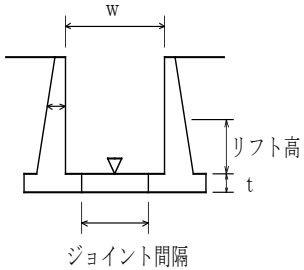	9-2
						ジョイント間隔	±30			
						厚さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リフト高さ	±20			
						長さ L	±100			
9 ダム編	3 基礎グラウチング	3 ボーリング工			ボーリング工	深度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。	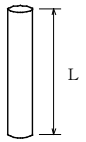	9-3-3
						配置誤差	100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		10-1-3-2
10 道路編	1 道路改良	9 カルバート工	6		場所打函渠工	基準高 ▽		±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定。	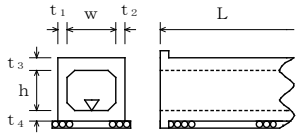	10-1-9-6
						厚さ t_1～t_4		－20			
						幅（内法） w		－30			
						高さ h		±30			
						延長L	L＜20m	－50			
							L≧20m	－100			
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅 w		－200	1施工箇所毎		10-1-11-4
						延長 L		－200			
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	5		落石防護柵工	高さ h		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	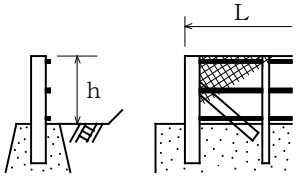	10-1-11-5
						延長 L		－200	1施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ h		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	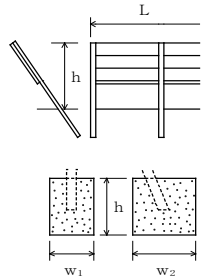	10-1-11-6
						延長 L		−200	１施工箇所毎		
						基礎	幅 w_1，w_2	−30	基礎１基毎		
							高さ h	−30			
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ h		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	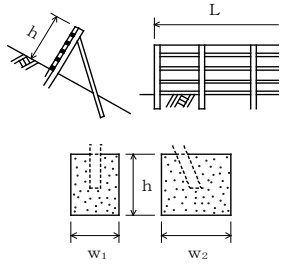	10-1-11-7
						延長 L		−200	１施工箇所毎		
						基礎	幅 w_1，w_2	−30	基礎１基毎		
							高さ h	−30			
						アンカー長 ℓ	打込み ℓ	−10%	全数		
							埋込み ℓ	−5%			
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 w		−30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	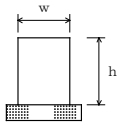	10-1-12-4
						高さ h		−30			
						延長 L		−200	１施工箇所毎		
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱	間隔 w_1，w_2	±15	施工延長５スパンにつき１ヶ所	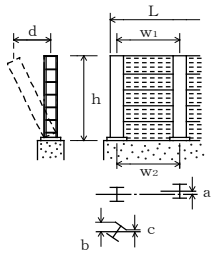	10-1-12-5
							ず れ a	10			
							ねじれ b－c	5			
							倒 れ d	h×0.5%			
						高さ h		＋30，−20			
						延長 L		−200	１施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均（X_{10}） 中規模以上	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長100m毎に１ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長40m毎に１ヶ所測定。 ※両端部２点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	10-2-4
						厚さ t＜15cm	−30		−10			
						厚さ t≧15cm	−45		−15			
						幅	−100		—			
10 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	−9		−3	幅は、片側延長40m毎に１ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長100ｍ毎に１ヶ所コアーを採取して測定。		10-2-4
						幅	−25		—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	2 舗装	5 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-5-9
						延長 L	－200	１ヶ所／１施工箇所 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　計測技術（ 断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
10 道路編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工 （コンクリート工）	基準高	±20	１ヶ所／１踏掛版		10-2-7-4
						各部の厚さ	±20	１ヶ所／１踏掛版		
						各部の長さ	±30	１ヶ所／１踏掛版		
					（ラバーシュー）	各部の長さ	±20	全数		
						厚さ	—			
					（アンカーボルト）	中心のずれ	±20	全数		
						アンカー長	±20	全数		
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工 （標識基礎工）	幅 w_1，w_2	－30	基礎一基毎	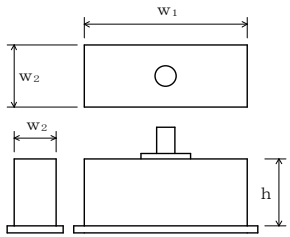	10-2-9-4
						高さ h	－30			
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工 （標識柱工）	設置高さ H	設計値以上	１ヶ所／１基	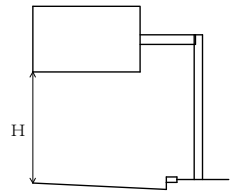	10-2-9-4

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	1	ケーブル配管工	埋設深 t	0～＋50	接続部間毎に１ヶ所	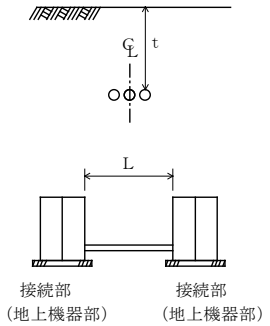	10-2-12-5
						延長 L	－200	接続部間毎で全数		
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	2	ケーブル配管工 （ハンドホール）	基準高 ▽	±30	１ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合	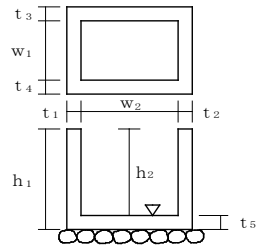	10-2-12-5
						※厚さ t_1～t_5	－20			
						※幅 w_1，w_2	－30			
						※高さ h_1，h_2	－30			
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	6		照明工 （照明柱基礎工）	幅 w	－30	１ヶ所／１施工箇所	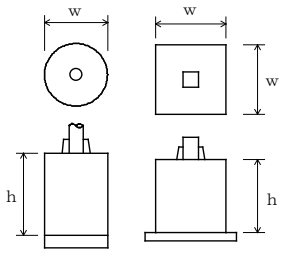	10-2-12-6
						高さ h	－30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	部材	脚柱とベースプレートの鉛直度 δ（mm）		w／500	各脚柱、ベースプレートを測定。	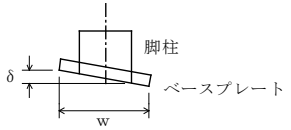	10-3-3-3
						部材	ベースプレート	孔の位置	±2	全数を測定。	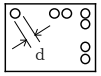	10-3-3-3
								孔の径 d	0～5	全数を測定。		
						仮組立時	柱の中心間隔、対角長L（m）		±5… L≦10m ±10… 10＜L≦20m ±(10＋(L－20)／10)… 20m＜L	両端部及び片持ばり部を測定。	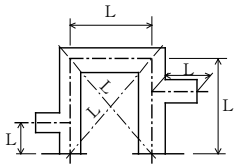	10-3-3-3
						仮組立時	はりのキャンバー及び柱の曲がり δ（mm）		L／1000	各主構の各格点を測定。	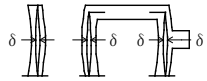	10-3-3-3
						仮組立時	柱の鉛直度 δ（mm）		10… H≦10 H… H＞10	各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ（m）	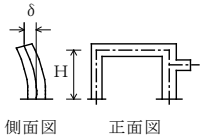	10-3-3-3

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	基準高 ▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造物工編（試行）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く）	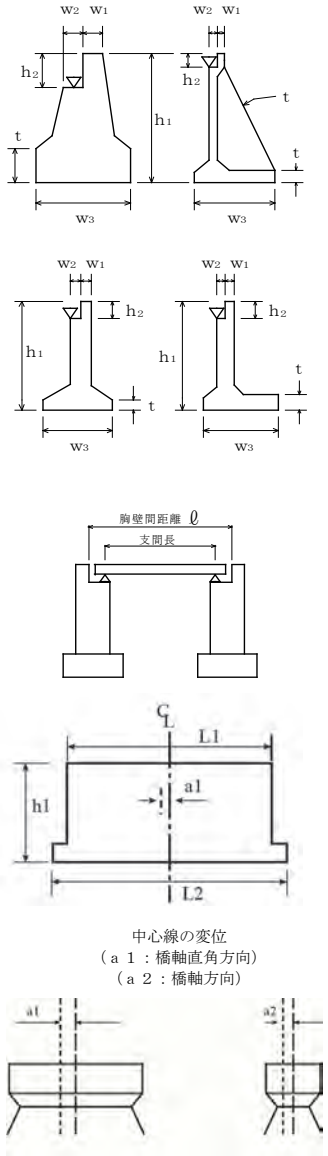	10-3-6-8
						厚さ t		−20			
						天端幅 w_1（橋軸方向）		−10			
						天端幅 w_2（橋軸方向）		−10			
						敷幅 w_3（橋軸方向）		−50			
						高さ h_1		−50			
						胸壁の高さ h_2		−30			
						天端長 ℓ_1		−50			
						敷長 ℓ_2		−50			
						胸壁間距離 ℓ		±30			
						支間長及び中心線の変位		±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10～−20			
							平面位置	±20			
							ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	1／50以下			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高 ▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造物工編（試行）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く）	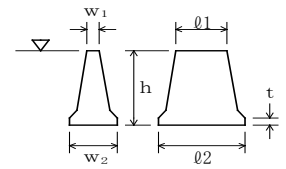 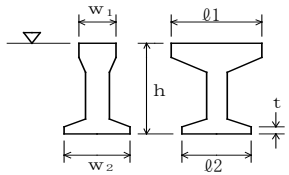 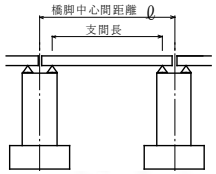 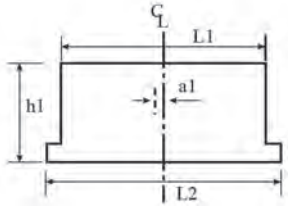 中心線の変位 （ａ１：橋軸直角方向） （ａ２：橋軸方向） 	10-3-7-9
						厚さ t		−20			
						天端幅 w_1 (橋軸方向)		−20			
						敷幅 w_2 (橋軸方向)		−50			
						高さ h		−50			
						天端長 ℓ_1		−50			
						敷長 ℓ_2		−50			
						橋脚中心間距離 ℓ		±30			
						支間長及び 中心線の変位		±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10～−20			
							平面位置	±20			
							ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の 鉛直度	1／50以下			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工 （ラーメン式）	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造物工編（試行）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く）	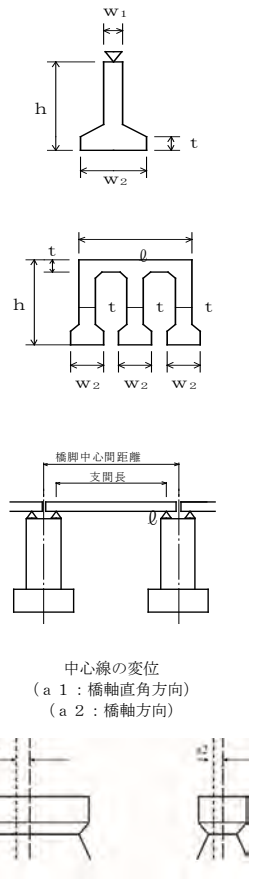	10-3-7-9
						厚さ t	−20			
						天端幅 w_1	−20			
						敷幅 w_2	−20			
						高さ h	−50			
						長さ ℓ	−20			
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値 計画高	＋10～−20			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値 平面位置	±20			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値 ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	1／50以下			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 （Ｉ型・Ｔ型）	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	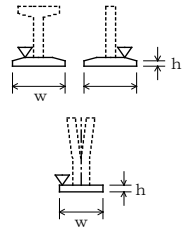	10-3-8-9
						幅（橋軸方向） w	−50			
						高さ h	−50			
						長さ ℓ	−50			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工 （門型）	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	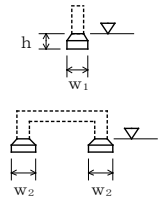	10-3-8-9
						幅 w_1，w_2	−50			
						高さ h	−50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工 （Ⅰ型・Ⅰ型）	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	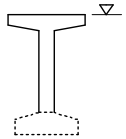 中心線の変位 （ａ１：橋軸直角方向） （ａ２：橋軸方向） 	10-3-8-10
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工 （門型）	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	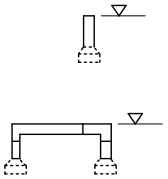 中心線の変位 （ａ１：橋軸直角方向）（ａ２：橋軸方向） 	10-3-8-10
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ1，δ2（mm）	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1／2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		10-3-8-11

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10		図面の寸法表示箇所で測定。		10-4-3-9
10 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	1	支承工 （鋼製支承）	据付け高さ 注1)		±5		支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2）可動支承の遊間（La,Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10
						可動支承の移動可能量　注2)		設計移動量以上				
						支承中心間隔（橋軸直角方向）		コンクリート橋	鋼橋			
								±5	±(4＋0.5×(B－2))			
						水平度	橋軸方向	1／100				
							橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸方向のずれ同一支承線上の相対誤差		5				
						可動支承の機能確認　注3)		温度変化に伴う移動量計算値の1／2以上				
10 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	2	支承工 （ゴム支承）	据付け高さ 注1)		±5		支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2）可動支承の遊間（La,Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10
						可動支承の移動可能量　注2)		設計移動量以上				
						支承中心間隔（橋軸直角方向）		コンクリート橋	鋼橋			
								±5	±(4＋0.5×(B－2))			
						水平度	橋軸方向	1／300				
							橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸方向のずれ同一支承線上の相対誤差		5				
						可動支承の機能確認　注3)		温度変化に伴う移動量計算値の1／2以上				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		10-4-8-3
						アンカーボルト定着長	－20以内 かつ －1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径（mm）		
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	5		地覆工	地覆の幅　w_1	－10～＋20	１径間当たり両端と中央部の３ヶ所測定。	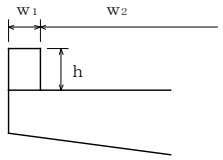	10-4-8-5
						地覆の高さ　h	－10～＋20			
						有効幅員　w_2	0～＋30			
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天　端　幅　w_1	－5～＋10	１径間当たり両端と中央部の３ヶ所測定。	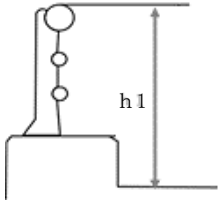 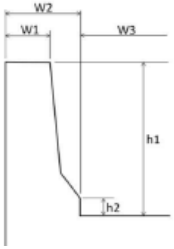	10-4-8-6 10-4-8-7
						地　覆　の　幅　w_2	－10～＋20			
						高　　さ　h_1	－20～＋30			
						高　　さ　h_2	－10～＋20			
						有　効　幅　員　w_3	0～＋30			
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	8		検査路工	幅	±3	１ブロックを抽出して測定。		10-4-8-8
						高　　さ	±4			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工（現場）	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 ℓ：スパン長	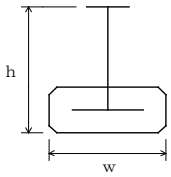	10-5-6-2
						高さ h	10 −5			
						桁長 ℓ スパン長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ−5）かつ −30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
10 道路編	6 トンネル（NATM）	4 支保工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1／3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注）良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準（構造編）にいう地盤等級Ａ又はＢに該当する地盤とする。	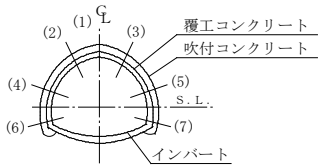	10-6-4-3
10 道路編	6 トンネル（NATM）	4 支保工	4		ロックボルト工	位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測。		10-6-4-4
						角度	—			
						削孔深さ	—			
						孔径	—			
						突出量	プレート下面から10cm以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
10 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高▽（拱頂）	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき１ヶ所。 (2) 厚さ (ｲ) コンクリート打設前の巻立空間を１打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ﾛ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて１打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ﾊ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに１ヶ所、(2)～(3)は100mに１ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、１トンネル当たり２ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の３分の１以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）トンネル工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	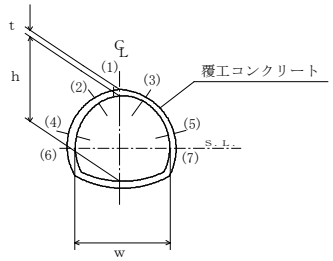	10-6-5-3
						幅　w（全幅）	−50			
						高さh（内法）	−50			
						厚　さ　t	設計値以上			
						延　　長　L	—			
10 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅　　w	−50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		10-6-5-5
						厚　　さ　t	−30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	6 トンネル（NATM）	6 インバート工	4		インバート本体工	幅　w（全幅）	－50	(1) 幅は、施工40mにつき１ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を１打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて１打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。	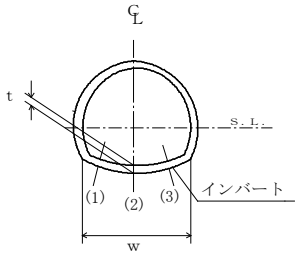	10-6-6-4
						厚さ　t	設計値以上			
						延　　長　L	―			
10 道路編	6 トンネル（NATM）	8 坑門工	4		坑門本体工	基準高　▽	±50	図面の主要寸法表示箇所で測定。	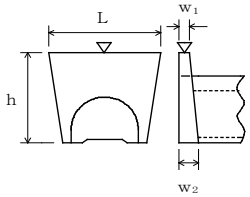	10-6-8-4
						幅　w_1，w_2	－30			
						高さ h　h＜3m	－50			
						高さ h　h≧3m	－100			
						延　　長　L	－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
10 道路編	6 トンネル（NATM）	8 坑門工	5		明り巻工	基準高▽（拱頂）	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき１ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。	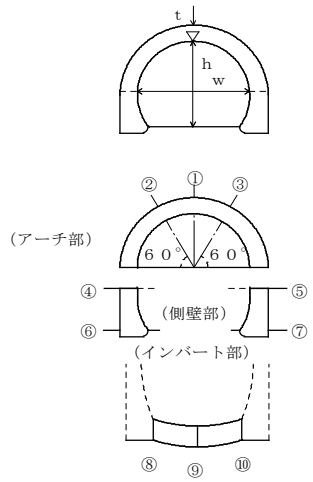	10-6-8-5
						幅　ｗ（全幅）	－50			
						高さｈ（内法）	－50			
						厚　　さ　ｔ	－20			
						延　　長　Ｌ	―			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工	基準高 ▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。	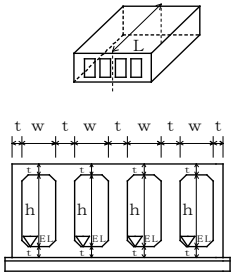	10-11-6-2
						厚さ t	−20			
						内空幅 w	−30			
						内空高 h	±30			
						ブロック長 L	−50			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さ t	−20	図面の寸法表示箇所で測定。	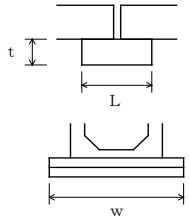	10-11-6-4
						幅 w	−20			
						長さ L	−20			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工 （防水）	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。	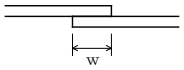	10-11-6-5
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工 （防水保護工）	厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。	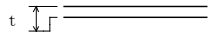	10-11-6-5

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工 （防水壁）	高　さ　h	－20	図面の寸法表示箇所で測定。	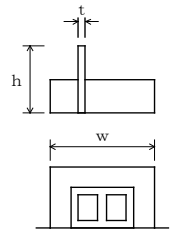	10-11-6-5
						幅　　w	±50			
						厚　さ　t	－20			
10 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。	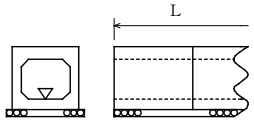	10-11-7-2
						延　長　L	－200	延長：１施工箇所毎		
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工（管路部）	埋設深　t	0～＋50	接続部（地上機器部）間毎に１ヶ所。	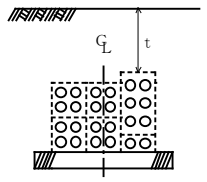 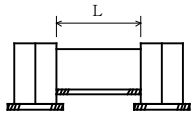 接続部 （地上機器部）　接続部 （地上機器部）	10-12-5-2
						延　長　L	－200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工（特殊部）	基準高 ▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に１ヶ所。	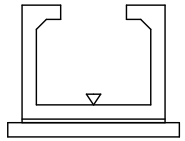	10-12-5-3
10 道路編	12 電線共同溝	6 付帯設備工	2		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	１ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合	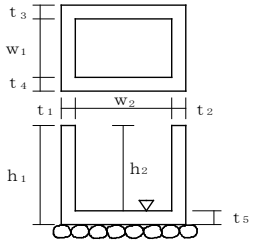	10-12-6-2
						※厚さ t_1～t_5	－20			
						※幅 w_1，w_2	－30			
						※高さ h_1，h_2	－30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X）	規格値 測定値の平均（$\overline{X}$）	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t（切削）	-7	－2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、延長40m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。	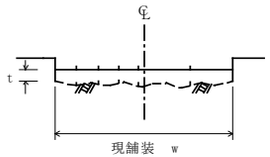 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	10-14-4-5
						厚さ t（ｵｰﾊﾞｰﾚｲ）	-9				
						幅 w	－25				
						延長 L	－100				
						平坦性	—	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	2	切削オーバーレイ工（面管理の場合） 厚さｔまたは標高較差（切削）のみ	厚さ t（標高較差）（切削）	-17 (17) （面管理として緩和）	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）（路面切削工編）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さｔまたは標高較差（切削）を算出する。計測密度は1点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 3. 厚さｔまたは標高較差（切削）は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ（ｵｰﾊﾞｰﾚｲ）は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、延長40m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。	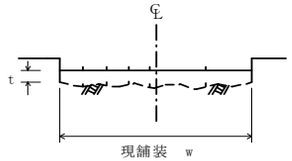 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	10-14-4-5
						厚さ t（ｵｰﾊﾞｰﾚｲ）	-9				
						幅 W	－25				
						延長 L	－100				
						平坦性	—	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	路盤工 厚さ t	－30		幅は延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、各車線100m毎に左右両端及び中央の３点を掘り起こして測定。	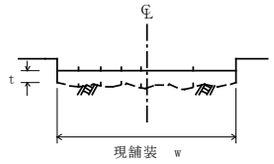	10-14-4-7
						路盤工 幅 w	－50				
						路盤工 延長 L	－100				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
10 道路編	16 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	ﾌﾗﾝｼﾞ幅 w（m） 腹板高 h（m） 腹板間隔 b′（m）	±2… w≦0.5 ±3… 0.5＜w≦1.0 ±4… 1.0＜w≦2.0 ±(3＋w／2)… 2.0＜w	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	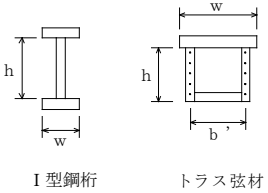	10-16-3-4
								床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		
						フランジの直角度 δ（mm）	w／200	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。	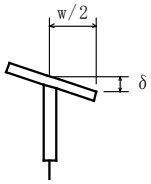	10-16-3-4
						圧縮材の曲がり δ（mm）	ℓ／1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ：部材長（mm）	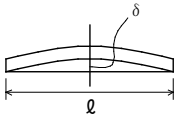	10-16-3-4

３. 品質管理

品　質　管　理

１ 目　的

土木工事の施工に当たっては、設計図書や特記仕様書並びに土木工事共通仕様書、また各種指針・要綱に明示されている材料の形状寸法、品質、規格等を十分満足し、かつ経済的に作り出す為の管理を行う必要がある。本基準は、それらの目的に合致した品質管理の為の基本事項を示したものである。

２ 品質管理基準及び規格値

目　　次

1 セメント・コンクリート
（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く） …… 3 － 1
2 プレキャストコンクリート製品（JIS Ⅰ類） …… 3 － 4
3 プレキャストコンクリート製品（JIS Ⅱ類） …… 3 － 4
4 プレキャストコンクリート製品（その他） …… 3 － 4
5 ガス圧接 …… 3 － 6
6 既製杭工 …… 3 － 6
7 下層路盤 …… 3 － 7
8 上層路盤 …… 3 － 9
9 アスファルト安定処理路盤 …… 3 － 11
10 セメント安定処理路盤 …… 3 － 11
11 アスファルト舗装 …… 3 － 13
12 転圧コンクリート …… 3 － 15
13 グースアスファルト舗装 …… 3 － 17
14 路床安定処理工 …… 3 － 19
15 表層安定処理工（表層混合処理） …… 3 － 20
16 固結工 …… 3 － 20
17 アンカー工 …… 3 － 20
18 補強土壁工 …… 3 － 21
19 吹付工 …… 3 － 21
20 現場吹付法枠工 …… 3 － 23
21 河川土工 …… 3 － 25
22 海岸土工 …… 3 － 26
23 砂防土工 …… 3 － 27
24 道路土工 …… 3 － 28
25 捨石工 …… 3 － 30
26 コンクリートダム …… 3 － 30
27 覆工コンクリート（ＮＡＴＭ） …… 3 － 33
28 吹付けコンクリート（ＮＡＴＭ） …… 3 － 35
29 ロックボルト（ＮＡＴＭ） …… 3 － 37
30 路上再生路盤工 …… 3 － 37
31 路上表層再生工 …… 3 － 38
32 排水性舗装工・透水性舗装工 …… 3 － 39
33 プラント再生舗装工 …… 3 － 41
34 工場製作工（鋼橋用鋼材） …… 3 － 42
35 ガス切断工 …… 3 － 42
36 溶接工 …… 3 － 42
37 中層混合処理 …… 3 － 44
38 鉄筋挿入工 …… 3 － 45

注）　なお、各表の右欄の「試験成績表等による確認」に「○」がついているものは、試験成績書やミルシート等によって品質を確保できる項目であるが、必要に応じて現場検収を実施する。
空欄の項目については、必ず現場検収を実施する。

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
1　セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石　40%以下 砂利　35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中１回／年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回／週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回／年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
1　セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	製造（プラント）	その他（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回／年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回／年以上。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上		○
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1／2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018,503-2018）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。 3）配合設計±20kg/m3の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3／日以上の場合； 2回／日（午前1回、午後１回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m3～150m3ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。	

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
1　セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個（σ7…3個、σ28…3個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（σ３）を追加で採取する。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合、必須）	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。		
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112				
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない）とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを１構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただしいづれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは１ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは１ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	
			配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	同左	同左	同左	
			強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	同左	同左	

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
2　プレキャストコンクリート製品（JIS Ⅰ類）	材料	必須	JISマーク確認 又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)				
	施工	必須	製品の外観検査 （角欠け・ひび割れ調査）	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		
3　プレキャストコンクリート製品（JIS Ⅱ類）	材料	必須	製品検査結果 （寸法・形状・外観、性能試験） ※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による。	製造工場の検査ロット毎		○
			JISマーク確認 又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)				
	施工	必須	製品の外観検査 （角欠け・ひび割れ調査）	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		
4　プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	必須	セメントのアルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	１回/６ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
			コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	1回／月以上 （塩化物量の多い砂の場合1回以上／週）		○
			コンクリートのスランプ試験/スランプフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	１回／日以上		○
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	1回／日以上		○
			コンクリートの空気量測定 （凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品）	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5%（許容差）	1回／日以上		○

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
4　プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	その他（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験(粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	JIS A　5364 JIS A　5308	１回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	JIS A　5364 JIS A　5308	１回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（ﾌｪﾛﾆｯｹﾙｽﾗｸﾞ細骨材） JIS A 5011-3（銅ｽﾗｸﾞ細骨材） JIS A 5011-4（電気炉酸化ｽﾗｸﾞ細骨材） JIS A 5021（ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H）	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A　5364 JIS A　5308	１回/年以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	１回/月以上及び産地が変わった場合。 （微粒分量の多い砂１回／週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	１回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 製作開始前、1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 製作開始前、1回／年以上及び産地が変わった場合。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	1回/月以上		○
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○
			コンクリート用混和材 ・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201（フライアッシュ） JIS A 6202（膨張材） JIS A 6204（化学混和剤） JIS A 6206（高炉スラグ微粉末） JIS A 6207(シリカフューム)	1回/月以上 ただし、JIS A 6202（膨張材）は1回/月以上、JIS A 6204（化学混和剤）は1回／６ヶ月以上	試験成績表による。	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	１回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
		必須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	1回／月又は入荷の都度	試験成績表による。	○
	施工	必須	製品の外観検査 （角欠け・ひび割れ調査）	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
5　ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 （詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があってはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19㎜未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があってはならない。			
	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 （詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があってはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。	
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があってはならない。		熱間押抜法の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得る。 ・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。	
			超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1ヶ所以下の時はロットを合格とし、2ヶ所以上のときはロットを不合格とする。 ただし、合否判定レベルは基準レベルより－24db感度を高めたレベルとする。	超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。 抜取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、1ロットの大きさは200ヶ所程度を標準とする。 ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。	
6　既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。		○
	施工	必須	外観検査（鋼管杭）	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700㎜未満：許容値2㎜以下 外径700㎜以上1,016㎜以下：許容値3㎜以下 外径1,016㎜を超え2,000㎜以下：許容値4㎜以下		・外径700㎜未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2㎜×π以下とする。 ・外径700㎜以上1,016㎜以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3㎜×π以下とする。 ・外径1,016㎜を超え2,000㎜以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4㎜×π以下とする。	

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
6　既製杭工	施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接 浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。 なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。		
			鋼管杭・H鋼杭の現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm／1方向とする。 （20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）		
		その他	鋼管杭の現場溶接 超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm／1方向とする。 （20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）	中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。	
			鋼管杭・コンクリート杭 （根固め） 水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中掘り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
			鋼管杭・コンクリート杭 （根固め） セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm2	
7　下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧［4]-68	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシャラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシャランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・・30cm その他の地方・・・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照			○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下		・鉄鋼スラグには適用しない 。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
7　下層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧［4]-80	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシャラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシャランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシャランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000m2：10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合：6,000㎡／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧［4]-288		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m2につき2回の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
7　下層路盤	施工	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m^{2}あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
8　上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧［4]-68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧［4]-68	修正CBR 80%以上		・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下		・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
8　上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧［4]-73	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧［4]-80	1.5%以下			○
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧［4]-75	1.2Mpa以上(14日)		・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧［2]-131	1.50kg/L以上		・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
8　上層路盤	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000m2：10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合：6,000m2／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
			粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2]-16	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時（1回～2回／日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2]-16	75μmふるい：±6%以内			
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m2につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
9　アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる					
10　セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧［4]-102	下層路盤：一軸圧縮強さ［7日間］0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ［7日間］2.9Mpa（アスファルト舗装）、2.0Mpa（セメントコンクリート舗装）。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
10　セメント安定処理路盤	材料	必須	骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧［4]-68	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧［4]-167	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
	施工	必須	粒度（2.36mmフルイ）	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時（1回～2回／日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			粒度（75μmフルイ）	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X10　95%以上 X6　95.5%以上 X3　96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000m2：10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合：6,000m2／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
		その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧［4]-293,[4]-297	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき（1～2回／日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
11　アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率　：3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは偏平な石片：10%以下			○
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧　表3.3.17による。			○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下			○
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-74	3%以下			○
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-78	1／4以下			○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率　：3.0%以下			○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS　：50%以下 SS　：30%以下			○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
11　アスファルト舗装	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1			○
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-212	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-224				○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1～2回／日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内			○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
11　アスファルト舗装	プラント	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧［3］-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧［3］-44			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧［3］-18			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［3］-218	基準密度の94%以上。 X10　96%以上 X6　96%以上 X3　96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000m2：10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合：6,000m2／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	
			温度測定（初転圧前）	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。	
			外観検査（混合物）	目視				
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧［1］-101	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回		
12　転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	当初		
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案） ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：96%			
			ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：97%			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが臨ましい。	
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回／日（午前・午後）で、3本1組／回。		
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300m3、粗骨材500m3ごとに1回、あるいは1回／日。		○
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。			○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時		○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下		ホワイトベースに使用する場合：40%以下	○

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
12　転圧コンクリート	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材　5.0%以下 それ以外（砂等）　3.0%以下（ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下）	工事開始前、材料の変更時		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回／日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（プラント）（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： 　コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 　コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 　圧縮強度の偏差率：7.5%以下 　コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 　コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回／年以上。	・総使用量が50m3未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
12　転圧コンクリート	使用する場合は除く）	その他	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
	施工	必須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧［3］-344 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%			
			ランマー突き固め試験					
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・ 試験回数が7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、 全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回／日（午前・午後）で、3本1組／回（材令28日）。		
			温度測定（コンクリート）	温度計による。		2回／日（午前・午後）以上		
			現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回（横断方向に3ヶ所）		
			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧［3］-353		1,000m2に1個の割合でコアを採取して測定		
13　グースアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001　表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率　：3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧［2］-51	細長、あるいは偏平な石片：10%以下			○
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧　表3.3.17による。			○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
13　グースアスファルト舗装	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○
			針入度試験	JIS K 2207	15～30(1／10mm)		・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃			○
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上（25℃）			○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上			○
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下			○
			密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm3			○
	プラント	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧［3]-402	貫入量（40℃）目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
			リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧［3]-407	3～20秒（目標値）			○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧［3]-44	300以上			○
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧［3]-79	破断ひずみ（－10℃、50mm/min）8.0×10－3以上			○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
13　グースアスファルト舗装	プラント	必須	粒度（2.36㎜フルイ）	舗装調査・試験法便覧［2]-16	2.36㎜ふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回／日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧［4]-318	アスファルト量：±0.9%以内			○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石　粉：常温～150℃	随時		○
	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
14　路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧［4]-227,[4]-230	設計図書による。			
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53㎜：舗装調査・試験法便覧［4]-256突砂法	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
				または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、１日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 ３．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ４．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧［4]-288		路床仕上げ後、全幅,全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路床に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203		500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。		

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
14　路床安定処理工	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧［1]-284（ﾍﾞﾝｹﾞﾙﾏﾝﾋﾞｰﾑ）	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
15　表層安定処理工（表層混合処理）	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm：舗装調査・試験法便覧［4]-256突砂法	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
				または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、１日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 ３．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ４．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧［4]-288		路床仕上げ後、全幅,全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。			
			含水比試験	JIS A 1203		500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧［2]-16（ﾍﾞﾝｹﾞﾙﾏﾝﾋﾞｰﾑ）		ブルーフローリングでの不良箇所について実施。		
16　固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。 ボーリング等により供試体を採取する。	
			ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	・ボーリング等により供試体を採取する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
			土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
17　アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回（午前・午後）／日		
			モルタルのフロー値試験	JSCE-F 521-2018	10～18秒 Pロート （グランドアンカー設計施工マニュアルに合わせる）	練りまぜ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
			適性試験（多サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
17　アンカー工	施工	必須	確認試験（１サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する１サイクル方式とする。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、１サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	
18　補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			外観検査（ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。				○
		その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53㎜：舗装調査・試験法便覧［4]-256突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 または、設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、１日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 ３．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ４．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
19　吹付工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他（JIS	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。		○

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
19　吹付工	材料	マーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回／週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回／年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（プラント）（ＪＩＳマーク表示された	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	２回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上		
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
19　吹付工	レディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回／年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○
	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1／2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018,503-2018）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
		その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
20　現場吹付法枠工 （次頁に続く）	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
20　現場吹付法枠工	材料	その他（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）		JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下 スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回／週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（ＪＩＳマーク表示されたレディ	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上		○
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
20　現場吹付法枠工	ミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回／年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○
	施工	その他	スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2013	設計図書による	1回6本　吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	・参考値：18N/mm2以上（材令28日） ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	
		その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1／2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は３回）試験の判定は３回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018,503-2018）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
21　河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
21　河川土工	材料	その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm：舗装調査・試験法便覧［4]-256突砂法	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25%≦75μmふるい通過分＜50%）】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土（50%≦75μmふるい通過分）】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	築堤は、1,000m3に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の92%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25%≦75μmふるい通過分＜50%）】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土（50%≦75μmふるい通過分）】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ３．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧［1]-273		トラフィカビリティが悪いとき。		
22　海岸土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203				

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
22　海岸土工	材料	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm：舗装調査・試験法便覧［4]-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	築堤は、1,000m3に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の90%以上。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ３．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧［1]-273		トラフィカビリティが悪いとき。		
23　砂防土工 (次頁に続く)	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
23　砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm：舗装調査・試験法便覧［4]-256突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	1,000m3に1回の割合、または設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の90%以上。　または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ３．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
24　道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。		
			CBR試験 （路床）	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時。 （材料が岩砕の場合は除く）		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
24　道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm：舗装調査・試験法便覧［4]-256突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m3につき１回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ３．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧［4]-288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203		路体の場合、1,000m3につき１回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。		

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
24　道路土工	施工	その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧［1]-273	設計図書による。	必要に応じて実施。 （例）トラフィカビリティが悪い時		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧［1]-284 （ﾍﾞﾝｹﾞﾙﾏﾝﾋﾞｰﾑ）		ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
25　捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石　：約2.7g/cm3～2.5g/cm3 ・準硬石：約2.5g/cm3～2g/cm3 ・軟石　：約2g/cm3未満	○
			岩石の吸水率	JIS A 5006			・500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石　：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石　：15%以上	○
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006			・500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm2以上 ・準硬石：980.66N/cm2以上4903N/cm2未満 ・軟石：980.66N/cm2未満	○
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m3につき1回の割で行う。 ただし、5,000m3以下のものは1工事2回実施する。	500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。	○
26　コンクリートダム	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率：[2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下。ただし、砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉のときには、3.0%以下。 細骨材： ・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回／週以上）		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。		○

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
26　コンクリートダム	同上	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中１回／年以上及び産地が変わった場合。		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（プラント）（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回／年以上。		○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回／年以上。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上		○

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
26　コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1／2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018,503-2018）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。 3）配合設計±20kg/m3の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3／日以上の場合； 2回／日（午前1回、午後１回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m3～150m3ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・１回／日以上、構造物の重要度と工事の規模の応じて20m3～150m3ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5％（許容差）			
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80％を1／20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1／4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m3未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m3以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m3以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。		

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
26　コンクリートダム	施工	必須	温度測定（気温・コンクリート）	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。		
		その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m3以上	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123		1回1ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回3ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		1回3ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
27　覆工コンクリート（NATM）	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照）	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石　40%以下 砂利　35%以下	工事開始前、工事中１回／年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回／週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回／年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
27　覆工コンクリート (NATM)	同上	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（プラント）（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回／年以上。		○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回／年以上。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上		○
	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。 3）配合設計±20kg/m3の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3／日以上の場合； 2回／日（午前1回、午後１回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m3～150m3ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25ｍｍの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。	

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
27　覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個（σ7…3個、σ28…3個）とする。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25ｍｍの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。	
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1／2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C 502-2018,503-2018）または設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回　品質に異常が認められた場合に行う。		
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	強度が同じブロックを１構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは１ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは１ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	
28　吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104				○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下			○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）			○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
28　吹付けコンクリート(NATM)	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回／年以上。		○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上。		○
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1／2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018,503-2018）または設計図書の規定により行う。	

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
28　吹付けコンクリート(NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	トンネル施工長40m毎に1回　材齢7日,28日（2×3＝6供試体）なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018,503-2018）または設計図書の規定により行う。	
			吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)	（JSCE-F561-2013）引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 （JSCE-G561-2010）	1日強度で5N/mm2以上	トンネル施工長40mごとに1回		
		その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
29　ロックボルト(NATM)	材料	その他	外観検査（ロックボルト）	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○
	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		1)施工開始前に1回 2)施工中または必要の都度 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回		
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜試験」による		掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、１断面当たり３本均等に行う（ただし、坑口部では両側壁各１本）。		
30　路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧［4]-68	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上,3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上,1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下			
		その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
30　路上再生路盤工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000m2：10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合：6,000m2／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧［4]-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧［4]-135			CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
			含水比試験	JIS A 1203		1～2回／日		
31　路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			旧アスファルトの軟化点					
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧［3]-218				
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧［4]-309				
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧［4]-318				
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧［2]-16				
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左			○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［3]-218	基準密度の96%以上 X10　98%以上 X6　98%以上 X3　98.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000m2：10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合：6,000m2／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。	空隙率による管理でもよい。	

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
31　路上表層再生工	施工	必須	温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	－0.7cm以内	1,000m2毎		
		その他	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2］-16	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2］-16	75μmふるい：±5%以内			
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧［4］-318	アスファルト量：±0.9%以内			
32　排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上,1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	砕石・玉砕、製鋼スラグ（SS） 表乾比重：2.45以上 吸水率　：3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧［2］-51	細長、あるいは偏平な石片：10%以下			○
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。			○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上,3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上,1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧［2］-83	50%以下			○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧［2］-94	水浸膨張比：2.0%以下			○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	砕石・玉砕、製鋼スラグ（SS）：30%以下			○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○
			針入度試験	JIS K 2207	40(1／10mm）以上			○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
32　排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上,3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上,1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上（15℃）			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上			○
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下			○
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上			○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧［2］-289	タフネス：20N・m			○
			密度試験	JIS K 2207				○
	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2］-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回／日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上,3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上,1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2］-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回／日		○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧［4］-318	アスファルト量：±0.9%以内			○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧［3］-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧［3］-44			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧［3］-18			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
			カンタブロ試験	舗装調査・試験法便覧［3］-110			アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○
	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧［1］-154	X_{10}　1,000mL/15sec以上 X_{10}　300mL/15sec以上（歩道箇所）	1,000m2ごと。		

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
32　排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［3]-224	基準密度の94%以上。 X10　96%以上 X6　96%以上 X3　96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000m2：10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合：6,000m2／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
			外観検査（混合物）	目視		随時		
33　プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧［2]-16		再生骨材使用量500ｔごとに1回。		○
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧［4]-318	3.8%以上			○
			再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1／10mm)以上（25℃）	再生混合物製造日ごとに1回。 １日の再生骨材使用量が500ｔを超える場合は2回。 １日の再生骨材使用量が100ｔ未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
			再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500ｔごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものと、水洗後の75μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。	○
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○
	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2]-16	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回／日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○
			粒度（75μmフルイ）		75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			○
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧［4]-318	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.9.5による。			○
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧［3]-65	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧［3]-44			耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧［3]-18			耐磨耗性の確認	○
	舗設現場	必須	外観検査（混合物）	目視		随時		
			温度測定（初転圧前）	温度計による。			測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
33　プラント再生舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［3]-218	基準密度の94%以上。 X10　96%以上 X6　96%以上 X3　96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10　95%以上 X6　95.5%以上 X3　96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上（再アス処理の場合は基準密度の93%以上）を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000m2：10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合：6,000m2／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
34　工場製作工 （鋼橋用鋼材）	材料	必須	外観・規格 （主部材）	現物照合、帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できること。 規格、品質がミルシートで確認できること。		○
			機械試験（ＪＩＳマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材）	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。	
			外観検査 （付属部材）	目視及び計測				
35　ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ　50μm以下 二次部材の最大表面粗さ　100μm以下 （ただし、切削による場合は50μm以下）		最大表面粗さとは、JIS B 0601（2013）に規定する最大高さ粗さRZとする。	
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあってはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。			
			上縁の溶け		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			
		その他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
			ベベル精度	計測器による計測				
			真直度					
36　溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121　1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法　図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			型曲げ試験（19mm未満裏曲げ） （19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2		○
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれの3個の平均値）。	試験片の形状：JIS Z 2242　Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法　図-20.8.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3		○
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数：1		○

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
36　溶接工	施工	必須	非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査　20.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法　図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 （非破壊試験を行う者の資格） ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法　図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法　図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm2以上、引張強さは 400～550N/mm2、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3		○
			突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。 （非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
			外観検査（割れ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	
			外観形状検査（ビード表面のピット）	・目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、Ｔ溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にピットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき３個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（ビード表面の凹凸）		ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。			
			外観形状検査（アンダーカット）		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査の規定による。		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.4及び表-解20.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。	

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
36　溶接工	施工	必須	外観検査（オーバーラップ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。		
			外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。 だだし、１溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに－1.0mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（余盛高さ）		設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は，以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) B＜15　：　h≦3 15≦B＜25　：　h≦4 25≦B　：　h≦（4／25）・B			
			外観形状検査（アークスタッド）		・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れ及びスラグ巻込み：あってはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）を超えてはならない。			
		その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から１%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	
37.中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
			土の湿潤密度試験	JIS G 0191				
			テーブルフロー試験	JIS R 5201				
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216				
		その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
			土の粒度試験	JIS A 1204				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土懸濁液のpH試験	JGS 0211		有機質土の場合は必要に応じて実施する		
			土の強熱減量試験	JGS 0221				
	施工	必須	深度方向の品質確認（均質性）	試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1,000m3～4,000m3につき1回の割合で行う。 試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	1.実施頻度は、監督職員との協議による。 2.ボーリング等により供試体を採取する。	
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	1,000m3～4,000m3につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	実施頻度は、監督職員との協議による。	

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
38　鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査 （芯材・ナット・プレート等）	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時		○
			定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	9～22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
		その他	外観検査 （芯材・ナット・プレート等）	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材料入荷時		
	施工	必須	圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回 （3本/回）	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
			引き抜き試験	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。		
		その他	適合性試験	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は。5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。		

〔参考資料〕

ロックボルトの引抜試験

(1) 計測の目的

ロックボルトの定着効果を確認することを目的とする。

(2) 計測の要領

ロックボルトの引抜試験方法に従って行う。

実施時期は施工後3日経過後とし、引抜試験耐力はロックボルト引抜耐力の80%程度以上とする。

(3) 結果の報告

計測結果は図-1の要領で整理する。

(4) 試験後のボルトの処置

引抜試験の結果が荷重変位曲線図-1のA領域に留まっている状態の場合には、試験後のボルトはそのままとし、これを補うボルトは打設しないものとする。

図のB領域に入る場合には、その他のボルトの状況を判断して施工が悪いと思われるものについては、試験したボルトを補うボルトを打設する。また地山条件によると思われる場合には地中変位や、ロックボルトの軸力分布等をして、ロックボルトの設計を修正する。

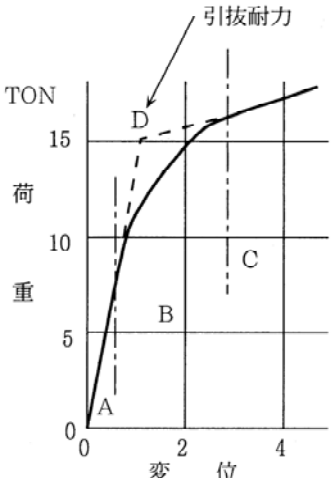

図-1　ロックボルト引抜試験

（ロックボルトの引抜試験方法）

この方法はISRMの提案する方法に準拠したものである。

(Intemational Society for Rock Mechanics, Comission on Standadization of Laboratory and Field Tests,Cominee on Field Tests Document No.2. 1974)

(1) 引抜試験準備

ロックボルト打設後に、載荷時にボルトに曲げを発生しないように図-2のように反力プレートをボルト軸に直角にセットし、地山との間は早強石膏をはりつける。

(2) 引抜試験

引抜試験は、図-3のようにセンターホールジャッキを用い、油圧ポンプで1ton毎の段階載荷を行って、ダイヤルゲージでボルトの伸びを読み取る。

(3) 全面接着式ボルトの場合の注意事項

（イ）吹付コンクリートが施工されている時は、コンクリートを取りこわして岩盤面を露出させるか、あるいは、あらかじめ引抜試験用のロックボルトに、吹付コンクリートの付着の影響を無くすよう布等を巻いて設置して試験を行うのが望ましい。ロックボルトに歪みゲージを貼付けて引抜試験の結果が得られている場合には、その結果を活用することにより、特に吹付コンクリートを取り壊す必要がない場合もある。

（ロ）反力は、ロックボルトの定着効果としてピラミッド形を考慮する場合には、できるだけ孔等は大きいものを用い、ボルト周辺岩盤壁面を拘束しないこと。

（ハ）ロックボルトの付着のみを考慮する場合は、反力をできるだけロックボルトに近づけること。

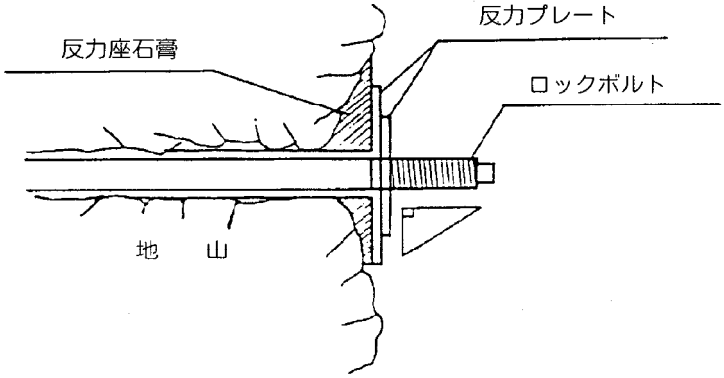

図-2　反力座の設置

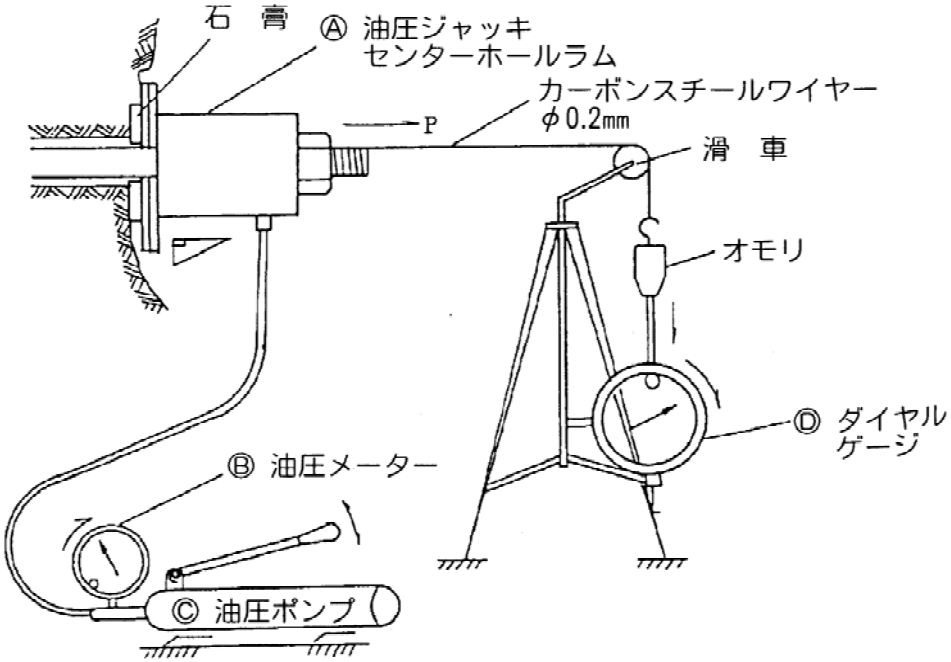

図-3　引抜試験概要図

４. 写真管理基準

写　真　管　理　基　準

目　　次

写真管理基準 …… 4 － 1

Ⅰ．撮影箇所一覧表 …… 4 － 4

Ⅱ．品質管理写真撮影箇所一覧表 …… 4 － 6

Ⅲ．出来形管理写真撮影箇所一覧表

第1編　共通編 …… 4 － 42

第3編　土木工事共通編 …… 4 － 45

第6編　河川編 …… 4 － 85

第7編　河川海岸編 …… 4 － 89

第8編　砂防編 …… 4 － 92

第9編　ダム編 …… 4 － 94

第10編　道路編 …… 4 － 96

その他 …… 4 － 103

写真管理基準

1. 総　則

1-1 適用範囲

この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理 （デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

また、写真を映像と読み替えることも可とする。

1-2 工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。

- 工事写真
  - 着手前及び完成写真（既済部分写真等含む）
  - 施工状況写真
  - 安全管理写真
  - 使用材料写真
  - 品質管理写真
  - 出来形管理写真
  - 災害写真
  - 事故写真
  - その他（公害、環境、補償等）

2. 撮影

2-1 撮影頻度

工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

① 工事名
② 工種等
③ 測点（位置）
④ 設計寸法
⑤ 実測寸法
⑥ 略図

小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報（写真管理項目-施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。

また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理

「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（ 案）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

2-4 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略する。

(1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略する。

(2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略する。

(3)監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真は不要。

2-5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の小黒板情報電子化について』(平成29年1月30日付け、国技建管第10号)に基づく小黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。

2-6 撮影の仕様

写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。

(1) 写真はカラーとする。

(2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。
(100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)

映像と読み替える場合は、以下も追加する。

(3)夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。

(4)フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。
高倍速での視聴を目的とする場合は、監督職員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。

2-7 撮影の留意事項

撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。

(1)「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

(2)不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。

(3)撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。

(4)撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。

3. 整理提出

撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。

写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。

4. その他

撮影箇所一覧表の整理条件の用語の定義

(1) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。

(2) フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、「写真管理基準　令和2年3月」を参考に監督職員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。

撮影箇所一覧表（全体）

区分		写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前１回 〔着手前〕	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後１回 〔完成後〕	
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月１回 〔月末〕	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	
			創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	創意工夫･社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	１施工箇所に１回 〔施工前後〕	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）における空中写真測量（ＵＡＶ）」による場合は、撮影毎に１回（写真測量に使用したすべての画像（ICONフォルダに格納）） 〔発生時〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）における地上型レーザースキャナ（ＴＬＳ）、地上移動体搭載型レーザースキャナー（地上移動体搭載型ＬＳ）、無人航空機搭載型レーザースキャナー（ＵＡＶレーザー）、ＴＳ（ノンプリズム方式）、ＴＳ等光波方式、ＲＴＫ－ＧＮＳＳ」による場合は、計測毎に１回 〔発生時〕	工事打合簿に添付する。

撮影箇所一覧表（全体）

区分		写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状	各種類毎に１回 〔設置後〕	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に１回 〔設置後〕	
		監視員交通整理状況	各１回 〔作業中〕	
		安全訓練等の実施状況	実施毎に１回 〔実施中〕	実施状況資料に添付する。
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に１回 〔使用前〕	品質証明に添付する。
		品質証明 (JISマーク表示)	各品目毎に１回	
		検査実施状況	各品目毎に１回 〔検査時〕	
品質管理		別添　撮影箇所一覧表（品質管理）に準じて撮影		
		不可視部分の施工	適宜	
出来形管理		別添　撮影箇所一覧表（出来形管理）に準じて撮影		
		不可視部分の施工	適宜	
		出来形管理基準が定められていない	監督職員と協議事項	
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	発生前は付近の写真でも可
補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	
	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎１回 〔設置後〕	

撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度 ［時期］	
1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）（施工）	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に1回［試験実施中］	
		スランプ試験		
		ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験		圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
		空気量測定	品質に変化が見られた場合［試験実施中］	
		ｺﾝｸﾘｰﾄの曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に1回［試験実施中］	コンクリート舗装の場合適用
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合［試験実施中］	
		ｺﾝｸﾘｰﾄの洗い分析試験		
	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）（施工後試験）	ひび割れ調査	対象構造物毎に1回［試験実施中］	
		ﾃｽﾄﾊﾝﾏｰによる強度推定調査		
		コアによる強度試験	ﾃｽﾄﾊﾝﾏｰ試験により必要が認められた時［試験実施中］	
2	ガス圧接	外観検査	検査毎に1回［検査実施中］	
		超音波探傷検査		
3	既製杭工	外観検査	検査毎に1回［検査実施中］	
		浸透探傷試験	試験毎に1回［試験実施中］	
		放射線透過試験		
		超音波探傷試験		
		水セメント比試験		
		ｾﾒﾝﾄﾐﾙｸの圧縮強度試験		
4	下層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回［試験実施中］	
		プルフローリング	路盤毎に1回［試験実施中］	
		平板載荷試験	各種路盤毎に1回［試験実施中］	
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合［試験実施中］	
		土の液性限界・塑性限界試験		
		含水比試験		
5	上層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回［試験実施中］	
		粒度		
		平板載荷試験		
		土の液性限界・塑性限界試験	観察により異常が認められた場合［試験実施中］	
		含水比試験		
6	ｱｽﾌｧﾙﾄ安定処理路	アスファルト舗装に準拠		
7	ｾﾒﾝﾄ安定処理路盤（施工）	粒度	各種路盤毎に1回［試験実施中］	
		現場密度の測定		
		含水比試験	観察により異常が認められた場合［試験実施中］	
		セメント量試験	品質に異常が認められた場合［試験実施中］	

撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度［時期］　提出頻度	
8	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装 （ﾌﾟﾗﾝﾄ）	粒度	合材の種類毎に1回 ［試験実施中］	
		ｱｽﾌｧﾙﾄ量抽出粒度分析試験		
		温度測定		
		水浸ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験		
		ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験		
		ﾗﾍﾞﾘﾝｸﾞ試験		
	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装 （舗設現場）	現場密度の測定	合材の種類毎に1回 ［試験実施中］	
		温度測定		
		外観検査		
		すべり抵抗試験		
9	転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ （施工）	ｺﾝｼｽﾃﾝｼｰVC試験	ｺﾝｸﾘｰﾄの種類毎に1回 ［試験実施中］	
		ﾏｰｼｬﾙ突き固め試験		
		ﾗﾝﾏｰ突き固め試験		
		ｺﾝｸﾘｰﾄの曲げ強度試験		
		温度測定（コンクリート）	コンクリートの種類毎に1回 ［温度測定中］	
		現場密度の測定	ｺﾝｸﾘｰﾄの種類毎に1回 ［試験実施中］	
		ｺｱによる密度測定		
10	ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装 (ﾌﾟﾗﾝﾄ)	貫入試験40℃	合材の種類毎に1回 ［試験実施中］	
		ﾘｭｴﾙ流動性試験240℃		
		ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験		
		曲げ試験		
		粒度		
		ｱｽﾌｧﾙﾄ量抽出粒度分析試験		
		温度測定		
	ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装 (舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 ［試験実施中］	
11	路床安定処理工	現場密度の測定	路床または施工箇所毎に1回 ［試験実施中］ ただし、「ＴＳ・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	
		プルーフローリング	路床毎に1回 ［試験実施中］	
		平板載荷試験		
		現場CBR試験		
		含水比試験	降雨後または含水比の変化が認められた場合 ［試験実施中］	
		たわみ量	ﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞの不良個所について実施 ［試験実施中］	
12	表層安定処理工 （表層混合処理）	含水比試験	降雨後または含水比の変化が認められた場合 ［試験実施中］	
		現場密度の測定	材質毎に1回 ［試験実施中］ ただし、「ＴＳ・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	
		プルーフローリング	工種毎に1回 ［試験実施中］	
		平板載荷試験	材質毎に1回 ［試験実施中］	
		現場CBR試験		
		たわみ量	ﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞの不良個所について実施 ［試験実施中］	

撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度 ［時期］	
13	固結工	土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]	
14	アンカー工	ﾓﾙﾀﾙのﾌﾛｰ値試験	適宜 [試験実施中]	
		ﾓﾙﾀﾙの圧縮強度試験		
		多サイクル確認試験		
		1サイクル確認試験		
15	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「ＴＳ・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	
16	吹付工（施工）	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	
		ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験		
		スランプ試験	品質に変化がみられた場合 [試験実施中]	ﾓﾙﾀﾙを除く
		空気量測定		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
17	現場吹付法枠工	ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	
		塩化物総量規制		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		スランプ試験	品質に変化がみられた場合 [試験実施中]	ﾓﾙﾀﾙを除く
		空気量測定		
		ロックボルトの引抜き試験	試験毎に1回 [試験実施中]	
18	河川・海岸土工（施工）	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「ＴＳ・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	
		土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合	
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]	
19	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「ＴＳ・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	
20	道路土工 （施工）	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「ＴＳ・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	
		ﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ	工種毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験	土質毎に1回 [試験実施中]	
		現場CBR試験		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]	
		たわみ量	ﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞの不良個所について実施 [試験実施中]	
21	捨石工	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に1回 [試験実施中]	
		岩石の吸水率		
		岩石の圧縮強さ		
		岩石の形状		

撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度 ［時期］	
22	コンクリートダム(材料)	アルカリ骨材反応対策	採取地毎に1回 [試験実施中]	
		骨材の密度及び吸水率試験		
		骨材のふるい分け試験		
		砂の有機不純物試験	砂質毎に1回 [試験実施中]	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験		
		骨材の微粒分量試験	骨材毎に1回 [試験実施中]	
		粗骨材中の軟石量試験		
		骨材中の粘土塊量の試験		
		硫酸ﾅﾄﾘｳﾑによる骨材の安定性試験		
		粗骨材のすりへり試験		
		骨材中の比重1．95の液体に浮く粒子の試験		
		練り混ぜ水の水質試験		
	コンクリートダム(施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	
		スランプ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		空気量測定		
		ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
		温度測定		気温・コンクリート
		ｺﾝｸﾘｰﾄの単位容積質量試験		
		ｺﾝｸﾘｰﾄの洗い分析試験		
		ｺﾝｸﾘｰﾄのﾌﾞﾘｰｼﾞﾝｸﾞ試験		
		ｺﾝｸﾘｰﾄの引張強度試験		
		ｺﾝｸﾘｰﾄの曲げ強度試験		
23	覆工コンクリート（NATM）	スランプ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	
		塩化物総量規制		
		空気量測定	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		ｺﾝｸﾘｰﾄの洗い分析試験		
24	吹付けコンクリート（NATM）	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	
		ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験		圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
		スランプ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		空気量測定		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		吹付けコンクリートの初期強度	トンネル施工長40mごとに1回	
25	ロックボルト（NATM）	ﾓﾙﾀﾙの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	
		ﾓﾙﾀﾙのﾌﾛｰ値試験		
		ﾛｯｸﾎﾞﾙﾄの引抜き試験	適宜	

撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度 ［時期］	
26	路上再生路盤工（材料）	修正CBR試験	材料毎に1回 ［試験実施中］	
		土の粒度試験		
		土の含水比試験		
		土の液性限界・塑性限界試験		
	路上再生路盤工（施工）	現場密度の測定	材料毎に1回 ［試験実施中］	
		土の一軸圧縮試験		
		CAEの一軸圧縮試験		
		含水比試験		
27	路上表層再生工（材料）	旧ｱｽﾌｧﾙﾄ針入度	材料毎に1回 ［試験実施中］	
		旧ｱｽﾌｧﾙﾄの軟化点		
	路上表層再生工（施工）	現場密度の測定	材料毎に1回 ［試験実施中］	
		温度測定		
		かきほぐし深さ		
		粒度		
		ｱｽﾌｧﾙﾄ量抽出粒度分析試験		
28	排水性舗装工・透水性舗装工 （プラント）	粒度	合材の種類毎に1回 ［試験実施中］	
		アスファルト量抽出粒度分析試験		
		温度測定		
		水浸ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験		
		ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験		
		ﾗﾍﾞﾘﾝｸﾞ試験		
		ｶﾝﾀﾌﾞﾛ試験		
	排水性舗装工・透水性舗装工 （舗設現場）	温度測定	合材の種類毎に1回 ［試験実施中］	
		現場透水試験		
		現場密度の測定		
		外観検査		
29	プラント再生舗装工 （プラント）	粒度	合材の種類毎に1回 ［試験実施中］	
		再生アスファルト量		
		水浸ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験		
		ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験		
		ﾗﾍﾞﾘﾝｸﾞ試験		
	プラント再生舗装工 （舗設現場）	外観検査	合材の種類毎に1回 ［試験実施中］	
		温度測定		
		現場密度の測定		
30	工場製作工	外観検査	1橋に1回又は1工事に1回 〔現物照合時〕	
		在庫品切出	当初の物件で1枚 〔切出時〕 ※ 他は焼き増し	
		機械試験	1橋に1回又は1工事に1回 〔試験実施中〕	
31	ガス切断工	表面粗さ	試験毎に1回 ［試験実施中］	
		ノッチ深さ		
		スラグ		
		上縁の溶け		
		平面度		
		ベベル精度		
		真直度		

撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度 ［時期］	
32	溶接工	引張試験	試験毎に1回 ［試験実施中］	
		型曲げ試験		
		衝撃試験		
		マクロ試験		
		非破壊試験		
		突合せ継手の内部欠陥に対する検査		
		外観検査		
		曲げ試験		
		ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったスタッドジベルについて［試験実施中］	
33	中層混合処理	テーブルフロー試験	適宜 ［試験実施中］	
		土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 ［試験実施中］	

撮影箇所（出来形管理）索引

【第1編　共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第2章　土工				
第3節　河川土工・海岸・砂防土工	1-2-3-2掘削工			4-42
	1-2-3-3盛土工			4-42
	1-2-3-4盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法		4-43
		多数アンカー式補強土工法		4-43
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法		4-43
	1-2-3-5法面整形工	盛土部		4-43
	1-2-3-6堤防天端工			4-43
第4節　道路土工	1-2-4-2掘削工			4-43
	1-2-4-3路体盛土工			4-44
	1-2-4-4路床盛土工			4-44
	1-2-4-5法面整形工	盛土部		4-44
第3章　無筋、鉄筋コンクリート				
第7節　鉄筋工	1-3-7-4組立て	組立て		4-44
		組立て ※新設のｺﾝｸﾘｰﾄ構造物の内、橋梁上部工事と下部工事		4-44

撮影箇所（出来形管理）索引

【第3編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第2章　一般施工				
第3節　共通的工種	3-2-3-4矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕	鋼矢板		4-45
		軽量鋼矢板		4-45
		コンクリート矢板		4-45
		広幅鋼矢板		4-45
		可とう鋼矢板		4-45
	3-2-3-5縁石工	縁石・アスカーブ		4-45
	3-2-3-6小型標識工			4-45
	3-2-3-7防止柵工	立入防止柵		4-45
		転落（横断）防止柵		4-45
		車止めポスト		4-45
	3-2-3-8路側防護柵工	ガードレール		4-45
		ガードケーブル		4-45
	3-2-3-9区画線工			4-46
	3-2-3-10道路付属物工	視線誘導標		4-46
		距離標		4-46
	3-2-3-11コンクリート面塗装工			4-46
	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		4-46
		スラブ橋		4-46
	3-2-3-13ポストテンション桁製作工			4-46
	3-2-3-14プレキャストセグメント製作工（購入工）			4-47
	3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工			4-47
	3-2-3-15ＰＣホロースラブ製作工			4-47
	3-2-3-16ＰＣ箱桁製作工			4-47
	3-2-3-16ＰＣ押出し箱桁製作工			4-47
	3-2-3-17根固めブロック			4-48
	3-2-3-18沈床工			4-48
	3-2-3-19捨石工			4-48
	3-2-3-22階段工			4-48
	3-2-3-24伸縮装置工	ゴムジョイント		4-48
		鋼製フィンガージョイント		4-48
	3-2-3-26多自然型護岸工	巨石張り		4-49
		巨石積み		4-49
		かごマット		4-49
	3-2-3-27羽口工	じゃかご		4-49
		ふとんかご		4-49
		かご枠		4-49
	3-2-3-28プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		4-49
		プレキャストパイプ工		4-49

撮影箇所（出来形管理）索引

【第3編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第3節　共通的工種	3-2-3-29側溝工	プレキャストU型側溝		4-49
		L型側溝		4-49
		自由勾配側溝		4-49
		管渠		4-49
	3-2-3-29場所打水路工			4-50
	3-2-3-29暗渠工			4-50
	3-2-3-30集水桝工			4-50
	3-2-3-31現場塗装工			4-50
第4節　基礎工	3-2-4-1一般事項	切込砂利		4-50
		砕石基礎工		4-50
		割ぐり石基礎工		4-50
		均しコンクリート		4-50
	3-2-4-3基礎工護岸	現場打		4-50
		プレキャスト		4-51
	3-2-4-4既製杭工	既製コンクリート杭		4-51
		鋼管杭		4-51
		H鋼杭		4-51
	3-2-4-5場所打杭工			4-51
	3-2-4-6深礎工			4-51
	3-2-4-7オープンケーソン基礎工			4-51
	3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工			4-52
	3-2-4-9鋼管矢板基礎工			4-52
第5節　石・ブロック積（張）工	3-2-5-3コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		4-52
		コンクリートブロック張り		4-52
		連節ブロック張り		4-52
		天端保護ブロック		4-53
	3-2-5-4緑化ブロック工			4-53
	3-2-5-5石積（張）工			4-53
第6節　一般舗装工	3-2-6-7アスファルト舗装工	下層路盤工		4-54
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		4-55
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		4-56
		加熱アスファルト安定処理工		4-56
		基層工		4-57
		表層工		4-57

撮影箇所（出来形管理）索引
【第3編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第6節　一般舗装工	3-2-6-8半たわみ性舗装工	下層路盤工		4-58
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		4-59
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		4-60
		加熱アスファルト安定処理工		4-60
		基層工		4-61
		表層工		4-61
	3-2-6-9排水性舗装工	下層路盤工		4-61
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		4-62
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		4-63
		加熱アスファルト安定処理工		4-64
		基層工		4-64
		表層工		4-64
	3-2-6-10透水性舗装工	路盤工		4-65
		表層工		4-65
	3-2-6-11グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		4-66
		基層工		4-66
		表層工		4-66
	3-2-6-12コンクリート舗装工	下層路盤工		4-67
		粒度調整路盤工		4-68
		セメント（石灰・瀝青）安定処理工		4-69
		アスファルト中間層		4-69
		コンクリート舗装版工		4-70
		転圧コンクリート版工（下層路盤工）		4-70
		転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		4-71
		転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		4-72
		転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		4-72
		転圧コンクリート版工		4-73
		連続鉄筋コンクリート舗装工		4-73
	3-2-6-13薄層カラー舗装工	下層路盤工		4-74
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		4-74
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		4-74
		加熱アスファルト安定処理工		4-74
		基層工		4-75

撮影箇所（出来形管理）索引

【第3編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第6節　一般舗装工	3-2-6-14ブロック舗装工	下層路盤工		4-75
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		4-75
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		4-75
		加熱アスファルト安定処理工		4-76
		基層工		4-76
	3-2-6-15路面切削工			4-76
	3-2-6-16舗装打換え工			4-76
	3-2-6-17オーバーレイ工			4-76
第７節　地盤改良工	3-2-7-2路床安定処理工			4-77
	3-2-7-3置換工			4-77
	3-2-7-5パイルネット工			4-77
	3-2-7-6サンドマット工			4-77
	3-2-7-7バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		4-77
		ペーパードレーン工		4-77
		袋詰式サンドドレーン工		4-77
	3-2-7-8締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		4-77
	3-2-7-9固結工	粉末噴射撹拌工		4-77
		高圧噴射撹拌工		4-77
		スラリー撹拌工		4-77
		生石灰パイル工		4-77
		中層混合処理		4-78
第10節　仮設工	3-2-10-5土留・仮締切工	H鋼杭		4-78
		鋼矢板		4-78
		アンカー工		4-78
		連節ブロック張り工		4-78
		締切盛土		4-78
		中詰盛土		4-78
	3-2-10-9地中連続壁工（壁式）			4-79
	3-2-10-10地中連続壁工（柱列式）			4-79
	3-2-10-22法面吹付工			4-79
第12節　工場製作工	3-2-12-1鋳造費	金属支承工		4-79
		大型ゴム支承工		4-79
	3-2-12-1仮設材製作工			4-79
	3-2-12-1刃口金物製作工			4-80

撮影箇所（出来形管理）索引

【第3編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第12節　工場製作工	3-2-12-3桁製作工	仮組立による検査を実施する場合		4-80
		シミュレーション仮組立検査を行う場合		4-80
		仮組立検査を実施しない場合		4-80
		鋼製堰堤製作工（仮組立時）		4-80
	3-2-12-4検査路製作工			4-80
	3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工			4-80
	3-2-12-6落橋防止装置製作工			4-81
	3-2-12-7橋梁用防護柵製作工			4-81
	3-2-12-8アンカーフレーム製作工			4-81
	3-2-12-9プレビーム用桁製作工			4-81
	3-2-12-10鋼製排水管製作工			4-81
	3-2-12-11工場塗装工			4-81
第13節　橋梁架設工	3-2-13-1架設工	クレーン架設		4-82
		ケーブルクレーン架設		4-82
		ケーブルエレクション架設		4-82
		架設桁架設		4-82
		送出し架設		4-82
		トラベラークレーン架設		4-82
第14節　法面工	3-2-14-2植生工	種子散布工		4-82
		張芝工		4-82
		筋芝工		4-82
		市松芝工		4-82
		植生シート工		4-82
		植生マット工		4-82
		植生筋工		4-82
		人工張芝工		4-82
		植生穴工		4-82
		植生基材吹付工		4-82
		客土吹付工		4-82
	3-2-14-3吹付工	コンクリート		4-82
		モルタル		4-82
	3-2-14-4法枠工	現場打法枠工		4-83
		現場吹付法枠工		4-83
		プレキャスト法枠工		4-83
	3-2-14-6アンカー工			4-83
第15節　擁壁工	3-2-15-1場所打擁壁工			4-83
	3-2-15-2プレキャスト擁壁工			4-83

撮影箇所（出来形管理）索引

【第3編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第15節　擁壁工	3-2-15-3盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法		4-83
		多数アンカー式補強土工法		4-83
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法		4-83
	3-2-15-4井桁ブロック工			4-84
第16節　浚渫工	3-2-16-3浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		4-84
		グラブ船		4-84
		バックホウ浚渫船		4-84
第18節　床版工	3-2-18-2床版・横組工			4-84

撮影箇所（出来形管理）索引

【第6編　河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第1章　築堤・護岸				
第5節　護岸基礎工	6-1-5-3基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	4-50
	6-1-5-4矢板工		3-2-3-4矢板工	4-45
第6節　矢板護岸工	6-1-6-3笠コンクリート工		3-2-5-3コンクリートブロック工（天端保護ブロック）	4-53
	6-1-6-4矢板工		3-2-3-4矢板工	4-45
第7節　法覆護岸工	6-1-7-3コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	4-52
	6-1-7-4護岸付属物工			4-85
	6-1-7-5緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	4-53
	6-1-7-6環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	4-52
	6-1-7-7石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	4-53
	6-1-7-8法枠工		3-2-14-4法枠工	4-83
	6-1-7-9多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26巨石張り、巨石積み	4-49
		巨石積み	3-2-3-26巨石張り、巨石積み	4-49
		かごマット	3-2-3-26かごマット	4-49
	6-1-7-10吹付工		3-2-14-3吹付工	4-82
	6-1-7-11植生工		3-2-14-2植生工	4-82
	6-1-7-12覆土工		1-2-4-5法面整形工	4-44
	6-1-7-13羽口工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	4-49
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	4-49
		かご枠	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	4-49
		連節ブロック張り	3-2-5-3-2連節ブロック張り	4-52
第8節　擁壁護岸工	6-1-8-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	4-83
	6-1-8-4プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	4-83
第9節　根固め工	6-1-9-3根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック	4-48
	6-1-9-5沈床工		3-2-3-18沈床工	4-48
	6-1-9-6捨石工		3-2-3-19捨石工	4-48
	6-1-9-7かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	4-49
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	4-49
第10節　水制工	6-1-10-3沈床工		3-2-3-18沈床工	4-48
	6-1-10-4捨石工		3-2-3-19捨石工	4-48
	6-1-10-5かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	4-49
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	4-49
	6-1-10-8杭出し水制工			4-85
第11節　付帯道路工	6-1-11-3路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	4-45
	6-1-11-5アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	4-54
	6-1-11-6コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	4-67
	6-1-11-7薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	4-74
	6-1-11-8ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	4-75

撮影箇所（出来形管理）索引

【第6編　河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第11節　付帯道路工	6-1-11-9側溝工		3-2-3-29側溝工	4-49
	6-1-11-10集水桝工		3-2-3-30集水桝工	4-50
	6-1-11-11縁石工		3-2-3-5縁石工	4-45
	6-1-11-12区画線工		3-2-3-9区画線工	4-46
第12節　付帯道路施設工	6-1-12-3道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	4-46
	6-1-12-4標識工		3-2-3-6小型標識工	4-45
第13節　光ケーブル配管工	6-1-13-3配管工			4-85
	6-1-13-4ハンドホール工			4-85
第2章　浚渫（川）				
第3節　浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-2-3-2浚渫船運転工（民船・官船）		3-2-16-3浚渫船運転工	4-84
第4節　浚渫工（グラブ船）	6-2-4-2浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	4-84
第5節　浚渫工(バックホウ浚渫船)	6-2-5-2浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	4-84
第3章　樋門・樋管				
第5節　樋門・樋管本体工	6-3-5-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	4-51
	6-3-5-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	4-51
	6-3-5-5矢板工		3-2-3-4矢板工	4-45
	6-3-5-6函渠工	本体工		4-85
		ヒューム管		4-85
		ＰＣ管		4-85
		コルゲートパイプ		4-85
		ダクタイル鋳鉄管		4-85
		ＰＣ函渠	3-2-3-28プレキャストカルバート工	4-49
	6-3-5-7翼壁工			4-85
	6-3-5-8水叩工			4-86
第6節　護床工	6-3-6-3根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック	4-48
	6-3-6-5沈床工		3-2-3-18沈床工	4-48
	6-3-6-6捨石工		3-2-3-19捨石工	4-48
	6-3-6-7かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	4-49
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	4-49
第7節　水路工	6-3-7-3側溝工		3-2-3-29場所打水路工	4-50
	6-3-7-4集水桝工		3-2-3-30集水桝工	4-50
	6-3-7-5暗渠工		3-2-3-29暗渠工	4-50
	6-3-7-6樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	4-49
第8節　付属物設置工	6-3-8-3防止柵工		3-2-3-7防止柵工	4-45
	6-3-8-7階段工		3-2-3-22階段工	4-48
第4章　水門				
第3節　工場製作工	6-4-3-3桁製作工		3-2-12-3桁製作工	4-80
	6-4-3-4鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	4-80
	6-4-3-5落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	4-81
	6-4-3-6鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	4-81
	6-4-3-7橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	4-81

撮影箇所（出来形管理）索引

【第6編　河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第3節　工場製作工	6-4-3-8鋳造費		3-2-12-1鋳造費	4-79
	6-4-3-9仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	4-79
	6-4-3-10工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	4-81
第6節　水門本体工	6-4-6-4既製杭工		3-2-4-4既製杭工	4-51
	6-4-6-5場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	4-51
	6-4-6-6矢板工（遮水矢板）		3-2-3-4矢板工（遮水矢板）	4-45
	6-4-6-7床版工			4-86
	6-4-6-8堰柱工			4-86
	6-4-6-9門柱工			4-86
	6-4-6-10ゲート操作台工			4-86
	6-4-6-11胸壁工			4-86
	6-4-6-12翼壁工		6-3-5-7翼壁工	4-85
	6-4-6-13水叩工		6-3-5-8水叩工	4-86
第7節　護床工	6-4-7-3根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック	4-48
	6-4-7-5沈床工		3-2-3-18沈床工	4-48
	6-4-7-6捨石工		3-2-3-19捨石工	4-48
	6-4-7-7かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	4-49
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	4-49
第8節　付属物設置工	6-4-8-3防止柵工		3-2-3-7防止柵工	4-45
	6-4-8-8階段工		3-2-3-22階段工	4-48
第9節　鋼管理橋上部工	6-4-9-4架設工(クレーン架設)		3-2-13-1架設工(クレーン架設)	4-82
	6-4-9-5架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13-1架設工(ケーブルクレーン架設)	4-82
	6-4-9-6架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13-1架設工(ケーブルエレクション架設)	4-82
	6-4-9-7架設工(架設桁架設)		3-2-13-1架設工(架設桁架設)	4-82
	6-4-9-8架設工(送出し架設)		3-2-13-1架設工(送出し架設)	4-82
	6-4-9-9架設工(トラベラークレーン架設)		3-2-13-1架設工(トラベラークレーン架設)	4-82
	6-4-9-10支承工			4-86
第10節　橋梁現場塗装工	6-4-10-2現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	4-50
第11節　床版工	6-4-11-2床版工		3-2-18-1床版・横組工	4-84
第12節　橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-4-12-2伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	4-48
	6-4-12-4地覆工			4-86
	6-4-12-5橋梁用防護柵工			4-86
	6-4-12-6橋梁用高欄工			4-86
	6-4-12-7検査路工			4-87
第14節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣ橋）	6-4-14-2プレテンション桁製作工（購入工）		3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	4-46
	6-4-14-3ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	4-46
	6-4-14-4プレキャストセグメント製作工（購入工）		3-2-3-14プレキャストセグメント製作工（購入工）	4-47
	6-4-14-5プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	4-47

撮影箇所（出来形管理）索引

【第6編　河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第14節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣ橋）	6-4-14-6支承工		6-4-9-10支承工	4-86
	6-4-14-7架設工(クレーン架設)		3-2-13-1架設工(クレーン架設)	4-82
	6-4-14-8架設工(架設桁架設)		3-2-13-1架設工(架設桁架設)	4-82
	6-4-14-9床版･横組工		3-2-18-1床版・横組工	4-84
	6-4-14-10落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	4-102
第15節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣホロースラブ橋）	6-4-15-2架設支保工(固定)		3-2-13-1架設工	4-82
	6-4-15-3支承工		6-4-9-10支承工	4-86
	6-4-15-4落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	4-102
	6-4-15-5ＰＣホロースラブ製作工		3-2-3-15ＰＣホロースラブ製作工	4-47
第16節　橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-4-16-2伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	4-48
	6-4-16-4地覆工		6-4-12-4地覆工	4-86
	6-4-16-5橋梁用防護柵工		6-4-12-5橋梁用防護柵工	4-86
	6-4-16-6橋梁用高欄工		6-4-12-6橋梁用高欄工	4-86
	6-4-16-7検査路工		6-4-12-7検査路工	4-87
第18節　舗装工	6-4-18-5アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	4-54
	6-4-18-6半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	4-58
	6-4-18-7排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	4-61
	6-4-18-8透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	4-65
	6-4-18-9グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	4-66
	6-4-18-10コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	4-67
	6-4-18-11薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	4-74
	6-4-18-12ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	4-75
第5章　堰				
第3節　工場製作工	6-5-3-3刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	4-80
	6-5-3-4桁製作工		3-2-12-3桁製作工	4-80
	6-5-3-5検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	4-80
	6-5-3-6鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	4-80
	6-5-3-7落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	4-81
	6-5-3-8鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	4-81
	6-5-3-9プレビ-ム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	4-81
	6-5-3-10橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	4-81
	6-5-3-11鋳造費		3-2-12-1鋳造費	4-79
	6-5-3-12アンカ-フレ-ム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	4-81
	6-5-3-13仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	4-79
	6-5-3-14工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	4-81
第6節　可動堰本体工	6-5-6-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	4-51

撮影箇所（出来形管理）索引

【第6編　河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第6節　可動堰本体工	6-5-6-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	4-51
	6-5-6-5オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	4-51
	6-5-6-6ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	4-52
	6-5-6-7矢板工		3-2-3-4矢板工	4-45
	6-5-6-8床版工		6-4-6-7床版工	4-86
	6-5-6-9堰柱工		6-4-6-8堰柱工	4-86
	6-5-6-10門柱工		6-4-6-9門柱工	4-86
	6-5-6-11ゲート操作台工		6-4-6-10ゲート操作台工	4-86
	6-5-6-12水叩工		6-3-5-8水叩工	4-86
	6-5-6-13閘門工			4-87
	6-5-6-14土砂吐工			4-87
	6-5-6-15取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	4-83
第7節　固定堰本体工	6-5-7-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	4-51
	6-5-7-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	4-51
	6-5-7-5オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	4-51
	6-5-7-6ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	4-52
	6-5-7-7矢板工		3-2-3-4矢板工	4-45
	6-5-7-8堰本体工			4-87
	6-5-7-9水叩工			4-87
	6-5-7-10土砂吐工			4-87
	6-5-7-11取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	4-83
第8節　魚道工	6-5-8-3魚道本体工			4-87
第9節　管理橋下部工	6-5-9-2管理橋橋台工			4-87
第10節　鋼管理橋上部工	6-5-10-4架設工（クレーン架設）		3-2-13-1架設工（クレーン架設）	4-82
	6-5-10-5架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13-1架設工（ケーブルクレーン架設）	4-82
	6-5-10-6架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13-1架設工（ケーブルエレクション架設）	4-82
	6-5-10-7架設工（架設桁架設）		3-2-13-1架設工（架設桁架設）	4-82
	6-5-10-8架設工（送出し架設）		3-2-13-1架設工（送出し架設）	4-82
	6-5-10-9架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13-1架設工（トラベラークレーン架設）	4-82
	6-5-10-10支承工		6-4-9-10支承工	4-86
第11節　橋梁現場塗装工	6-5-11-2現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	4-50
第12節　床版工	6-5-12-2床版工		3-2-18-1床版・横組工	4-84
第13節　橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-5-13-2伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	4-48
	6-5-13-4地覆工		6-4-12-4地覆工	4-86
	6-5-13-5橋梁用防護柵工		6-4-12-5橋梁用防護柵工	4-86
	6-5-13-6橋梁用高欄工		6-4-12-6橋梁用高欄工	4-86
	6-5-13-7検査路工		6-4-12-7検査路工	4-87

撮影箇所（出来形管理）索引

【第6編　河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第15節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣ橋）	6-5-15-2プレテンション桁製作工（購入工）		3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	4-46
	6-5-15-3ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	4-46
	6-5-15-4プレキャストセグメント製作工（購入工）		3-2-3-14プレキャストセグメント製作工（購入工）	4-47
	6-5-15-5プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	4-47
	6-5-15-6支承工		6-4-9-10支承工	4-86
	6-5-15-7架設工（クレーン架設）		3-2-13-1架設工（クレーン架設）	4-82
	6-5-15-8架設工（架設桁架設）		3-2-13-1架設工（架設桁架設）	4-82
	6-5-15-9床版・横組工		3-2-18-1床版・横組工	4-84
	6-5-15-10落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	4-102
第16節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣ橋ホロースラブ橋）	6-5-16-2架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工	4-82
	6-5-16-3支承工		6-4-9-10支承工	4-86
	6-5-16-4落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	4-102
	6-5-16-5ＰＣホロースラブ製作工		3-2-3-15ＰＣホロースラブ製作工	4-47
第17節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣ箱桁橋）	6-5-17-2架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工	4-82
	6-5-17-3支承工		6-4-9-10支承工	4-86
	6-5-17-4ＰＣ箱桁製作工		3-2-3-16ＰＣ箱桁製作工	4-47
	6-5-17-5落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	4-102
第18節　橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-5-18-2伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	4-48
	6-5-18-4地覆工		6-4-12-4地覆工	4-86
	6-5-18-5橋梁用防護柵工		6-4-12-5橋梁用防護柵工	4-86
	6-5-18-6橋梁用高欄工		6-4-12-6橋梁用高欄工	4-86
	6-5-18-7検査路工		6-4-12-7検査路工	4-87
第20節　付属物設置工	6-5-20-3防止柵工		3-2-3-7防止柵工	4-45
	6-5-20-7階段工		3-2-3-22階段工	4-48
第6章　排水機場				
第4節　機場本体工	6-6-4-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	4-51
	6-6-4-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	4-51
	6-6-4-5矢板工		3-2-3-4矢板工	4-45
	6-6-4-6本体工			4-87
	6-6-4-7燃料貯油槽工			4-87
第5節　沈砂池工	6-6-5-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	4-51
	6-6-5-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	4-51
	6-6-5-5矢板工		3-2-3-4矢板工	4-45
	6-6-5-6場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	4-83
	6-6-5-7コンクリート床版工			4-87
	6-6-5-8ブロック床版工		3-2-3-17根固めブロック	4-48
	6-6-5-9場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	4-50
第6節　吐出水槽工	6-6-6-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	4-51

撮影箇所（出来形管理）索引

【第6編　河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第6節　吐出水槽工	6-6-6-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	4-51
	6-6-6-5矢板工		3-2-3-4矢板工	4-45
	6-6-6-6本体工		6-6-4-6本体工	4-87
第7章　床止め・床固め				
第4節　床止め工	6-7-4-4既製杭工		3-2-4-4既製杭工	4-51
	6-7-4-5矢板工		3-2-3-4矢板工	4-45
	6-7-4-6本体工	床固め本体工		4-88
		植石張り	3-2-5-5石積（張）工	4-53
		根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック	4-48
	6-7-4-7取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	4-83
	6-7-4-8水叩工			4-88
		巨石張り	3-2-3-26巨石張り、巨石積み	4-49
		根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック	4-48
第5節　床固め工	6-7-5-4本堤工		6-7-4-6本体工	4-88
	6-7-5-5垂直壁工		6-7-4-6本体工	4-88
	6-7-5-6側壁工			4-88
	6-7-5-7水叩工		6-7-4-8水叩工	4-88
第6節　山留擁壁工	6-7-6-3コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	4-83
	6-7-6-4ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	4-52
	6-7-6-5石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	4-53
	6-7-6-6山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	4-50
第8章　河川維持				
第7節　路面補修工	6-8-7-3不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	4-43
	6-8-7-4コンクリート舗装補修工		3-2-6-12コンクリート舗装工	4-67
	6-8-7-5アスファルト舗装補修工		3-2-6-7アスファルト舗装工	4-54
第8節　付属物復旧工	6-8-8-2付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	4-45
第9節　付属物設置工	6-8-9-3防護柵工		3-2-3-7防止柵工	4-45
	6-8-9-5付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	4-46
第10節　光ケーブル配管工	6-8-10-3配管工		6-1-13-3配管工	4-85
	6-8-10-4ハンドホール工		6-1-13-4ハンドホール工	4-85
第12節　植栽維持工	6-8-12-3樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	4-82
第9章　河川修繕				
第4節　腹付工	6-9-4-2覆土工		1-2-3-5法面整形工	4-43
	6-9-4-3植生工		3-2-14-2植生工	4-82
第5節　側帯工	6-9-5-2縁切工	じゃかご工	3-2-3-27じゃかご	4-49
		連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	4-52
		コンクリートブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	4-52
		石張工	3-2-5-5石積（張）工	4-53
	6-9-5-3植生工		3-2-14-2植生工	4-82
第6節　堤脚保護工	6-9-6-3石積工		3-2-5-5石積（張）工	4-53
	6-9-6-4コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	4-52

撮影箇所（出来形管理）索引

【第6編　河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第7節　管理用通路工	6-9-7-2防護柵工		3-2-3-7防止柵工	4-45
	6-9-7-4路面切削工		3-2-6-15路面切削工	4-76
	6-9-7-5舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	4-76
	6-9-7-6オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	4-76
	6-9-7-7排水構造物工	プレキャストU型側溝・管（函）渠	3-2-3-29側溝工	4-49
		集水桝工	3-2-3-30集水桝工	4-50
	6-9-7-8道路付属物工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5縁石工	4-45
第8節　現場塗装工	6-9-8-3付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	4-50
	6-9-8-4コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	4-46

撮影箇所（出来形管理）索引

【第7編　河川海岸編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第1章　堤防・護岸				
第5節　護岸基礎工	7-1-5-4捨石工		3-2-3-19捨石工	4-48
	7-1-5-5場所打コンクリート工			4-89
	7-1-5-6海岸コンクリートブロック工			4-89
	7-1-5-7笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	4-50
	7-1-5-8基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	4-50
	7-1-5-9矢板工		3-2-3-4矢板工	4-45
第6節　護岸工	7-1-6-3石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	4-53
	7-1-6-4海岸コンクリートブロック工			4-89
	7-1-6-5コンクリート被覆工			4-89
第7節　擁壁工	7-1-7-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	4-83
第8節　天端被覆工	7-1-8-2コンクリート被覆工			4-89
第9節　波返工	7-1-9-3波返工			4-89
第10節　裏法被覆工	7-1-10-2石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	4-53
	7-1-10-3コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	4-52
	7-1-10-4コンクリート被覆工		7-1-6-5コンクリート被覆工	4-89
	7-1-10-5法枠工		3-2-14-4法枠工	4-83
第11節　カルバート工	7-1-11-3プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	4-49
第12節　排水構造物工	7-1-12-3側溝工		3-2-3-29側溝工	4-49
	7-1-12-4集水桝工		3-2-3-30集水桝工	4-50
	7-1-12-5管渠工	プレキャストパイプ	3-2-3-29暗渠工	4-50
		プレキャストボックス	3-2-3-29暗渠工	4-50
		コルゲートパイプ	3-2-3-29暗渠工	4-50
		タグタイル鋳鉄管	3-2-3-29暗渠工	4-50
	7-1-12-6場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	4-50
第13節　付属物設置工	7-1-13-3防止柵工		3-2-3-7防止柵工	4-45
	7-1-13-6階段工		3-2-3-22階段工	4-48
第14節　付帯道路工	7-1-14-3路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	4-45
	7-1-14-5アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	4-54
	7-1-14-6コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	4-67
	7-1-14-7薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	4-74
	7-1-14-8側溝工		3-2-3-29側溝工	4-49
	7-1-14-9集水桝工		3-2-3-30集水桝工	4-50
	7-1-14-10縁石工		3-2-3-5縁石工	4-45
	7-1-14-11区画線工		3-2-3-9区画線工	4-46

撮影箇所（出来形管理）索引

【第7編　河川海岸編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第15節　付帯道路施設工	7-1-15-3道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	4-46
	7-1-15-4小型標識工		3-2-3-6小型標識工	4-45
第2章　突堤・人工岬				
第4節　突堤基礎工	7-2-4-4捨石工			4-89
	7-2-4-5吸出し防止工			4-89
第5節　突堤本体工	7-2-5-2捨石工			4-90
	7-2-5-5海岸コンクリートブロック工			4-90
	7-2-5-6既製杭工		3-2-4-4既製杭工	4-51
	7-2-5-7詰杭工		3-2-4-4既製杭工	4-51
	7-2-5-8矢板工		3-2-3-4矢板工	4-45
	7-2-5-9石枠工			4-90
	7-2-5-10場所打コンクリート工			4-90
	7-2-5-11ケーソン工	ケーソン工製作		4-90
		ケーソン工据付		4-90
		突堤上部工（場所打コンクリート）（海岸コンクリートブロック）		4-90
	7-2-5-12セルラー工	セルラー工製作		4-90
		セルラー工据付		4-91
		突堤上部工（場所打コンクリート）（海岸コンクリートブロック）		4-91
第6節　根固め工	7-2-6-2捨石工			4-91
	7-2-6-3根固めブロック工			4-91
第7節　消波工	7-2-7-2捨石工		7-2-6-2捨石工	4-91
	7-2-7-3消波ブロック工			4-91
第3章　海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）				
第3節　海域堤基礎工	7-3-3-3捨石工			4-91
	7-3-3-4吸出し防止工		7-2-4-5吸出し防止工	4-89
第4節　海域堤本体工	7-3-4-2捨石工		7-2-4-4捨石工	4-89
	7-3-4-3海岸コンクリートブロック工		7-2-5-5海岸コンクリートブロック工	4-90
	7-3-4-4ケーソン工		7-2-5-11ケーソン工	4-90
	7-3-4-5セルラー工		7-2-5-12セルラー工	4-90
	7-3-4-6場所打コンクリート工		7-2-5-10場所打ちコンクリート工	4-90
第4章　浚渫（海岸）				
第3節　浚渫工（ポンプ浚渫船）	7-4-3-2浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	4-84
第4節　浚渫工（グラブ船）	7-4-4-2浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	4-84
第5章　養浜				
第4節　砂止工	7-5-4-2根固めブロック工		7-2-6-3根固めブロック工	4-91

撮影箇所（出来形管理）索引

【第8編　砂防編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第1章　砂防堰堤				
第3節　工場製作工	8-1-3-3鋼製堰堤製作工		3-2-12-3桁製作工（鋼製堰堤製作工（仮組立時））	4-80
	8-1-3-4鋼製堰堤仮設材製作工			4-92
	8-1-3-5工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	4-81
第6節　法面工	8-1-6-2植生工		3-2-14-2植生工	4-82
	8-1-6-3法面吹付け工		3-2-14-3吹付工	4-82
	8-1-6-4法枠工		3-2-14-4法枠工	4-83
	8-1-6-6アンカー工		3-2-14-6アンカー工	4-83
	8-1-6-7かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	4-49
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	4-49
第8節　コンクリート堰堤工	8-1-8-4コンクリート堰堤本体工			4-92
	8-1-8-5コンクリート副堰堤工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	4-92
	8-1-8-6コンクリート側壁工			4-92
	8-1-8-8水叩工			4-92
第9節　鋼製堰堤工	8-1-9-5鋼製堰堤本体工	不透過型		4-92
		透過型		4-92
	8-1-9-6鋼製側壁工			4-92
	8-1-9-7コンクリート側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	4-92
	8-1-9-9水叩工		8-1-8-8水叩工	4-92
	8-1-9-10現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	4-50
第10節　護床工・根固め工	8-1-10-4根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック	4-48
	8-1-10-6沈床工		3-2-3-18沈床工	4-48
	8-1-10-7かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	4-49
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	4-49
第11節　砂防堰堤付属物設置工	8-1-11-3防止柵工		3-2-3-7防止柵工	4-45
第12節　付帯道路工	8-1-12-3路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	4-45
	8-1-12-5アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	4-54
	8-1-12-6コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	4-67
	8-1-12-7薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	4-74
	8-1-12-8側溝工		3-2-3-29場所打水路工	4-50
	8-1-12-9集水桝工		3-2-3-30集水桝工	4-50
	8-1-12-10縁石工		3-2-3-5縁石工	4-45
	8-1-12-11区画線工		3-2-3-9区画線工	4-46
第13節　付帯道路施設工	8-1-13-3道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	4-46
	8-1-13-4小型標識工		3-2-3-6小型標識工	4-45

撮影箇所（出来形管理）索引

【第8編　砂防編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第2章　流路				
第4節　流路護岸工	8-2-4-4基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	4-50
	8-2-4-5コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	4-83
	8-2-4-6ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	4-52
	8-2-4-7石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	4-53
	8-2-4-8護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	4-85
	8-2-4-9植生工		3-2-14-2植生工	4-82
第5節　床固め工	8-2-5-4床固め本体工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	4-92
	8-2-5-5垂直壁工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	4-92
	8-2-5-6側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	4-92
	8-2-5-7水叩工		8-1-8-8水叩工	4-92
	8-2-5-8魚道工			4-93
第6節　根固め・水制工	8-2-6-4根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック	4-48
	8-2-6-6捨石工		3-2-3-19捨石工	4-48
	8-2-6-7かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	4-49
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	4-49
		かごマット	3-2-3-26かごマット	4-49
第7節　流路付属物設置工	8-2-7-2階段工		3-2-3-22階段工	4-48
	8-2-7-3防止柵工		3-2-3-7防止柵工	4-45
第3章　斜面対策				
第4節　法面工	8-3-4-2植生工		3-2-14-2植生工	4-82
	8-3-4-3吹付工		3-2-14-3吹付工	4-82
	8-3-4-4法枠工		3-2-14-4法枠工	4-83
	8-3-4-5かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	4-49
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	4-49
	8-3-4-6アンカー工（プレキャストコンクリート板）		3-2-14-6アンカー工	4-83
	8-3-4-7抑止アンカー工		3-2-14-6アンカー工	4-83
第5節　擁壁工	8-3-5-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	4-51
	8-3-5-4場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	4-83
	8-3-5-5プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	4-83
	8-3-5-6補強土壁工		1-2-3-4盛土補強工	4-43
	8-3-5-7井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	4-84
	8-3-5-8落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	4-96
第6節　山腹水路工	8-3-6-3山腹集水路・排水路工		3-2-3-29場所打水路工	4-50
	8-3-6-4山腹明暗渠工			4-93
	8-3-6-5山腹暗渠工		3-2-3-29暗渠工	4-50

撮影箇所（出来形管理）索引

【第8編　砂防編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第6節　山腹水路工	8-3-6-6現場打水路工		3-2-3-29場所打水路工	4-50
	8-3-6-7集水桝工		3-2-3-30集水桝工	4-50
第7節　地下水排除工	8-3-7-4集排水ボーリング工			4-93
	8-3-7-5集水井工			4-93
第8節　地下水遮断工	8-3-8-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	4-83
	8-3-8-4固結工		3-2-7-9固結工	4-77
	8-3-8-5矢板工		3-2-3-4矢板工	4-45
第9節　抑止杭工	8-3-9-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	4-51
	8-3-9-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	4-51
	8-3-9-5シャフト工（深礎工）		3-2-4-6深礎工	4-51
	8-3-9-6合成杭工			4-93

撮影箇所（出来形管理）索引

【第9編　ダム編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第1章　コンクリートダム				
第4節　ダムコンクリート工	9-1-4コンクリートダム工（本体）			4-94
	9-1-4コンクリートダム工（水叩）			4-94
	9-1-4コンクリートダム工（副ダム）			4-94
	9-1-4コンクリートダム工（導流壁）			4-94
第2章　フィルダム				
第4節　盛立工	9-2-4-5コアの盛立			4-94
	9-2-4-6フィルターの盛立			4-94
	9-2-4-7ロックの盛立			4-95
	9-2フィルダム（洪水吐）			4-95
第3章　基礎グラウチング				
第3節　ボーリング工	9-3-3ボーリング工			4-95

撮影箇所（出来形管理）索引

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第1章　道路改良				
第3節　工場製作工	10-1-3-2遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		4-96
		工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	4-81
第5節　法面工	10-1-5-2植生工		3-2-14-2植生工	4-82
	10-1-5-3法面吹付工		3-2-14-3吹付工	4-82
	10-1-5-4法枠工		3-2-14-4法枠工	4-83
	10-1-5-6アンカー工		3-2-14-6アンカー工	4-83
	10-1-5-7かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	4-49
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	4-49
第7節　擁壁工	10-1-7-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	4-51
	10-1-7-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	4-51
	10-1-7-5場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	4-83
	10-1-7-6プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	4-83
	10-1-7-7補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	1-2-3-4盛土補強工	4-43
		多数アンカー式補強土工法	1-2-3-4盛土補強工	4-43
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法	1-2-3-4盛土補強工	4-43
	10-1-7-8井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	4-84
第8節　石・ブロック積（張）工	10-1-8-3コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	4-52
	10-1-8-4石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	4-53
第9節　カルバート工	10-1-9-4既製杭工		3-2-4-4既製杭工	4-51
	10-1-9-5場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	4-51
	10-1-9-6場所打函渠工			4-96
	10-1-9-7プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	4-49
第10節　排水構造物工（小型水路工）	10-1-10-3側溝工		3-2-3-29側溝工	4-49
	10-1-10-4管渠工		3-2-3-29側溝工	4-49
	10-1-10-5集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	4-50
	10-1-10-6地下排水工		3-2-3-29暗渠工	4-50
	10-1-10-7場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	4-50
	10-1-10-8排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	4-49
第11節　落石雪害防止工	10-1-11-4落石防止網工			4-96
	10-1-11-5落石防護柵工			4-96
	10-1-11-6防雪柵工			4-96
	10-1-11-7雪崩予防柵工			4-96
第12節　遮音壁工	10-1-12-4遮音壁基礎工			4-96
	10-1-12-5遮音壁本体工			4-96

撮影箇所（出来形管理）索引

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第2章　舗装				
第4節　舗装工	10-2-4-5アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	4-54
	10-2-4-6半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	4-58
	10-2-4-7排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	4-61
	10-2-4-8透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	4-65
	10-2-4-9グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	4-66
	10-2-4-10コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	4-67
	10-2-4-11薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	4-74
	10-2-4-12ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	4-75
	10-2-4歩道路盤工			4-97
	10-2-4取合舗装路盤工			4-97
	10-2-4路肩舗装路盤工			4-97
	10-2-4歩道舗装工			4-97
	10-2-4取合舗装工			4-97
	10-2-4路肩舗装工			4-97
	10-2-4表層工			4-97
第5節　排水構造物工（路面排水工）	10-2-5-3側溝工		3-2-3-29側溝工	4-49
	10-2-5-4管渠工		3-2-3-29側溝工	4-49
	10-2-5-5集水桝（街渠桝）・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	4-50
	10-2-5-6地下排水工		3-2-3-29暗渠工	4-50
	10-2-5-7場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	4-50
	10-2-5-8排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	4-49
	10-2-5-9排水性舗装用路肩排水工			4-97
第6節　縁石工	10-2-6-3縁石工		3-2-3-5縁石工	4-45
第7節　踏掛版工	10-2-7-4踏掛版工	コンクリート工		4-97
		ラバーシュー		4-97
		アンカーボルト		4-97
第8節　防護柵工	10-2-8-3路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	4-45
	10-2-8-4防止柵工		3-2-3-7防止柵工	4-45
	10-2-8-5ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	4-45
	10-2-8-6車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	4-45
第9節　標識工	10-2-9-3小型標識工		3-2-3-6小型標識工	4-45
	10-2-9-4大型標識工	標識基礎工		4-97
		標識柱工		4-97
第10節　区画線工	10-2-10-2区画線工		3-2-3-9区画線工	4-46
第12節　道路付属施設工	10-2-12-4道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	4-46
	10-2-12-5ケーブル配管工			4-97
		ハンドホール		4-98
	10-2-12-6照明工	照明柱基礎工		4-98
第13節　橋梁付属物工	10-2-13-2伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	4-48

撮影箇所（出来形管理）索引

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第3章　橋梁下部				
第3節　工場製作工	10-3-3-2刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	4-80
	10-3-3-3鋼製橋脚製作工			4-98
	10-3-3-4アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	4-81
	10-3-3-5工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	4-81
第6節　橋台工	10-3-6-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	4-51
	10-3-6-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	4-51
	10-3-6-5深礎工		3-2-4-6深礎工	4-51
	10-3-6-6オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	4-51
	10-3-6-7ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマッチクケーソン基礎工	4-52
	10-3-6-8橋台躯体工			4-98
第7節　ＲＣ橋脚工	10-3-7-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	4-51
	10-3-7-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	4-51
	10-3-7-5深礎工		3-2-4-6深礎工	4-51
	10-3-7-6オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	4-51
	10-3-7-7ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマッチクケーソン基礎工	4-52
	10-3-7-8鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	4-52
	10-3-7-9橋脚躯体工	張出式		4-98
		ラーメン式		4-98
第8節　鋼製橋脚工	10-3-8-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	4-51
	10-3-8-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	4-51
	10-3-8-5深礎工		3-2-4-6深礎工	4-51
	10-3-8-6オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	4-51
	10-3-8-7ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマッチクケーソン基礎工	4-52
	10-3-8-8鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	4-52
	10-3-8-9橋脚フーチング工	Ｉ型・Ｔ型		4-98
		門型		4-98
	10-3-8-10橋脚架設工	Ｉ型・Ｔ型		4-99
		門型		4-99
	10-3-8-11現場継手工			4-99
	10-3-8-12現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	4-50
第9節　護岸基礎工	10-3-9-3基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	4-50
	10-3-9-4矢板工		3-2-3-4矢板工	4-45
	10-3-9-3笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	4-50
第10節　矢板護岸工	10-3-10-4矢板工		3-2-3-4矢板工	4-45
第11節　法覆護岸工	10-3-11-2コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	4-52
	10-3-11-3護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	4-85
	10-3-11-4緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	4-53
	10-3-11-5環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	4-52

撮影箇所（出来形管理）索引

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第11節　法覆護岸工	10-3-11-6石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	4-53
	10-3-11-7法枠工		3-2-14-4法枠工	4-83
	10-3-11-8多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26巨石張り、巨石積み	4-49
		巨石積み	3-2-3-26巨石張り、巨石積み	4-49
		かごマット	3-2-3-26かごマット	4-49
	10-3-11-9吹付工		3-2-14-3吹付工	4-82
	10-3-11-10植生工		3-2-14-2植生工	4-82
	10-3-11-11覆土工		1-2-3-5法面整形工	4-43
	10-3-11-12羽口工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	4-49
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	4-49
		かご枠	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	4-49
		連節ブロック張り	3-2-5-3連節ブロック張り	4-52
第12節　擁壁護岸工	10-3-12-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	4-83
	10-3-12-4プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	4-83
第4章　鋼橋上部				
第3節　工場製作工	10-4-3-3桁製作工		3-2-12-3桁製作工	4-80
	10-4-3-4検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	4-80
	10-4-3-5鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	4-80
	10-4-3-6落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	4-81
	10-4-3-7鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	4-81
	10-4-3-8橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	4-81
	10-4-3-9橋梁用高欄製作工			4-99
	10-4-3-10横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	4-80
	10-4-3-11鋳造費		3-2-12-1鋳造費	4-79
	10-4-3-12アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	4-81
	10-4-3-13工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	4-81
第5節　鋼橋架設工	10-4-5-4架設工（クレーン架設）		3-2-13-1架設工（クレーン架設）	4-82
	10-4-5-5架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13-1架設工（ケーブルクレーン架設）	4-82
	10-4-5-6架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13-1架設工（ケーブルエレクション架設）	4-82
	10-4-5-7架設工（架設桁架設）		3-2-13-1架設工（架設桁架設）	4-82
	10-4-5-8架設工（送出し架設）		3-2-13-1架設工（送出し架設）	4-82
	10-4-5-9架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13-1架設工（トラベラークレーン架設）	4-82
	10-4-5-10支承工		6-4-9-10支承工	4-86
第6節　橋梁現場塗装工	10-4-6-3現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	4-50
第7節　床版工	10-4-7-2床版工		3-2-18-1床版・横組工	4-84

撮影箇所（出来形管理）索引

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第8節　橋梁付属物工	10-4-8-2伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	4-48
	10-4-8-3落橋防止装置工			4-99
	10-4-8-5地覆工		6-4-12-4地覆工	4-86
	10-4-8-6橋梁用防護柵工		6-4-12-5橋梁用防護柵工	4-86
	10-4-8-7橋梁用高欄工		6-4-12-6橋梁用高欄工	4-86
	10-4-8-8検査路工		6-4-12-7検査路工	4-87
第9節　歩道橋本体工	10-4-9-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	4-51
	10-4-9-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	4-51
	10-4-9-5橋脚フーチング工	Ｉ型	10-3-8-9橋脚フーチング工	4-98
		Ｔ型	10-3-8-9橋脚フーチング工	4-98
	10-4-9-6歩道橋架設工		3-2-13-1架設工（鋼橋）	4-82
	10-4-9-7現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	4-50
第5章　コンクリート橋上部				
第3節　工場製作工	10-5-3-2プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	4-81
	10-5-3-3橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	4-81
	10-5-3-4鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	4-80
	10-5-3-5検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	4-80
	10-5-3-6工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	4-81
	10-5-3-7鋳造費		3-2-12-1鋳造費	4-79
第5節　ＰＣ橋工	10-5-5-2プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	4-46
		スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	4-46
	10-5-5-3ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	4-46
	10-5-5-4プレキャストセグメント製作工（購入工）		3-2-3-14プレキャストセグメント製作工（購入工）	4-47
	10-5-5-5プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	4-47
	10-5-5-6支承工		6-4-9-10支承工	4-86
	10-5-5-7架設工（クレーン架設）		3-2-13-1架設工（クレーン架設）	4-82
	10-5-5-8架設工（架設桁架設）		3-2-13-1架設工（架設桁架設）	4-82
	10-5-5-9床版・横組工		3-2-18-1床版・横組工	4-84
	10-5-5-10落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	4-102
第6節　プレビーム桁橋工	10-5-6-2プレビーム桁製作工（現場）			4-99
	10-5-6-3支承工		6-4-9-10支承工	4-86
	10-5-6-4架設工（クレーン架設）		3-2-13-1架設工（クレーン架設）	4-82
	10-5-6-5架設工（架設桁架設）		3-2-13-1架設工（架設桁架設）	4-82
	10-5-6-6床版・横組工		3-2-18-1床版・横組工	4-84
	10-5-6-9落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	4-102
第7節　ＰＣホロースラブ橋工	10-5-7-2架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工	4-82

撮影箇所（出来形管理）索引

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第7節　ＰＣホロースラブ橋工	10-5-7-3支承工		6-4-9-10支承工	4-86
	10-5-7-4ＰＣホロースラブ製作工		3-2-3-15ＰＣホロースラブ製作工	4-47
	10-5-7-5落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	4-102
第8節　ＲＣホロースラブ橋工	10-5-8-2架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工	4-82
	10-5-8-3支承工		6-4-9-10支承工	4-86
	10-5-8-4ＲＣ場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15ＰＣホロースラブ製作工	4-47
	10-5-8-5落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	4-102
第9節　ＰＣ版桁橋工	10-5-9-2ＰＣ版桁製作工		3-2-3-15ＰＣホロースラブ製作工	4-47
第10節　ＰＣ箱桁橋工	10-5-10-2架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工	4-82
	10-5-10-3支承工		6-4-9-10支承工	4-86
	10-5-10-4ＰＣ箱桁製作工		3-2-3-16ＰＣ箱桁製作工	4-47
	10-5-10-5落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	4-102
第11節　ＰＣ片持箱桁橋工	10-5-11-2ＰＣ片持箱桁製作工		3-2-3-16ＰＣ箱桁製作工	4-47
	10-5-11-3支承工		6-4-9-10支承工	4-86
	10-5-11-4架設工（片持架設）		3-2-13-1架設工	4-82
第12節　ＰＣ押出し箱桁橋工	10-5-12-2ＰＣ押出し箱桁製作工		3-2-3-16ＰＣ押出し箱桁製作工	4-47
	10-5-12-3架設工（押出し架設）		3-2-13-1架設工	4-82
第13節　橋梁付属物工	10-5-13-2伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	4-48
	10-5-13-4地覆工		6-4-12-4地覆工	4-86
	10-5-13-5橋梁用防護柵工		6-4-12-5橋梁用防護柵工	4-86
	10-5-13-6橋梁用高欄工		6-4-12-6橋梁用高欄工	4-86
	10-5-13-7検査路工		6-4-12-7検査路工	4-87
第6章　トンネル（ＮＡＴＭ）				
第4節　支保工	10-6-4-3吹付工			4-99
	10-6-4-4ロックボルト工			4-100
第5節　覆工	10-6-5-3覆工コンクリート工			4-100
	10-6-5-4側壁コンクリート工		10-6-5-3覆工コンクリート工	4-100
	10-6-5-5床版コンクリート工			4-100
第6節　インバート工	10-6-6-4インバート本体工			4-100
第7節　坑内付帯工	10-6-7-5地下排水工		3-2-3-29暗渠工	4-50
第8節　坑門工	10-6-8-4坑門本体工			4-100
	10-6-8-5明り巻工			4-101
第11章　共同溝				
第3節　工場製作工	10-11-3-3工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	4-81
第6節　現場打構築工	10-11-6-2現場打躯体工			4-101
	10-11-6-4カラー継手工			4-101

撮影箇所（出来形管理）索引

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第6節　現場打構築工	10-11-6-5防水工	防水		4-101
		防水保護工		4-101
		防水壁		4-101
第7節　プレキャスト構築工	10-11-7-2プレキャスト躯体工			4-101
第12章　電線共同溝				
第5節　電線共同溝工	10-12-5-2管路工（管路部）			4-102
	10-12-5-3プレキャストボックス工（特殊部）			4-102
	10-12-5-4現場打ちボックス工（特殊部）			4-102
第6節　付帯設備工	10-12-6-2ハンドホール工			4-102
第13章　情報ボックス工				
第3節　情報ボックス工	10-13-3-4管路工（管路部）		10-12-5-2管路工（管路部）	4-102
第4節　付帯設備工	10-13-4-2ハンドホール工		10-12-6-2ハンドホール工	4-102
第14章　道路維持				
第4節　舗装工	10-14-4-3路面切削工		3-2-6-15路面切削工	4-76
	10-14-4-4舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	4-76
	10-14-4-5切削オーバーレイ工			4-102
	10-14-4-6オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	4-76
	10-14-4-7路上再生工			4-102
	10-14-4-8薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	4-74
	10-14-4-11グルービング工			4-102
第5節　排水構造物工	10-14-5-3側溝工		3-2-3-29側溝工	4-49
	10-14-5-4管渠工		3-2-3-29側溝工	4-49
	10-14-5-5集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	4-50
	10-14-5-6地下排水工		3-2-3-29暗渠工	4-50
	10-14-5-7場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	4-50
	10-14-5-8排水工		3-2-3-29側溝工	4-49
第6節　防護柵工	10-14-6-3路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	4-45
	10-14-6-4防止柵工		3-2-3-7防止柵工	4-45
	10-14-6-5ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	4-45
	10-14-6-6車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	4-45
第7節　標識工	10-14-7-3小型標識工		3-2-3-6小型標識工	4-45
	10-14-7-4大型標識工		10-2-9-4大型標識工	4-97
第8節　道路付属施設工	10-14-8-4道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	4-46
	10-14-8-5ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	4-97
	10-14-8-6照明工		10-2-12-6照明工	4-98
第10節　擁壁工	10-14-10-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	4-83

撮影箇所（出来形管理）索引

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第10節　擁壁工	10-14-10-4プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	4-83
第11節　石・ブロック積（張）工	10-14-11-3コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	4-52
	10-14-11-4石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	4-53
第12節　カルバート工			10-1-9-6場所打函渠工	4-96
	10-14-12-5プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	4-49
第13節　法面工	10-14-13-2植生工		3-2-14-2植生工	4-82
	10-14-13-3法面吹付工		3-2-14-3吹付工	4-82
	10-14-13-4法枠工		3-2-14-4法枠工	4-83
	10-14-13-6アンカー工		3-2-14-6アンカー工	4-83
	10-14-13-7かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	4-49
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	4-49
第15節　橋梁付属物工	10-14-15-2伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	4-48
	10-14-15-4地覆工		6-4-12-4地覆工	4-86
	10-14-15-5橋梁用防護柵工		6-4-12-5、6橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	4-86
	10-14-15-6橋梁用高欄工		6-4-12-5、6橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	4-86
	10-14-15-7検査路工		6-4-12-7検査路工	4-87
第17節　現場塗装工	10-14-17-6コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	4-46
第16章　道路修繕				
第3節　工場製作工	10-16-3-4桁補強材製作工			4-102
	10-16-3-5落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	4-81
第5節　舗装工	10-16-5-3路面切削工		3-2-6-15路面切削工	4-76
	10-16-5-4舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	4-76
	10-16-5-5切削オーバーレイ工		10-14-4-5切削オーバーレイ工	4-102
	10-16-5-6オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	4-76
	10-16-5-7路上再生工		10-14-4-7路上再生工	4-102
	10-16-5-8薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	4-74
第6節　排水構造物工	10-16-6-3側溝工		3-2-3-29側溝工	4-49
	10-16-6-4管渠工		3-2-3-29側溝工	4-49
	10-16-6-5集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	4-50
	10-16-6-6地下排水工		3-2-3-29暗渠工	4-50
	10-16-6-7場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	4-50
	10-16-6-8排水工		3-2-3-29側溝工	4-49
第7節　縁石工	10-16-7-3縁石工		3-2-3-5縁石工	4-45
第8節　防護柵工	10-16-8-3路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	4-45
	10-16-8-4防止柵工		3-2-3-7防止柵工	4-45
	10-16-8-5ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	4-45
	10-16-8-6車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	4-45

撮影箇所（出来形管理）索引

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第9節　標識工	10-16-9-3小型標識工		3-2-3-6小型標識工	4-45
	10-16-9-4大型標識工		10-2-9-4大型標識工	4-97
第10節　区画線工	10-16-10-2区画線工		3-2-3-9区画線工	4-46
第12節　道路付属施設工	10-16-12-4道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	4-46
	10-16-12-5ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	4-97
	10-16-12-6照明工		10-2-12-6照明工	4-98
第14節　擁壁工	10-16-14-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	4-83
	10-16-14-4プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	4-83
第15節　石・ブロック積（張）工	10-16-15-3コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	4-52
	10-16-15-4石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	4-53
第16節　カルバート工	10-16-16-4場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	4-96
	10-16-16-5プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	4-49
第17節　法面工	10-16-17-2植生工		3-2-14-2植生工	4-82
	10-16-17-3法面吹付工		3-2-14-3吹付工	4-82
	10-16-17-4法枠工		3-2-14-4法枠工	4-83
	10-16-17-6アンカー工		3-2-14-6アンカー工	4-83
	10-16-17-7かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	4-49
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	4-49
第18節　落石雪害防止工	10-16-18-4落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	4-96
	10-16-18-5落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	4-96
	10-16-18-6防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	4-96
	10-16-18-7雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	4-96
第20節　鋼桁工	10-16-20-3鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作工	4-102
第21節　橋梁支承工	10-16-21-3鋼橋支承工		6-4-9-10支承工	4-86
	10-16-21-4ＰＣ橋支承工		6-4-9-10支承工	4-86
第22節　橋梁付属物工	10-16-22-4落橋防止装置工			4-102
	10-16-22-6地覆工		6-4-12-4地覆工	4-86
	10-16-22-7橋梁用防護柵工		6-4-12-5橋梁用防護柵工	4-86
	10-16-22-8橋梁用高欄工		6-4-12-6橋梁用高欄工	4-86
	10-16-22-9検査路工		6-4-12-7検査路工	4-87
第25節　現場塗装工	10-16-25-3橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	4-50
	10-16-25-6コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	4-46

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	1-2-3-2
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔掘削後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)　土工編　多点計測技術(面管理の場合)」による場合は 1工事に1回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)　土工編　多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔巻出し時〕	1-2-3-3
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕	
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)　土工編　多点計測技術(面管理の場合)」による場合は 1工事に1回 〔施工後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)　土工編　多点計測技術(面管理の場合)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	1-2-3-4
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔仕上げ時〕	1-2-3-5
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ 幅	幅は40m毎に1回、40m以下のものは2回 厚さは100m毎に1回、100m以下のものは2回 〔施工後〕	1-2-3-6
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	1-2-4-2
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔掘削後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)　土工編　多点計測技術(面管理の場合)」による場合は 1工事に1回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)　土工編　多点計測技術(面管理の場合)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔巻出し時〕	1-2-4-3
							「TS･GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕	
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)　土工編　多点計測技術(面管理の場合)」による場合は 1工事に1回 〔施工後〕	･出来映えの撮影 ･TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)　土工編　多点計測技術(面管理の場合)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔仕上げ時〕	1-2-4-5
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4	1	組立て	平均間隔	ｺﾝｸﾘｰﾄ打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	1-3-7-4
						かぶり	ｺﾝｸﾘｰﾄ打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4	2	組立て ※新設のｺﾝｸﾘｰﾄ構造物の内、橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験 (電磁誘導法、 電磁波ﾚｰﾀﾞ法)	試験毎に1回 〔試験実施中〕	1-3-7-4

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	根入長	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔打込前後〕	3-2-3-4
						変位	20m毎に1回、20m以下のものは2回 〔打込後〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	5		縁石工(縁石・アスカーブ)	出来ばえ	種別毎に1回 〔施工後〕	3-2-3-5
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	6		小型標識工	基礎幅 基礎高さ 根入れ長	基礎1基毎に1回 〔施工後〕	3-2-3-6
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	※基礎幅 ※基礎高さ	単独基礎10基につき1回、10基以下のものは2回(※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	3-2-3-7
						パイプ取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	1	路側防護柵工(ガードレール)	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況	40m毎に1回、40m以下のものは2回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	3-2-3-8
						ビーム取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	2	路側防護柵工(ガードケーブル)	※基礎幅 ※基礎高さ ※基礎延長	基礎1基毎に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	3-2-3-8
						ケーブル取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	9		区画線工	材料使用量	全数量 〔施工前後〕	3-2-3-9
						出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ	10本毎に1回、10本以下のものは2回 〔施工後〕	3-2-3-10
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	11		コンクリート面塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	3-2-3-11
						素地調整状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	1	プレテンション桁製作工(購入工) (けた橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 〔製作後〕	3-2-3-12
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	2	プレテンション桁製作工(購入工) (スラブ橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 〔製作後〕	3-2-3-12
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	13		ポストテンション桁製作工	シース、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	3-2-3-13
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外後〕	
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	14	1	プレキャストセグメント製作工（購入工）	断面の外形寸法	1スパンに1回〔製作後〕	3-2-3-14
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	組立状況	1スパンに1回〔組立時〕	3-2-3-14
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	15		PCホロースラブ製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回〔打設前〕	3-2-3-15
						幅 厚さ	桁毎に1回〔型枠取外し後〕	
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回〔施工時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	1	PC箱桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回〔打設前〕	3-2-3-16
						幅（上） 幅（下） 高さ	桁毎に1回〔型枠取外し後〕	
						内空幅 内空高さ	桁毎に1回〔型枠設置後〕	
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回〔施工時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	2	PC押出し箱桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回〔打設前〕	3-2-3-16
						幅（上） 幅（下） 高さ	桁毎に1回〔型枠取外し後〕	
						内空幅 円空高さ	桁毎に1回〔型枠設置後〕	
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回〔施工時〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	17		根固めブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	3-2-3-17
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	18		沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	1組毎に1回 〔施工後〕	3-2-2-18
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	19		捨石工	幅	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	3-2-3-19
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	22		階段工	幅 高さ 長さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-3-22
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	1	伸縮装置工(ゴムジョイント)	設置状況	1スパンに1回 〔設置後〕	3-2-3-24
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	2	伸縮装置工(鋼製フィンガージョイント)	設置状況	1スパンに1回 〔設置後〕	3-2-3-24

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	胴込裏込厚	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工中〕	3-2-3-26
						法長	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	高さ 法長	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	3-2-3-26
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 厚さ	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	3-2-3-27
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	3-2-3-27
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	据付状況	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工中〕	3-2-3-28
						※幅 ※高さ	40m毎に1回、40m以下のものは2回 (※印は場所打ちのある場合) 〔埋戻し前〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	据付状況	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔埋戻し前〕	3-2-3-29

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	2	場所打水路工	厚さ 幅 高さ	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔型枠取外し後〕	3-2-3-29
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	3	暗渠工	幅 深さ	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔埋戻し前〕	3-2-2-29
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	30		集水桝工	厚さ 幅 高さ	1基毎に1回 〔型枠取外し後〕	3-2-3-30
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	31		現場塗装工	材料使用量 （塗料缶）	全数量 〔使用前後〕	3-2-3-31
						ケレン状況 （塗替）	スパン毎、部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 （切込砂利） （砕石基礎工） （割ぐり石基礎工） （均しコンクリート）	幅 厚さ	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	3-2-4-1
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工護岸（現場打）	幅 高さ	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔型枠取外し後〕	3-2-4-3

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工護岸(プレキャスト)	据付状況	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	3-2-4-3
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量	全数量 〔打込後〕	3-2-4-4
						根入長	全数量 〔打込前〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
						杭頭処理状況	全数量 〔処理前、中、後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	根入長	全数量 〔施工中〕	3-2-4-5
						偏心量	全数量 〔打込後〕	
						数量、杭径	全数量 〔杭頭余盛部の撤去前、杭頭処理後〕	
						杭頭処理状況	全数量 〔処理前、中、後〕	
						鉄筋組立状況	全数量 〔組立後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	根入長	全数量 〔掘削後〕	3-2-4-7
						偏心量 数量、基礎径	全数量 〔施工後〕	
						ライナープレート 設置状況	全数量 〔掘削後〕	
						土質	土質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	
						鉄筋組立状況	全数量 〔組立後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	沓	1基毎に1回 〔据付後〕	3-2-4-7
						ｹｰｿﾝの長さ ｹｰｿﾝの幅 ｹｰｿﾝの高さ ｹｰｿﾝの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ﾛｯﾄに1回 〔設置後及び型枠取外し後〕	
						載荷状況	1基毎に1回 〔載荷時〕	
						封鎖ｺﾝｸﾘｰﾄ 打設状況 中埋状況	1基毎に1回 〔施工時〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	沓	1基毎に1回 〔据付後〕	3-2-4-8
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロット毎に1回 〔設置後及び型枠取外し後〕	
						載荷状況	1基毎に1回 〔載荷時〕	
						封鎖ｺﾝｸﾘｰﾄ 打設状況 中埋状況	1基毎に1回 〔施工時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	沓	1基毎に1回 〔据付後〕	3-2-4-9
						根入長 偏心量 鉄筋組立状況	1基毎に1回 〔設置後〕	
						載荷状況	1基毎に1回 〔載荷時〕	
						封鎖ｺﾝｸﾘｰﾄ 打設状況 中埋状況	1基毎に1回 〔施工時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 (ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積) (ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ張り)	厚さ(裏込)	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工中〕	3-2-5-3
						法長 厚さ (ブロック積張)	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工（連節ブロック張り）	法長	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	3-2-5-3

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工（天端保護ブロック）	幅	40m毎に1回、40m以下のものは2回〔施工後〕	3-2-5-3
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	4		緑化ブロック工	厚さ(裏込)	40m毎に1回、40m以下のものは2回〔施工中〕	3-2-5-4
						法長 厚さ(ブロック)	40m毎に1回、40m以下のものは2回〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	5		石積(張)工	厚さ(裏込)	40m毎に1回、40m以下のものは2回〔施工中〕	3-2-5-5
						法長 厚さ(石積・張)	40m毎に1回、40m以下のものは2回〔施工後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	3-2-6-7
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎100mに1回 〔整正後〕 ただし、、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 ［整正後］	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	3-2-6-7
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎100mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 ［整正後］	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	3-2-6-7
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」により「厚さあるいは標高較差」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 ［整正後］	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	3-2-6-7
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工（基層工）	整正状況	100mに1回 〔整正後〕	3-2-6-7
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工（表層工）	整正状況	100mに1回 〔整正後〕	3-2-6-7
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	3-2-6-8
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎100mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 [整正後]	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	3-2-6-8
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎100mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)　舗装工編　多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 ［整正後］	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)　舗装工編　多点計測技術(面管理の場合)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	3-2-6-8
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎100mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 ［整正後］	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	3-2-6-8
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-8
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工(表層工)	整正状況	100mに1回 〔整正後〕	3-2-6-8
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						浸透性ミルク注入 状況	100mに1回 〔注入時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎100mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)　舗装工編　多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 ［整正後］	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)　舗装工編　多点計測技術(面管理の場合)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎100mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 [整正後]	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎100mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)　舗装工編　多点計測技術(面管理の場合)」による場合は 各層毎1工事に1回 [整正後]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工(基層工)	整正状況	100mに1回 〔整正後〕	3-2-6-9
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-9
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎100mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)　舗装工編　多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 ［整正後］	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)　舗装工編　多点計測技術(面管理の場合)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 表層工	整正状況	100mに1回 〔整正後〕	3-2-6-10
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	3-2-6-11
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)　舗装工編　多点計測技術(面管理の場合)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工(基層工)	整正状況	100mに1回 〔整正後〕	3-2-6-11
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工(表層工)	整正状況	100mに1回 〔整正後〕	3-2-6-11
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎100mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 ［整正後］	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工（粒度調整路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎100mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 [整正後]	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12
						整正状況 厚さ	各層毎100mに1回 〔整正後〕 1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 ［整正後］	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工（アスファルト中間層）	整正状況	100mに1回 〔整正後〕	3-2-6-12
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工（コンクリート舗装版工）	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	3-2-6-12
						スリップバー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕	
						鉄網寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	
						厚さ	各層毎100mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						目地段差	1工事に1回	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎100mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎100mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)　舗装工編　多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 ［整正後］	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)　舗装工編　多点計測技術(面管理の場合)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） 　セメント（石灰・瀝青）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 ［整正後］	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） 　アスファルト中間層	整正状況	100mに1回 〔整正後〕	3-2-6-12
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）	敷均し厚さ 転圧状況	100mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12
						厚さ	各層毎100mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 [整正後]	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	11	コンクリート舗装工（連続鉄筋コンクリート舗装工）	石粉、 ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ	各層毎に1回 〔散布時〕	3-2-6-12
						鉄筋寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕	
						横膨張目地部ダウェルバー寸法、位置	1施工箇所に1回 〔据付後〕	
						縦そり突合せ目地部・縦そりダミー目地部タイバー寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	
						厚さ	各層毎100mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合は打設前後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 [整正後]	
						目地段差	1工事に1回	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	3-2-6-13
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎100mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	3-2-6-13
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎100mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	3-2-6-13
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	3-2-6-13
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工（基層工）	整正状況	100mに1回 〔整正後〕	3-2-6-13
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	3-2-6-14
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎100mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	3-2-6-14
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎100mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	3-2-6-14
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎100mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	3-2-6-14
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)　舗装工編　多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工(基層工)	整正状況	100mに1回 〔整正後〕	3-2-6-14
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15		路面切削工	幅 厚さ(基準高)	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)　舗装工編　多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕	3-2-6-15
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	幅 延長 厚さ	各層毎に1回 〔施工後〕	3-2-6-16
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17		オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-6-17
						ﾀｯｸｺｰﾄ	各層毎に1回 〔散布時〕	
						整正状況	100mに1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに1回 〔施工後〕	3-2-7-2
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	置換厚さ 幅	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	3-2-7-3
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	厚さ 幅	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	3-2-7-5
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ 幅	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	3-2-7-6
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	7 8		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ 出来ばえ	全数量 〔打込み前後〕	3-2-7-7
						杭径 位置・間隔	100本毎に1回、100本以下のものは2回 〔打込後〕	
						砂の投入量	全数量 〔打込前後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー撹拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	100本毎に1回、100本以下のものは2回 〔打込後〕	3-2-7-9
						深度	全数量 〔打込前後〕	
							ただし、(スラリー撹拌工)において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)　固結工(スラリー撹拌工)編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m3～4,000m3につき1回、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50mにつき1回。 〔施工厚さ　施工中〕 〔幅　施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)　表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	3-2-7-9
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位 根入長	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔打込前〕	3-2-10-5
						数量	全数量 〔打込後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工(アンカー工)	削孔深さ	全数量 〔削孔後〕	3-2-10-5
						配置誤差	全数量 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工(連節ブロック張り工)	法長	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	3-2-10-5
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工(締切盛土)	天端幅 法長	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	3-2-10-5
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工(中詰盛土)	出来ばえ	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	3-2-10-5

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工(壁式)	連壁の長さ 変位	40m毎に1回、40m以下のものは2回。 変位は20m毎に1回、20m以下のものは2回 〔施工後〕	3-2-10-9
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工(柱列式)	連壁の長さ 変位	40m毎に1回、40m以下のものは2回。 変位は20m毎に1回、20m以下のものは2回 〔施工後〕	3-2-10-10
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	22		法面吹付工		第3編2－14－3吹付工に準ずる	3-2-10-22
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	1	鋳造費(金属支承工)	製作状況	適宜 〔製作中〕	3-2-12-1
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	2	鋳造費(大型ゴム支承工)	製作状況	適宜 〔製作中〕	3-2-12-1
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	3	仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-2-12-1
						製作状況	適宜 〔製作中〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ 外周長	1施工箇所に1回 〔仮組立時〕	3-2-12-1
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	1	桁製作工(仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-2-12-3 ※シミュレーション仮組立検査の場合は仮組立寸法を省略
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	2	桁製作工(仮組立検査を実施しない場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-2-12-3
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	3	桁製作工(鋼製堰堤製作工(仮組立時))	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1基に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	3-2-12-3
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	4		検査路製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-2-12-4
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	5		鋼製伸縮継手製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-2-12-5
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	6		落橋防止装置製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-2-12-6
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	7		橋梁用防護柵製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-2-12-7
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	8		アンカーフレーム製作工	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	3-2-12-8
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	9		プレビーム用桁製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-2-12-9
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	10		鋼製排水管製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-2-12-10
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	11		工場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	3-2-12-11
						素地調整状況 (塗替)	部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工	1		架設工 (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	3-2-13-1
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕	3-2-14-2
						土羽土の厚さ	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工中〕	
						法長	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 〔清掃後〕	3-2-14-2
						ラス鉄網の重ね合せ寸法	200m又は1施工箇所に1回 〔吹付前〕	
						厚さ(検測孔)	200㎡又は1施工箇所に1回 〔吹付後〕	
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 〔清掃後〕	3-2-14-3
						ラス鉄網の重ね合せ寸法	200m又は1施工箇所に1回 〔吹付前〕	
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						厚さ(検測孔)	200㎡又は1施工箇所に1回 〔吹付後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長、 幅、 高さ、 枠中心間隔	法長は40m毎に1回、40m以下のものは2回 幅、高さ、枠中心間隔は100m毎に1回、100m以下のものは2回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)　法面工編」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	3-2-14-4
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	4	2	法枠工(プレキャスト法枠工)	法長	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	3-2-14-4
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	6		アンカー工	削孔深さ	全数量 〔削孔後〕	3-2-14-6
						配置誤差	全数量 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	1		場所打擁壁工	裏込厚さ	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工中〕	3-2-15-1
						厚さ 幅 高さ	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔型枠取外し後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	2		プレキャスト擁壁工	据付状況	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔埋戻し前〕	3-2-15-2
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	3		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	高さ 鉛直度	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	3-2-15-3
						控え長さ	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工中〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	4		井桁ブロック工	裏込厚さ	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工中〕	3-2-15-4
						法長 厚さ	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工	3		浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船) (グラブ船) (バックホウ浚渫船)	運転状況	1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-16-1
3 土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	2		床版・横組工	幅 厚さ 鉄筋の有効 高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1スパンに2回、鉄筋の有効高さ、鉄筋のかぶり、鉄筋間隔については、1スパン3回 〔打設前後〕	3-2-18-1

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第6編　河川編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	6-1-7-4
6 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	径 杭長	1施工箇所に1回 〔打込み前〕	6-1-10-8
						幅 方向	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	配管状況	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	6-1-13-3
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	6-1-13-4
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工（本体工）	厚さ 幅 内空幅 内空高	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	6-3-5-6
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	据付状況	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔巻立前〕	6-3-5-6
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	7		翼壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	6-3-5-7

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第6編　河川編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	8		水叩工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	6-3-5-8
6 河川編	4 水門	6 水門本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	6-4-6-7
6 河川編	4 水門	9 鋼管理橋上部工	10	1	支承工(鋼製支承)	支承取付状況	1スパンに1回 〔取付後〕	6-4-9-10
6 河川編	4 水門	9 鋼管理橋上部工	10	2	支承工(ゴム支承)	支承取付状況	1スパンに1回 〔取付後〕	6-4-9-10
6 河川編	4 水門	12 橋梁付属物工∩鋼管理橋∪	4		地覆工	地覆の幅 地覆の高さ 有効幅員	1施工箇所に1回 〔施工後〕	6-4-12-4
6 河川編	4 水門	12 橋梁付属物工∩鋼管理橋∪	5 6		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	6-4-12-5

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第6編　河川編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 河川編	4 水門	12 橋梁付属物工∩鋼管理橋∪	7		検査路工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	6-4-12-7
6 河川編	5 堰	6 可動堰本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ 延長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	6-5-6-13 6-5-6-14
6 河川編	5 堰	7 固定堰本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10
6 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	厚さ 幅 高さ	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	6-5-8-3
6 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	厚さ 天端幅 (橋軸方向) 敷幅 (橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	6-5-9-2
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	6-6-4-6
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	7		燃料貯油槽工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	6-6-4-7
6 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	6-6-5-7

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第6編　河川編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6	1	本体工(床固め本体工)	天端幅 堤幅 水通し幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	6-7-4-6
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8	1	水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	6-7-4-8
6 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	6-7-5-6

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第7編　河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	幅 高さ	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔型枠取外後〕	7-1-5-5
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量　〔製作後〕	7-1-5-6
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回〔製作後〕	
						据付状況	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	7-1-6-4
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔施工後〕	
						法長 厚さ	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	法長 厚さ	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	7-1-6-5
						裏込材厚	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工中〕	
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	幅 厚さ	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	7-1-8-2
						基礎厚	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工中〕	
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	9 波返工	3		波返工	幅 高さ	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	7-1-9-3
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	法長 天端幅	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	7-2-4-4
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	7-2-4-5

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第7編　河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	2		捨石工	法長 天端幅	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	7-2-5-2
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	7-2-5-5
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	
						天端幅	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	9		石砕工	厚さ 高さ	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	7-2-5-9
						間詰石状況	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	10		場所打コンクリート工	幅 高さ	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	7-2-5-10
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	1	ケーソン工(ケーソン工製作)	壁厚 幅 高さ 長さ 底版厚さ フーチング高さ	1基に1回 〔製作後〕	7-2-5-11
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	2	ケーソン工(ケーソン工据付)	据付状況	1施工箇所に1回 〔据付後〕	7-2-5-11
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	3	ケーソン工(突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ 幅	1室毎に1回 〔施工後〕	7-2-5-11
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	1	セルラー工(セルラー工製作)	壁厚 幅 高さ	全数量 〔製作後〕	7-2-5-12

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第7編　河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	2	セルラー工(セルラー工据付)	据付状況	1施工箇所に1回 〔据付後〕	7-2-5-12
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	3	セルラー工(突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ 幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	7-2-5-12
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	2		捨石工	法長 天端幅	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	7-2-6-2
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	7-2-6-3
						ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	7-2-7-3
						ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	
7 河川海岸編	3 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 海域堤基礎工	3		捨石工	法長 天端幅	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	7-3-3-3

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第8編　砂防編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
8 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	8-1-3-4
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	骨材採取製造 コンクリート製造 運搬	月に1回 〔施工中〕	8-1-8-4
						打継目処理 打込・養生	4リフトに1回 〔施工中〕	
						天端幅 堤幅 水通しの幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	8-1-8-6
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	8-1-8-8
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工(不透過型)	長さ 幅 下流側倒れ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	8-1-9-5
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工(透過型)	堤長 堤幅 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	8-1-9-5
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	長さ 幅 下流側倒れ 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	8-1-9-6

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第8編　砂防編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
8 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	幅 高さ 厚さ	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	8-2-5-8
8 砂防編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	厚さ 幅 高さ 深さ	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔型枠取外し後〕	8-3-6-4
8 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ 配置誤差	全数量 〔施工後〕	8-3-7-4
8 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	5		集水井工	偏心量 長さ 巻立て幅 巻立て厚さ	全数量 〔施工後〕	8-3-7-5
8 砂防編	3 斜面対策	9 抑止杭工	6		合成杭工	偏心量	全数量 〔施工後〕	8-3-9-6
						数量	全数量 〔打込後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第9編　ダム編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工(本体)	天端幅 ジョイント間隔 リフト高 堤幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	9-1-4
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工(水叩)	ジョイント間隔 幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	9-1-4
						打継目処理	奇数ブロック毎に岩着部中間リフトに1回	
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工(副ダム)	ジョイント間隔 リフト高 堤幅 堤長	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	9-1-4
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工(導流壁)	ジョイント間隔 リフト高 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	9-1-4
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	5		コアの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	9-2-4-5
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	6		フィルターの盛立	外側境界線 盛立幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	9-2-4-6

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第9編　ダム編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	7		ロックの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	9-2-4-7
9 ダム編	2 フィルダム				フィルダム(洪水吐)	ジョイント間隔 厚さ 幅 リフト高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	9-2
9 ダム編	3 基礎グラウチング	3 ボーリング工			ボーリング工	ボーリング状況 水押テスト状況 グラウト状況 深度 配置誤差	ブロック毎に1回 〔施工中〕	9-3-3
						コアー	地質変化毎全数量 〔抜取後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第10編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2	1	遮音壁支柱製作工	部材長	測定箇所毎に1回 〔製作後〕	10-1-3-2
10 道路編	1 道路改良	9 カルバート工	6		場所打函渠工	厚さ 幅(内空) 高さ	測定箇所毎に1回 〔型枠取外し後〕	10-1-9-6
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	10-1-11-4
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	5		落石防護柵工	高さ	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	10-1-11-5
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ	高さは40m毎に1回、40m以下のものは2回、基礎幅、基礎高さは基礎毎に1回 〔施工後〕	10-1-11-6
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	高さは40m毎に1回、40m以下のものは2回、基礎幅、基礎高さは基礎毎に1回、アンカー長は全数量 〔施工後〕	10-1-11-7
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 高さ	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工前後〕	10-1-12-5
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱間隔 支柱ずれ 支柱倒れ 高さ	5スパンに1回 〔施工後〕	10-1-12-5

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第10編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	10-2-4
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎100mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕	
10 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	整正状況	100mに1回 〔整正後〕	10-2-4
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	
10 道路編	2 舗装	5 排水構造物工（路面排水工）	9		排水性舗装用路肩排水工	据付状況	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工中〕	10-2-5-9
10 道路編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工 (コンクリート工) (ラバーシュー) (アンカーボルト)	<コンクリート工> 各部の厚さ 各部の長さ	全数量 〔施工後〕	10-2-7-4
						<ラバーシュー> 各部の長さ 厚さ		
						<アンカーボルト> 中心のずれ アンカー長		
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工(標識基礎工)	幅 高さ	基礎1基毎に1回 〔施工後〕	10-2-9-4
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工(標識柱工)	設置高さ	1施工箇所に1回	10-2-9-4
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	1	ケーブル配管工	配管状況	全数量 〔施工後〕	10-2-12-5

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第10編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	2	ケーブル配管工(ハンドホール)	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	10-2-12-5
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	6		照明工(照明柱基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ1基毎に1回 〔施工前後〕	10-2-12-6
10 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	原寸状況	1脚に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	10-3-3-3
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1脚に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
10 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向)高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)　構造物工編(試行)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回	10-3-6-8
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工 (張出式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)　構造物工編(試行)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回	10-3-7-9
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工(ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)　構造物工編(試行)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回	10-3-7-9
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工(I型・T型)	幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外後〕	10-3-8-9
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工(門型)	幅 高さ	全数量 〔型枠取外後〕	10-3-8-9

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第10編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工(I型･T型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	10-3-8-10
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工(門型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	10-3-8-10
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	11		現場継手工	継手部のすき間	主桁、主構の半数 〔施工後〕	10-3-8-11
10 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	10-4-3-9
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	1施工箇所に1回 〔削孔後〕	10-4-8-3
10 道路編	5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工(現場)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	10-5-6-2
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
						幅 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
10 道路編	6 トンネル（NATM）	4 支保工	3		吹付工	岩質	岩質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	10-6-4-3
						湧水状況	適宜 〔掘削中〕	
						吹付面の清掃状況	40mに1回 〔清掃後〕	
						金網の重合せ状況	40mに1回 〔2次吹付前〕	
						吹付け厚さ(検測孔)	40mに1回 〔吹付後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第10編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路編	6 トンネル（NATM）	4 支保工	4		ロックボルト工	位置間隔 角度 削孔深さ 孔径 突出量	施工パターン毎又は40mに1断面 〔穿孔中〕	10-6-4-4
						ロックボルト注入状況	施工パターン毎又は40mに1断面 〔注入中〕	
						ロックボルト打設後の状況	施工パターン毎又は40mに1断面 〔打設後〕	
10 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	3		覆工コンクリート工	覆工 (巻立空間)	1セントルに1回 〔型枠組立後〕	10-6-5-3
						覆工 (厚さ)	1セントルに1回 〔型枠取外し後〕	
						幅 高さ	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	
10 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 厚さ	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	10-6-5-5
10 道路編	6 トンネル（NATM）	6 インバート工	4		インバート本体工	インバート (厚さ)	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔埋戻し前〕	10-6-6-4
						幅（全幅）	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	
10 道路編	6 トンネル（NATM）	8 坑門工	4		坑門本体工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	10-6-8-4

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第10編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路編	6 トンネル（NATM）	8 坑門工	5		明り巻工	覆工 (巻立空間)	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔型枠組立後〕	10-6-8-5
						覆工 (厚さ)	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔型枠取外し後〕	
						幅（全幅） 高さ(内法)	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔施工後〕	
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工	厚さ 内空幅 内空高	測定箇所毎に1回 〔型枠取外し後〕	10-11-6-2
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さ 幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔設置後〕	10-11-6-4
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工(防水)	幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	10-11-6-5
10 道路編	11 共同溝	6 現場打ち構築工	5	2	防水工(防水保護工)	厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	10-11-6-5
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工(防水壁)	高さ 幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	10-11-6-5
10 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	据付状況	40m毎に1回、40m以下のものは2回 〔埋戻し前〕	10-11-7-2

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第10編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工(管路部)	敷設状況	測定箇所毎に1回 〔敷設後〕	10-12-5-2
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工(特殊部)	据付状況	測定箇所毎に1回 〔据付後〕	10-12-5-3
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	4		現場打ちボックス工(特殊部)	厚さ 内空幅 内空高	測定箇所毎に1回 〔型枠取外し後〕	10-12-5-4
10 道路編	12 電線共同溝	6 付帯設備工	2		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	測定箇所毎に1回 〔型枠取外し後〕	10-12-6-2
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5		切削オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 〔施工後〕	10-14-4-5
						ﾀｯｸｺｰﾄ	各層毎に1回 〔散布時〕	
						整正状況	100mに1回 〔施工後〕	
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	敷均厚 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	10-14-4-11
						整正状況 厚さ	各層毎100mに1回 〔整正後〕	
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	11		グルービング工	出来ばえ	施工日に1回 (施工前後)	10-14-4-11
10 道路編	16 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	10-16-3-4
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
10 道路編	16 道路修繕	22 橋梁付属物工	4		落橋防止装置工	長さ、径、材質	1橋に1回又は1工事に1回 (材料搬入時)	10-16-22-4
						出来ばえ	適宜 (施工中)	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

撮影箇所一覧表（その他）

編	章	節	条	枝番	工種		写真管理項目		摘要
							撮影項目	撮影頻度[時期]	
その他					舗装工関係	橋面防水工	塗布又は設置状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	その他
					ダム工関係	仮排水路	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	その他
						仮締切（土石）	巻出し厚	100m又は1施工箇所に1回 〔巻出し時〕	その他
							転圧状況	転圧機械が変わる毎に1回 〔締固時〕	その他
						仮締切（コンクリート）	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	その他
						基礎掘削	組合せ機械	組合せ機械変わる毎に1回 〔施工中〕	その他
							土質、岩質	土質、岩質変わる毎に1回 〔掘削中〕	その他
							岩盤清掃状況	1施工箇所に1回 〔清掃前後〕	その他
						堤体コンクリート打設	骨材採取製造、コンクリート製造、運搬	月に1回 〔施工中〕	その他
							打継目処理、打込養生	8リフトに1回 〔施工中〕	その他
						堤体止水	止水板の厚さ、幅、埋設位置、岩着及び溶接	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフトに1回 〔据付後〕	その他
						堤体排水工	排水孔の位置、箱抜断面、排水管取付箇所	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフトに1回 〔据付後〕	その他
						堤体冷却工	配管間隔、通水状況	5リフトに1回 〔据付後〕	その他
						堤体埋設計器	器種、位置、間隔	1施工箇所に1回 〔据付後〕	その他
					トンネル関係	トンネル坑門工	厚さ、幅、高さ	1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	その他
						トンネル（矢板工法）	岩質	岩質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	その他
							湧水状況	適宜 〔掘削中〕	その他
							埋設支保工（建込間隔、寸法、基数）	100m又は1施工箇所に1回 〔建込後〕	その他
							湧水処理工設置状況	全数量 〔設置後〕	その他

撮影箇所一覧表（出来形管理）

撮影箇所一覧表（その他）

編	章	節	条	枝番	工種		写真管理項目		摘要
							撮影項目	撮影頻度[時期]	
その他					トンネル関係	トンネル（矢板工法）	集水渠（幅、高さ、位置）	100m又は1施工箇所に1回 〔設置後〕	その他
							地下排水工（管接合据付状況）		
							地下排水工（フィルター厚さ）	100m又は1施工箇所に1回 〔投入前後〕	その他
							矢板設置状況	岩質の変わる毎に1回 〔設置後〕	その他
							グラウト材料使用量	全数量 〔使用前後〕	その他
						シールド	掘削の地山状態	地質の変化の毎に1回 〔掘削中〕	その他
							セグメント組立状況	1工事に1回 〔組立後〕	その他
							二次覆工（セグメント清掃状況）	1工事に1回 〔清掃後〕	その他
							二次覆工の厚さ	1スパンに1回 〔型枠取外し後〕	その他
					維持修繕工関係	アスファルト舗装	打換パッチング	施工日に1回 〔施工前後〕	その他
						コンクリート舗装	目地掃除	3,000㎡に1回 〔施工前後〕	その他
							目地充填	3,000㎡に1回 〔施工後〕	その他
							注入工、削孔状況（位置、間隔）	2,000㎡に1回 〔削孔後〕	その他
							注入工、注入圧	2,000㎡に1回 〔注入時〕	その他
							目地亀裂防止材、張付け状況	3,000㎡に1回 〔張付け後〕	その他
							局部打換、各層厚さ	各層毎100mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工前後〕	その他
						路肩、路側路盤工	厚さ	100mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	その他
						道路除草	出来ばえ	2kmに1回（1回刈毎） 〔施工前後〕	その他
						路肩整正	出来ばえ	1kmに1回	その他
						新設、更新、修理防護柵類	出来ばえ	1施工箇所に1回（施工前は必要に応じて） 〔施工前後〕	その他

撮影箇所一覧表（出来形管理）

撮影箇所一覧表（その他）

編	章	節	条	枝番	工種			写真管理項目 撮影項目	写真管理項目 撮影頻度[時期]	摘要
その他					維持修繕工関係		新設、更新、修理標識類	基礎幅、深さ、出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回（施工前は必要に応じて）〔施工前後〕	その他
							新設、更新、修理照明灯	基礎幅、深さ、出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回（施工前は必要に応じて）〔施工前後〕	その他
							視線誘導標	出来ばえ	施工日に1回〔施工後〕	その他
							清掃（路面、標識、側溝、集水桝）	出来ばえ	施工日に1回〔施工前後〕	その他
							区画線路面表示	出来ばえ	施工日に1回〔施工前後〕	その他
								材料使用量	全数量〔施工前後〕	その他
							街路樹植樹	出来ばえ	適宜〔施工前後〕	その他
							街路樹補強補植	出来ばえ	適宜〔施工前後〕	その他
							街路樹剪定	出来ばえ	街路樹50本に1回、グリーンベルト100mに1回〔施工前後〕	その他
							街路樹消毒、施肥	出来ばえ	街路樹50本に1回、グリーンベルト100mに1回〔施工中〕	その他
							街路樹雪囲	出来ばえ	適宜〔施工後〕	その他
							排雪除雪	施工状況、機種	施工中に1回〔施工中〕	その他
							凍結防止剤散布	出来ばえ	施工中に1回〔施工中〕	その他
								材料使用量	全数量〔施工前後〕	その他
							河川除草	出来ばえ	1kmに1回（1回刈毎）〔施工前後〕	その他
							応急処置	処理の状況	その都度〔施工前後〕	その他
						鉄筋・無筋コンクリート関係	配筋	位置、間隔、継手寸法	打設ロット毎に1回又は1施工箇所に1回〔組立後〕	その他
							コンクリート打設	打継目処理、締固施工状況	工種種別毎に1回〔施工時〕	その他
							養生	養生状況	工種種別毎に1回、養生方法毎に1回〔養生時〕	その他

５.RI計器を用いた盛土の締め固め管理要領(案)

目　　次

１章　総　　則　　5－ 1
　１．１　適用の範囲　　5－ 1
　１．２　目　　的　　5－ 2

２章　RI計器による測定方法　　5－ 3
　２．１　計器の種類　　5－ 3
　２．２　検定方法　　5－ 6
　２．３　RI計器による測定方法　　5－ 8

３章　RI計器による締固め管理　　5－11
　３．１　締固め管理指標　　5－11
　３．２　水分補正　　5－12
　３．３　礫に対するRI計器の適用範囲　　5－14
　３．４　管理単位の設定及びデータ採取　　5－16
　３．５　管理基準値　　5－18
　３．６　データの採取方法　　5－22
　３．７　データの管理　　5－22
　３．８　是 正 処 置　　5－23

参　考　資　料　　5－27
参　考　文　献　　5－35

１章　総　　則

１．１　適用の範囲

本管理要領（案）は河川土工及び道路土工におけるRI計器を用いた盛土締固め管理に適用するものとする。

【解　説】

河川土工及び道路土工における盛土の締固め管理においては、これまで砂置換法が主として用いられてきたが、高速道路や一部のダムをはじめとしてRI計器が導入され、各事業体においてRI計器を用いた締固め管理が標準化されつつある。

また、RI計器や測定方法の標準化に関しては、従来の学会基準が改訂され、地盤工学会基準（JGS　1614-1995）「RI計器による土の密度試験方法」が制定されるなど、本格的な導入に向けての環境も整備されてきた。

一方、現在及び将来とも数多くの高規格堤防や大規模な道路盛土の事業が進行または計画されており、一般の河川土工や道路土工も含めて合理的な締固め管理手法の導入が必要とされている。

そこで本管理要領（案）は、現場密度試験にRI計器を用いる場合にRI計器の持つ特長を最大限発揮させるべく、計器の基本的な取扱い方法やデータ採取、管理基準値の規定を行なうものである。

この基準に規定していない事項については、下記の基準・マニュアルを基準とする。

・「河川土工マニュアル」…平成５年６月，（財）国土開発技術研究センター
・「道路土工－施工指針」…昭和61年11月，（社）日本道路協会

１．２　目　　的

本管理要領（案）は河川土工及び道路土工において、RI 計器を用いた盛土の締固め管理を行う際の RI 計器の基本的な取扱い方法、データの採取個数、管理基準値を定めることを目的とする。

【解　説】

本管理要領(案)では、RI計器に関するこれまでの試験研究の成果を踏まえ、RI計器の基本的な取扱い方法や土質等による適用限界を示した。

また、本管理要領（案）ではデータの採取個数を規定した。砂置換法を前提とした管理では計測に時間がかかることから、かなり広い施工面積を１点の測定値で代表させており、盛土の面的把握という観点からは十分なものではなかった。一方RI計器は砂置換法に比べ飛躍的に測定時間が短くなっているため、従来１個の測定値で代表させていた盛土面積で複数回測定することができる。そこで本管理要領（案）では、盛土の面的管理の必要性とRI計器の迅速性を考慮してデータの採取個数を規定した。

２章　RI計器による測定方法

２．１　計器の種類

RI 計器は散乱型及び透過型を基準とするものとし、両者の特性に応じて使い分けるものとする。

【解　説】

RI計器には一般に散乱型と透過型があり（図－１参照)、両者の特徴は以下の通りである。

（１）散乱型RI計器

線源が地表面にあるため、測定前の作業が測定面の平滑整形だけでよく、作業性が良い。地盤と計器底面との空隙の影響を受けやすいので注意が必要である。

（２）透過型RI計器

線源が長さ20㎝の線源棒の先端付近にあり測定時には線源棒の挿入作業を伴うので散乱型に対して少し測定作業時間が長くなる。線源が地中にあるため、盛土面と計器底面との空隙の影響は比較的受けにくい。

表－１　散乱型と透過型の比較例

項　目		散乱型	透過型
線　源	ガンマ線	コバルト-60	コバルト－60
	中性子線	カリフォルニウム-252	カリフォルニウム-252
検出器	ガンマ線	SCカウンタ×１	GM管×５
	中性子線	He-3カウンタ×２	He-3管×２
測定方法	密 度	ガンマ線後方散乱方式	ガンマ線透過型
	水 分	熱中性子散乱方式	速中性子透過型
本　体　寸　法		310×365×215㎜	310×365×160㎜
本　体　重　量		25kg	11kg
測定範囲　(深さ)		160～200㎜	200㎜
測定時間	標準体	５分	10分
	現　場	１分	１分
測　定　項　目		湿潤密度、水分密度、乾燥密度、含水比、空隙率、締固め度、飽和度（平均値、最大・最小値、標準偏差）	
電　源		DC6V内蔵バッテリ 連続８時間	DC6V内蔵バッテリ 連続12時間
長　所		・孔あけ作業が不要 ・路盤などにも適用可能 ・感度が高く計測分解能力が高い	・計量で扱いやすい ・表面の凹凸に左右されにくい ・使用実績が多い
短　所		・測定表面の凹凸の影響を受けやすい ・礫の適用に注意を要する ・重い	・孔あけ作業が必要 ・礫に適用できない場合がある(削孔不可能な地盤) ・線源棒が露出している

これまでの研究によると散乱型と透過型の測定結果はどちらともほぼ砂置換法と同様であることが分かっており（参考資料参照)、基本的には機種による優劣はない。ただし、盛土材が礫質土の場合（礫の混入率が60％以上)、その使用には充分留意すること。(３．３参照)

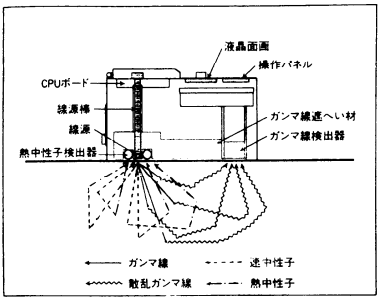

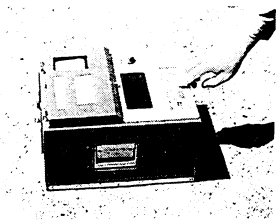

① 散 乱 型

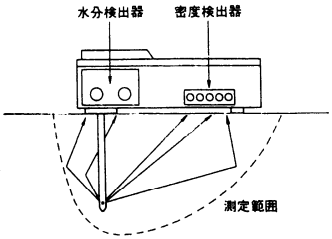

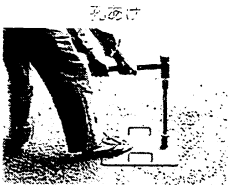

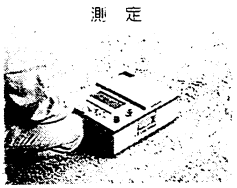

② 透 過 型

図－1　RI 計器の概要

２．２　検 定 方 法

使用する RI 計器は正しく検定がなされたものであって、検定有効期限内のものでなければならない。

【解　説】

放射線源が時間とともに減衰していくため、同じものを測定しても結果が異なってくる。因みに線源として一般に用いられているコバルト60（^{60}Co）やカリフォルニウム（$^{252}C_f$）の半減期はそれぞれ5.26年、2.65年である。

そのため標準体での値を基準にした計数率を定期的に調べておく必要がある。

この計数率と測定する物体についての計数率（現場計数率）との比を計数率比（R）といい、計数率比と密度や含水量とに指数関数の関係がある。(図－２)

この関係を正しく検定したRI計器を使用しなければならない。

$$\text{計数率比（R）} = \frac{\text{現場計数率}}{\text{標準体の計数率}}$$

計数比（R）$=R_0 \exp(a \cdot X)$

ここに、R_0とａは定数であり、Ｘは密度あるいは含水量を表わす。

また、使用するRI計器のメーカーでの製作納入時、および線源交換時毎の検定結果を添付し、提出するものとする。

校正式の例を図－３（透過型）に示す。

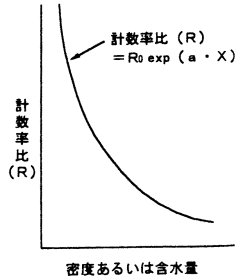

図－２　計数率比（R）と密度および含水量の関係

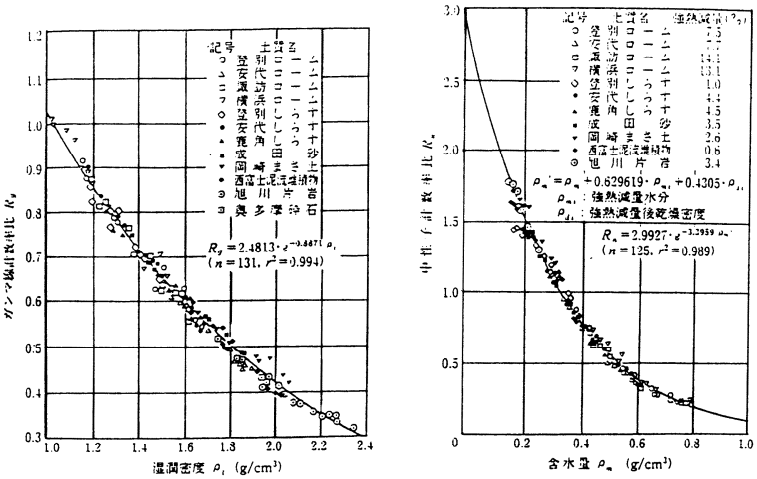

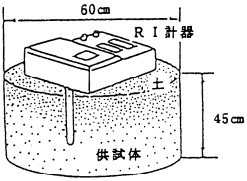

10種類以上の土質を用いて、100点以上の供試体が
作成されて関係が求められた。

図－３　計数率比と湿潤密度および含水量の検定例

（地盤工学会「地盤調査法」から引用）

２．３　RI計器による測定方法

RI 計器による測定は操作手順にしたがって正しく行わなければならない。

【解　説】

（１）RI計器の構成

散乱型RI計器は計器本体だけで測定が可能であるが､透過型はRI計器本体、線源棒、標準体、線源筒、ハンマー、打ち込み棒、ベースプレートが必要である。

RI計器は現時点において供給体制が十分であるとは言えないため、使用にあたっては担当監督員と協議の上、散乱型あるいは透過型RI計器を選定し使用するものとする。

（２）測定手順

測定手順は一般に図－５のようになる。

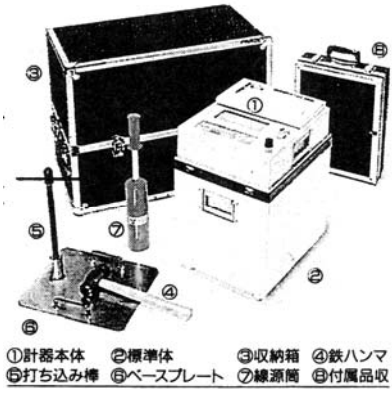

図－4　計器の構成例（透過型）

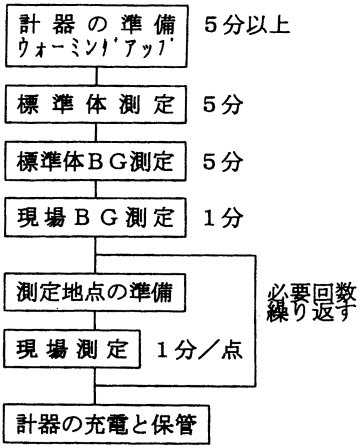

図－５　測定の手順の例

（3）測定上の留意点

1）計器の運搬は激しい衝撃や振動を与えないよう十分注意して行う。

2）充電は十分しておく。

3）RI計器の保管場所は過酷な温度条件とならないところでなければならない。特に夏の自動車の車内は要注意である。また、室内外の寒暖差が大きいところでは、結露に注意すること。

4）標準体での測定時には、標準体は壁や器物から1.5m以上離れたところにおいて行う必要がある。

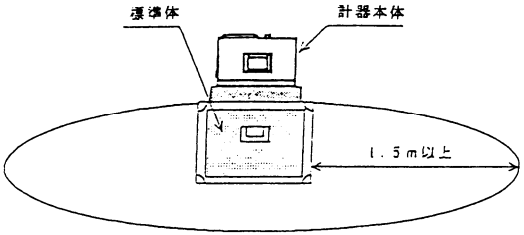

5）自然放射線の影響を除くためバックグラウンド測定を行う時、線源は少なくとも20m以上遠ざける必要がある。

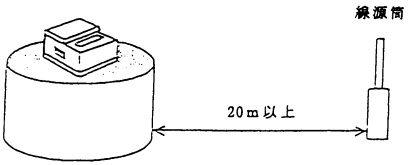

6）現場での測定地点は出来るだけ平滑にすることが大事である。特に散乱型は測定面と計器底面との間に空隙を生じると測定結果に大きな影響を与えるため特に注意が必要である。

7）測定表面を平滑にするために鉄板や装備のプレート等を使用するが、表面を削り過ぎて測定対象層より深い深度のデータを取ることのないよう注意が必要である。なお、レキ分が多く、削ることにより平坦性を確保する事が困難な場合は、砂などをひき平滑にする。

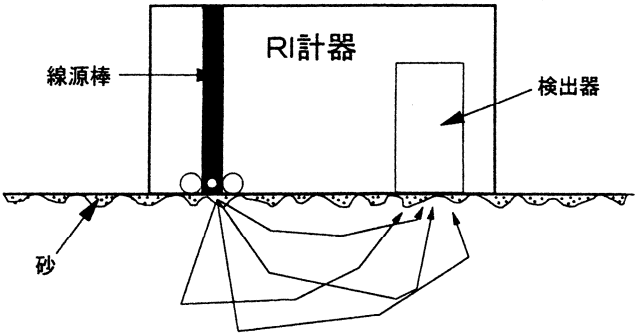

測定表面の平滑化→測定値の信頼性向上

8）測定は施工当日を原則としているので、気象変化には十分注意し３章に示したデータの採取数を同日に確保することを心掛ける必要がある。

9）測定能率を上げ、一つ一つのデータの採取時間を短縮するために、測定ポイントの地点出し、表面整形、測定、記録と流れ作業化することが望ましい。

10）平均値管理を基本としているため、一つ一つのデータのバラツキにあまり神経質になり過ぎ、測定や施工を無為に遅らせることのないよう注意することも管理者として必要である。

３章　RI計器による締固め管理

３．１　締固め管理指標

締固め度および空気間隙率による管理を行うものとし、盛土材料の75μmふるい通過率によりその適用区分を下記のとおりとする。

75μmふるい通過率が20％未満の礫質土及び砂質土の場合	75μmふるい通過率が20％以上50％未満の砂質土の場合	75μmふるい通過率が50％以上の粘性土の場合
締固め度による管理	締固め度による管理 または 空気間隙率による管理	空気間隙率による管理

【解　説】

ここでは河川土工マニュアルに準じて、75μmふるい通過率が20％未満の砂礫土及び砂質土の場合は締固め度による管理、50％以上の粘性土の場合は空気間隙率による管理を原則とし、その中間においては自然含水比など、使用土砂の状況から判断してどちらによる管理を採用するか判断するものとする。

なお、河川土工マニュアルおよび道路土工－施工指針には飽和度による管理の規定も記載されているが、飽和度はバラツキが大きいことから、ここでは飽和度による管理は省いている。

３．２　　水分補正

現場でRI計器を使用するためには、予め土質材料ごとに水分補正を行う必要がある。土質材料ごとの水分補正値を決定するため水分補正値決定試験現場で実施しなければならない。

【解　説】

（１）水分補正値

RI計器が測定する水分量は、炉乾燥法（JIS-A1203）で求められる水分量のみでなく、それ以外の結晶水や吸着水なども含めた、土中の全ての水分量に対応するものである。従って、結晶水や吸着水に相当する量を算出して補正する必要がある。

RI計器では、これらを補正するために、乾燥密度と強熱減量を考慮した校正式が組み込まれている。土質材料ごとの強熱減量試験を一般の現場試験室で実施することは難しいので、現場でRI計器による測定と含水量試験を同一の場所の同一材料で実施し、水分補正を行うものとする。

RI計器は測定した計数比率と校正定数から、強熱減量を１％ごとに変化させて、そのときの含水比を推定計算した結果を印字する機能を有している計器を用いる必要がある。この計算結果と含水量試験による含水比から、その土質材料に対応する強熱減量値を水分補正値と称す。

（２）現場水分補正決定試験の手順例

１）現場の盛土測定箇所でRI計器の測定準備。

ａ）標準体測定

ｂ）標準体BG測定

ｃ）現場BG測定

ｄ）測定箇所の整形および均し

ｅ）RI計器を測定箇所に設置

２）「現場密度」の測定を行う。

３）測定が終了したら、水分補正値－含水比の対応表を表示、印字する。

４）RI計器の真下の土を１kg以上採取する。

（深さ15cm程度まで採取し混合撹拌する）

５）採取した土の含水量試験を実施する。

６）含水量試験の含水比に近い含水比に対応する水分補正値を読みとる。

７）RI計器に水分補正値を設定する。

８）土質材料が変わらない限り水分補正値を変更してはならない。

３．３　礫に対するRI計器の適用範囲

１．盛土材料の礫率が60％以上で、かつ細粒分（75μmふるい通過率）が10％未満の場合は原則として散乱型RI計器による管理は行わないものとする。
２．径10cm以上の礫を含む盛土材料の場合には、散乱型及び透過型RI計器による管理は行わないものとする。

【解　説】

（１）礫率に対する適用範囲

散乱型については礫率（２mm以上の粒径の土が含まれる重量比）が70％を越えると急激な測定値の精度が低下する室内実験結果（実測値との相違、標準偏差の増加など）がある。また、現場試験においても礫率が65％～70％を越えると標準偏差が増加する傾向であった。これは礫分が多くなると測定地点の表面整形がしにくくなり平滑度が低くなるためで、特に散乱型の場合はこの平滑度が測定結果に大きく影響を受けるためである。

ここでは､施工管理における適用範囲であることから限界を安全側にとり、礫率60％未満を散乱型の適用範囲とした。なお、透過型は礫率60％以上でも適用可能としているが、線源棒の打ち込みに支障となる場合があり注意を要する。

（２）礫径に対する適用範囲

大きな礫が含まれる盛土材料の場合にはRI計器による測定値に大きなバラツキがみられ、値が一定しないことが多い。これは礫率のところでも述べたように表面の平滑度の問題である。すなわち、礫径の大きなものが含まれる盛土材料では表面の平滑度が保てず、測定結果に影響を及ぼすため礫径に対する適用範囲を設けた。

ここでは一層仕上り厚さが通常20cm～30cmであることも考慮して、層厚の1/2～1/3にあたる10cmをRI計器の適用範囲とした。

ただし、やむを得ずRI計器による管理を行う場合は、散乱型・透過型とも監督官と協議の上、現地盛土試験より種々の基準値、指標を決定するものとする。

３．４　管理単位の設定及びデータ採取

１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行うものとする。

２．管理単位は築堤、路体、路床とも一日の一層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とする。

　また、一日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。

３．各管理単位について原則15個のデータ採取を行い、平均してその管理単位の代表値とする。

　ただし、一日の施工面積が500㎡未満であった場合、データの採取数は最低５点を確保するものとする。

４．データ採取はすべて施工当日に行うことを原則とする。

５．一日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。

６．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。

【解　説】

（１）管理単位を日施工面積で規定したことについて

　従来、管理単位は土工量（体積）を単位として管理していた。しかし、締固めの状態は面的に変化することから盛土の面的な管理を行う必要があり、施工面積によって管理単位を規定した。

　また、その日の施工はその日に管理するのが常識であることから、１日の施工面積によって管理単位を規定するのが妥当と考えられる。

（２）管理単位の規定について

　平成４年度の全国的なアンケート結果によると日施工面積は、500～2,000㎡の間に多く分布しており、特に1,500㎡くらいの施工規模が標準的であった。

また、１台の締固め機械による１日の作業量は2,000～2,500㎡が最大であることから、管理単位の面積を原則1,500㎡とした。

（３）データの採取個数の規定について

データの採取個数は３．５の解説に示したように、観測された土層のバラつきからサンプリングの考え方に基づき算定されたもので、概ね15個となった。この考え方によれば、計測個数を増やせば、管理の精度（不合格な部分が生じない安全度）は高くなるが、あまり測定点を増やすと測定作業時間が長引いてRI計器のメリットの一つである迅速性が発揮されなくなることから15点とした。

現場での測定に当たってはこの1,500㎡で15点を原則として考えるが、単位面積に対しての弾力性を持たせ、１日の施工面積500～2,000㎡までは1,500㎡とほぼ同等とみなし15点のデータ採取個数とした。

一方、１日の施工面積が500㎡未満の場合は15点のデータ採取とするとあまりにも過剰な管理になると考えられるので最低確保個数を５点とした。

また、管理単位が面積で規定し難い場合（土工量は多いが構造物背面の埋立てや柱状の盛土等）は、土工量の管理でも良いものとする。

なお、１管理単位当りの測定点数の目安を下表に示す。

面積（㎡）	0～500	500～1000	1000～2000
測定点数	5	10	15

３．５　管理基準値

RI計器による管理は１管理単位当たりの測定値の平均値で行う。なお、管理基準値は１管理単位当たりの締固め度の平均値が90%以上とする。

【解　説】

（１）管理基準値について

RI計器を用いて管理する場合は、多数の測定が可能であるRI計器の特性を生かして、平均値による管理を基本とする。上の基準を満たしていても、基準値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員の判断により再転圧を実施するものとする。

締固め度による規定方式は早くから使用されており、実績も多いが、自然含水比が高く施工含水比が締固め度の規定範囲を超えているような粘性土では適用し難い問題がある。そのため、３．１に示すように粘性土では空気間隙率、砂質土は締固め度あるいは空気間隙率により管理する。空気間隙率により管理する場合の管理基準値は河川土工マニュアル、道路土工指針に準ずるものとする。

〈参　考〉

河川土工マニュアル、道路土工指針の管理基準値（空気間隙率）

基　準　名	河川土工マニュアル	道路土工－施工指針	
区　分	河川堤防	路　体	路　床
空気間隙率（Va）による基準値	・砂質土｛SF｝ 25%≦74μm<50% Va≦15% ・粘性土｛F｝ ２%＜Va≦10%	・砂質土 Va≦15% ・粘性土 Va≦10%	――――
備　考	施工含水比の平均が90%の締固め度の得られる含水比の範囲の内Woptより湿潤側にあること。	同　　左	施工含水比の平均がWopt付近にあること。少なくとも90%の締固め度の得られる含水比の範囲内にあること。

〔凡例〕　Wopt：最適含水比

（２）測定位置

測定位置の間隔の目安として、100㎡（10m×10m）に１点の割合で測定位置を決定する。構造物周辺、盛土の路肩部及び法面の締固めが、盛土本体の転圧と同時に行われる場合、次のような点に留意する。

①　構造物周辺でタイヤローラなどの転圧機械による転圧が不可能な場合は別途管理基準を設定する。

②　特にのり肩より1.0m以内は本管理基準の対象とせず、別途締固め管理基準を設定する。

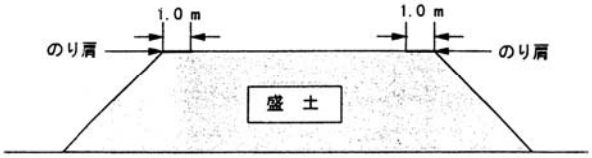

基準となる最大乾燥密度ρd_{max}の決定方法

現行では管理基準値算定の分母となる最大乾燥密度は室内締固め試験で求められている。締固め試験は、材料の最大粒径などでＡ，Ｂ，Ｃ，Ｄ，Ｅ法に分類されており、試験法（Ａ～Ｅ法）により管理基準値が異なる場合（路床）もあるため注意を要する。

表－２　室内締固め試験の規定
（地盤工学会編：土質試験法より抜粋）

呼び名	ランマー重量（kg）	モールド内径（mm）	突固め層数	１層当たりの突固め回数	許容最大粒径（mm）
A	2.5	10	3	25	19
B	2.5	15	3	55	37.5
C	4.5	10	5	25	19
D	4.5	15	5	55	19
E	4.5	15	3	92	37.5

しかし、最大乾燥密度は、種々の材料や施工条件により決定しにくく、一定の値として限定できない場合もある。よって、下記のような条件では、試験盛土より最大乾燥密度を決定すべきである。

ａ）数種類の土が混在する可能性のある材料を用いる場合。

ｂ）最大粒径が大きく、レキ率補正が困難で、室内締固め試験が実施できないようなレキ質土材料を用いる場合。

ｃ）施工含水比が最適含水比より著しく高い材料を用いる場合。

ｄ）上記以外の盛土材が種々変化する場合は、試験盛土で基準値を決定する管理や工法規定により管理する。

＊〈試験施工の実施例〉

① 規定値は試験施工により、所定の材料、締固め機械、締固め回数より算定し決定する。

② 締固め回数を２、４、８、10、12回と変化させ締固めを行い、各々の締固め段階での乾燥密度を15点測定し、その平均値を求め、上限乾燥密度を求める。

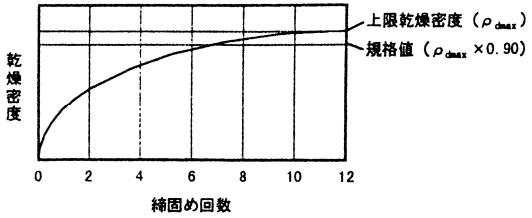

③ 上限乾燥密度を最大乾燥密度と定義し、その規格値（Dc≧90％）で管理する。

④ 材料の混合率など、層や場所等で変化する場合はそれぞれ材料で同様の試験施工を行うか、もしくは、その材料に適合した校正式を別途定め、RI計器に設定する必要がある。

e）締固め度が100％をたびたび越えるような測定結果が得られる場合、突固め試験の再実施や盛土試験を実施した新たな基準を決定する。

f）改良土（セメント系、石灰系）特殊土の管理基準値は試験盛土により決定する。また、改良土の場合は材令によっても変化するため、試験方法や管理基準値について別途定められた特記仕様書に準ずるものとする。

３．６　データの採取方法

データの管理単位各部から偏りなく採取するものとする。

【解　説】

盛土を面的な管理として行う目的から、管理単位各部から偏りなくデータを採取するものとする。

３．７　データの管理

下記の様式に従って管理記録をまとめるものとする。

１．工 事 概 要　…… 様式－１

２．材料試験結果　……　様式－２

３．施工管理データ集　……　様式－３

また、現場で測定したデータは原則としてプリンター出力結果で監督員に提出するものとする。

【解　説】

各様式については以下の要領でまとめる。

様式－１　工事概要　……　工事毎

様式－２　材料試験結果　……　材料毎

様式－３　施工管理データ集　……　測定機器毎に管理単位面積毎（但し、再締固めを行なった場合は締固め毎）

３．８　是正処置

施工時において盛土の管理基準値を満たさない場合には、適正な是正処理をとるものとする。

【解　説】

（１）現場での是正処置として、転圧回数を増す、転圧機械の変更、まき出し厚の削減、盛土材料の変更、及び気象条件の回復を待つなどの処置をとる。

（２）盛土の土質が管理基準の基となる土質と異なっている場合には、当然基準値に当てはまらないので、締固め試験を行なわなければならない。

（３）礫の多い材料や表面整形がうまくできなくて、RI計器の測定値が著しくバラつく場合などには、砂置換などの他の方法によることも是正処置としてあり得るものとする。

（４）是正処置の判断は、その日の全測定データをみて、その日の品質評価を行い、是正処置が必要な場合翌日以降の施工方法を変更する。

全体を見通した判断が要求され、一日単位程度の是正処置を基本とする。ただし、過度に基準値を下回る試験結果がでた場合、現場での判断により転圧回数を増すなどの応急処置をとるものとする。処置後はRI計器で再チェックを行う。

（５）是正処置の詳細については、監督員と協議するものとする。

盛土工事概要

工事名称					
施工場所					
地建名			事務所名		
施工業者			工事期間		
盛土種類	1．道路路体　2．道路路床　3．河川堤防　4．その他（　　）				
総土工量（㎥）	（㎥）		平均日施工量（㎥）	（㎥）	
平均施工面積	（㎡）		最大施工面積	（㎡）	
最小施工面積	（㎡）		まき出し厚さ		
転圧回数			仕上がり厚さ		
転圧機械	機種		規格または仕様		
平均日施工時間[1]			施工可能時間[2]		
施工管理に要した時間	砂置換法		RI法		

＜工事の概要＞

＜断面図＞

1）盛土工事を行なった１日の平均時間
2）開始時間から終了時間まで（休憩時間、昼食時間を含まず）

様式-2

材料試験結果

No.

材料試験結果	自然含水比*) Wn(%)			(%)
	土粒子の比重 Gs			
	レキ	礫比重 Gb		
		含水量 Wa(%)		(%)
	最大粒径 (mm)			(mm)
	粒度組成	レキ分	37.5mm 以上	(%)
			19.0 ～37.5 mm	(%)
			9.5 ～19.0 mm	(%)
			4.75～ 9.5 mm	(%)
			2.0 ～ 4.75mm	(%)
			合 計	(%)
		砂分 75μm～2.0mm		(%)
		細粒分 75μm 以下		(%)
	コンシステンシ	液性限界 W_L(%)		(%)
		塑性限界 Wp(%)		(%)
		塑性指数 Ip		
		強熱減量 I_g(%)		(%)
	最大乾燥密度 ρd_{max}			(t/m^3)
	最適含水比 Wopt(%)			(%)
土の分類	日本統一土質分類			
	俗称名			
改良材	土質改良材の種類			
	添加量 (対乾燥密度)			
試料の準備および使用方法				a b c
締固め試験の種類(JIS A1210-1990)				A B C D E

*) ある程度以上の粒径を取り除いた室内用の試料ではなく、なるべく盛土に近い試料の含水比を得る観点から、室内突固め試験に用いる土ではなく現場から採取した土を使用する。

様式-3

盛土施工管理データ

管理単位番号（　　）　計測回（　　回目）

工事名称			
計測の種類	1．散乱型ＲＩ試験　2．透過型ＲＩ試験		
計測日		層番号	全　層の内　層目
計測者名		盛土前日の天候	
盛土時の天候		計測時の天候	
最大乾燥密度		最適含水比（%）	
管理基準値			
計数率 標準体（密度）		標準体（水分）	
計数率 標準体（密度）B.G.		標準体（水分）B.G.	
計数率 現場（密度）B.G.		現場（水分）B.G.	
転圧機械	規格		転圧回数

測点番号	湿潤密度 t/m³	乾燥密度 t/m³	含水比 %	締固め度 %	空気間隙率 %	飽和度 %
平均値						
最大値						
最小値						
個数						
標準偏差						

砂置換

測点番号	湿潤密度	乾燥密度	含水比	Dc	va	Sr

参考資料

図一覧

図－１　砂置換と散乱型の相関（乾燥密度・全データ）…… ５－28

図－２　砂置換と散乱型の相関（乾燥密度・土質別データ）…… ５－28

図－３　砂置換と散乱型の相関（含水比・全データ）…… ５－29

図－４　砂置換と散乱型の相関（含水比・土質別データ）…… ５－29

図－５　砂置換と透過型の相関（乾燥密度・全データ）…… ５－30

図－６　砂置換と透過型の相関（乾燥密度・土質別データ）…… ５－30

図－７　砂置換と透過型の相関（含水比・全データ）…… ５－31

図－８　砂置換と透過型の相関（含水比・土質別データ）…… ５－31

図－９　散乱型と透過型の相関（乾燥密度・全データ）…… ５－32

図－10　散乱型と透過型の相関（乾燥密度・土質別データ）…… ５－32

図－11　散乱型と透過型の相関（含水比・全データ）…… ５－33

図－12　散乱型と透過型の相関（含水比・土質別データ）…… ５－33

図－13　レキ率と乾燥密度（標準偏差）の関係（散乱型）…… ５－34

図－14　レキ率と締固め度（標準偏差）の関係（散乱型）…… ５－34

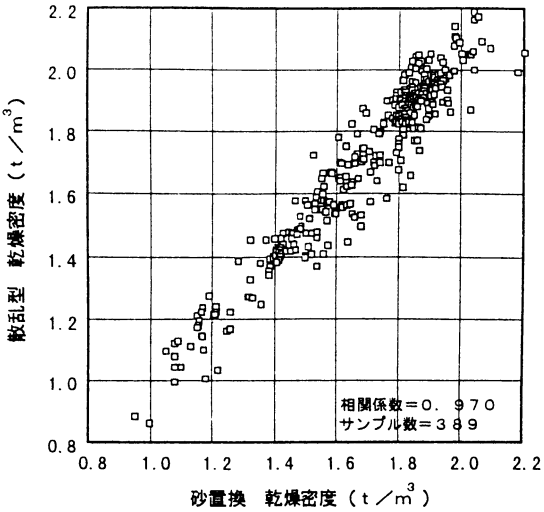

図－1　砂置換と散乱型の相関（乾燥密度・全データ）

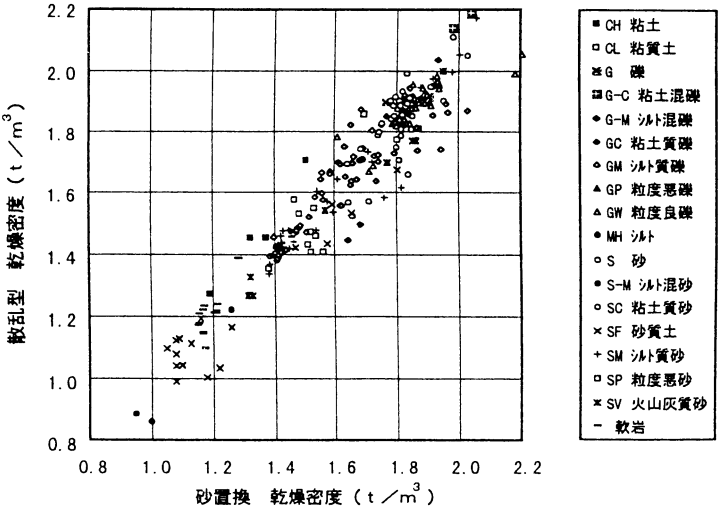

図－2　砂置換と散乱型の相関（乾燥密度・土質別データ）

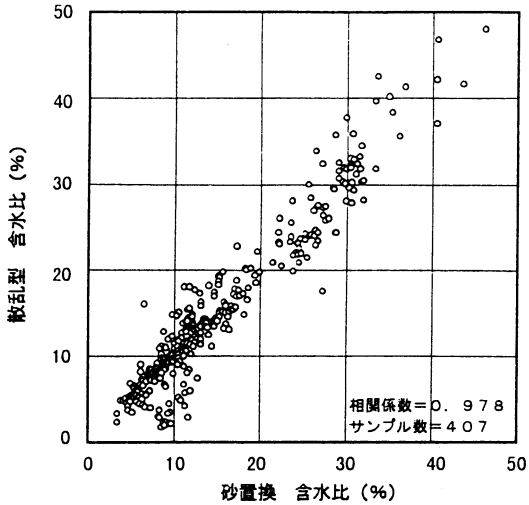

図－３　砂置換と散乱型の相関（含水比・全データ）

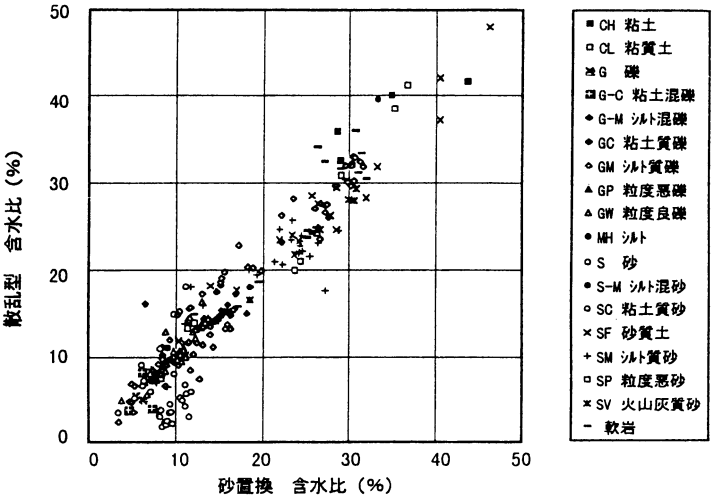

図－４　砂置換と散乱型の相関（含水比・土質別データ）

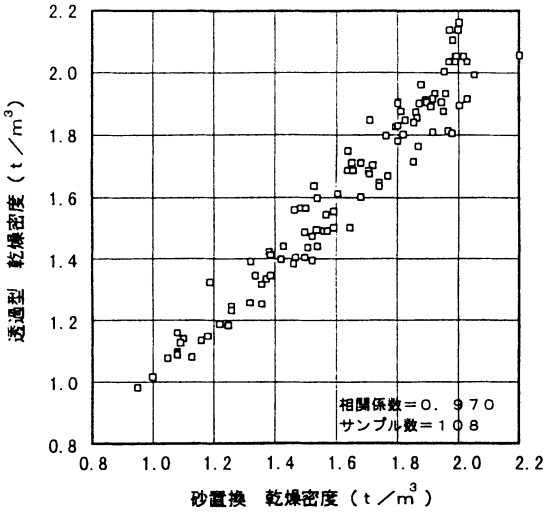

図－５　砂置換と透過型の相関（乾燥密度・全データ）

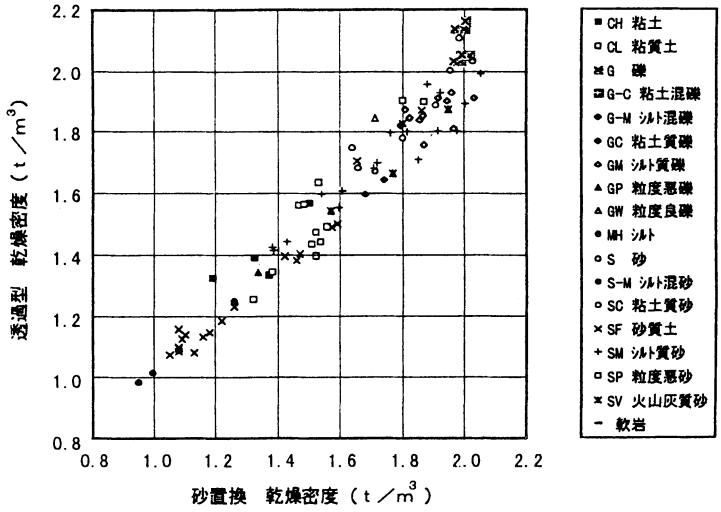

図－６　砂置換と透過型の相関（乾燥密度・土質別データ）

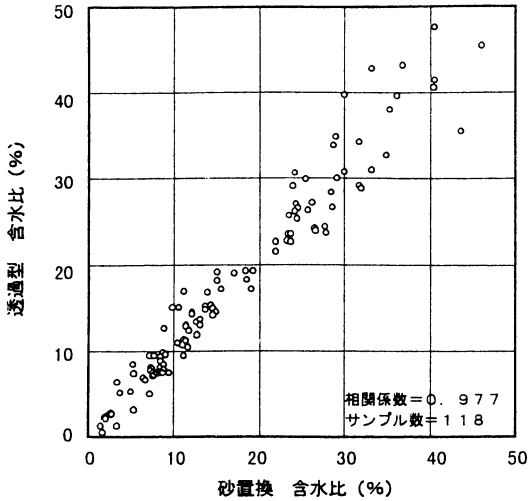

図－７　砂置換と透過型の相関（含水比・全データ）

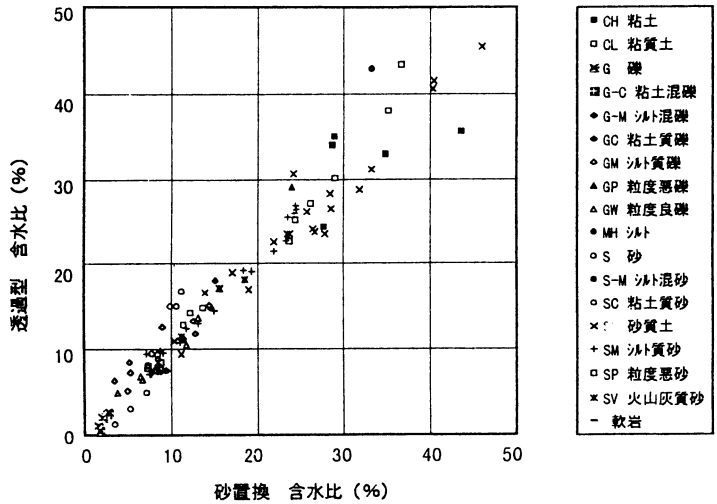

図－８　砂置換と透過型の相関（含水比・土質別データ）

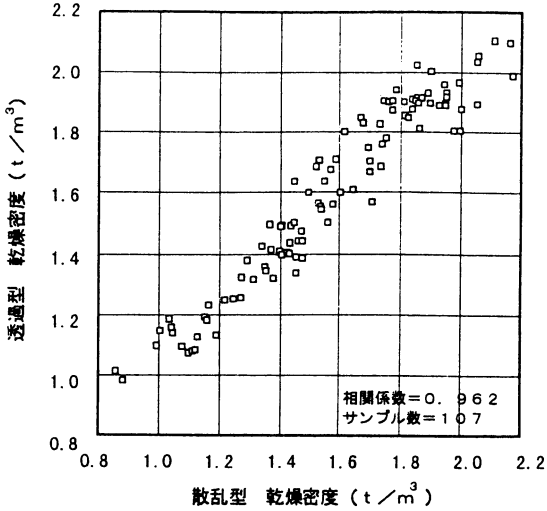

図－9　散乱型と透過型の相関（乾燥密度・全データ）

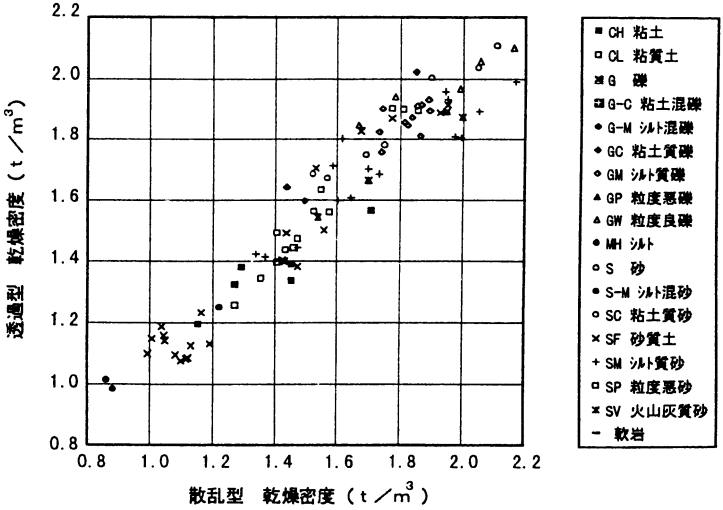

図－10　散乱型と透過型の相関（乾燥密度・土質別データ）

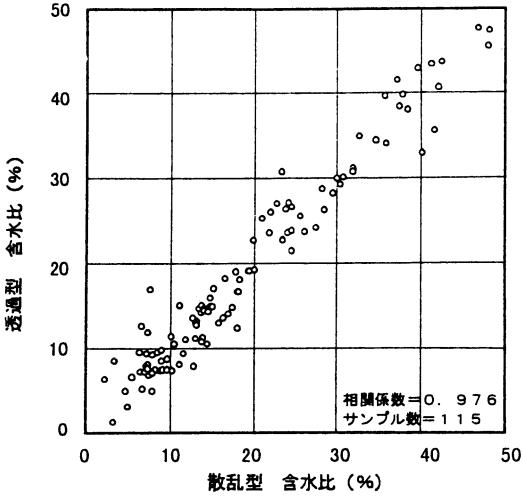

図ー11　散乱型と透過型の相関（含水比・全データ）

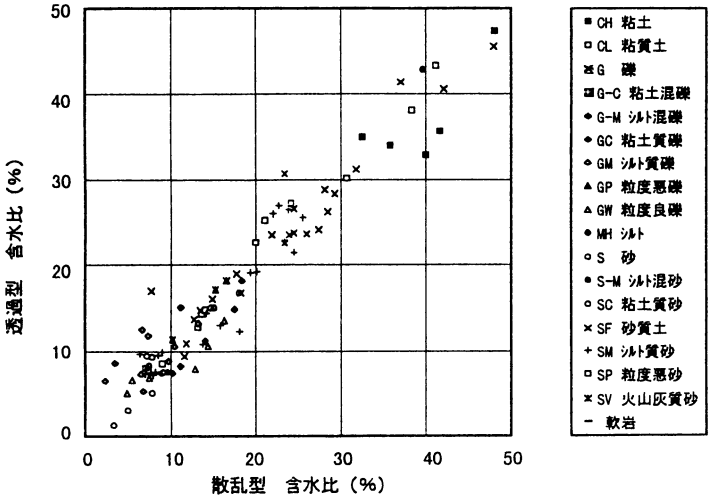

図ー12　散乱型と透過型の相関（含水比・土質別データ）

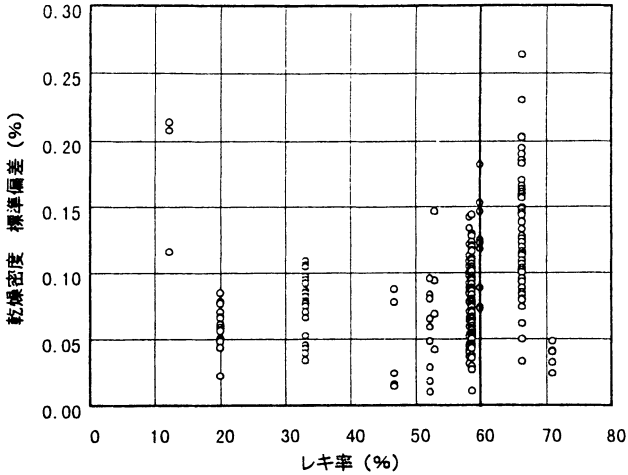

図ー13　レキ率と乾燥密度（標準偏差）の関係［散乱型］

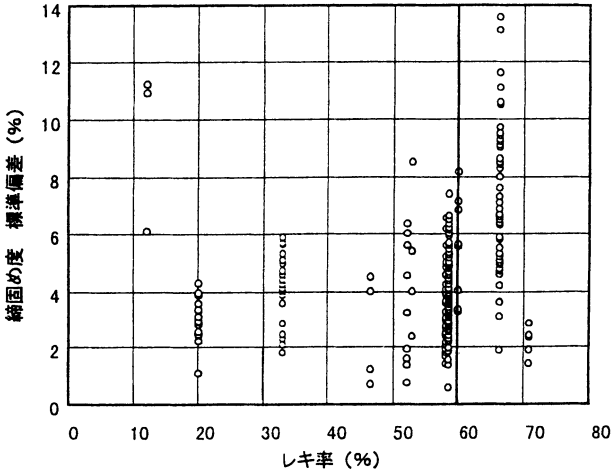

図ー14　レキ率と締固め度（標準偏差）の関係［散乱型］

参考文献

１）国土開発技術研究センター：河川土工マニュアル，1993.

２）日本道路協会：道路土工－施工指針，1986.

３）島津，吉岡，武田，：ＲＩ利用による土の現場密度・含水量の測定，土木研究所資料第434号，1969.

４）島津，吉岡，武田，：ＲＩ利用による土の現場密度・含水量の測定（２報），土木研究所資料第580号，1970.

５）高速道路技術センター：ラジオアイソトープによる盛土管理手法の研究報告書，1984.

６)建設省:エレクトロニクス利用による建設技術高度化システムの開発概要報告書，1988.

７）建設省：第43回建設省技術研究発表会共通部門指定課題論文集，pp. 8-25，1989.

８）建設省土木研究所ほか：土工における合理化施工技術の開発に関する共同研究報告書，1992.

９）地盤工学会：地盤調査法，1995.

10）地盤工学会：土の締固めと管理，1991.

６. 施工管理関係様式（参考）

施工管理関係様式（参考）

様式－１　　出来形管理図表
様式－２　　出来形管理図（工程能力図）
様式－３　　度数表
様式－４の１　Ｘ－Ｒｓ－Ｒｍ管理データーシート
様式－４の２　Ｘ－Ｒｓ－Ｒｍ管理データーシート（その２）
様式－５　　Ｘ－Ｒｓ－Ｒｍ管理図
様式－６　　土の試料整理表Ｉ
様式－７　　土の直接せん断試験表１
様式－８　　土の直接せん断試験表２
様式－９　　土の遠心含水当量（JIS A1207）
様式－10　　現場密度測定試験（置換法）
様式－11　　現場密度測定試験（モールド円筒法）
様式－12　　現場飽和度・空気間ゲキ率測定試験（置換法）
様式－13　　現場飽和度・空気間ゲキ率測定試験（モールド円筒法）
様式－14　　骨材の単位容積重量試験（JIS A1104）
様式－15　　ホットビンにおけるふるい分け試験
様式－16　　まだ固まらないコンクリートの洗い分析試験結果表　JIS A1112
様式－17　　コンクリート中の塩分測定表
様式－18　　生コンクリート品質記録表
様式－19　　コンクリート二次製品の品質記録表
様式－20　　（２）材料特性　①セメント
様式－21　　（２）材料特性　②骨材
様式－22　　（２）材料特性　③混和材料
様式－23　　（３）コンクリートの品質試験結果
様式－24　　（３）コンクリート二次製品の品質
様式－25　　（４）打設関係
様式－26　　くい打成績表
様式－27　　機械ボーリング作業日報
様式－28　　浸透探傷試験記録書
様式－29　　放射線透過試験記録書
様式－30　　塗装膜厚測定表
様式－31　　塗装膜厚測定成績表
様式－32　　場所打杭（機械掘削）の施工記録
様式－33　　場所打コンクリート杭施工記録表
様式－34　　鉄筋ガス圧接超音波探傷検査記録
様式－35　　土木コンクリート構造物の品質管理（テストハンマーによる強度推定調査票）
様式－36　　土木コンクリート構造物の品質管理（ひび割れ調査票）

様式－１

出　来　形　管　理　図　表

工　種

種　別　　測定者　　印

測点															
設計値との差	0														
測定項目				測定項目				測定項目				測定項目			
規格値				規格値				規格値				規格値			
測点又は区別	設計値	実測値	差	測点又は区別	設計値	実測値	差	測点又は区別	設計値	実測値	差	測点又は区別	設計値	実測値	差
平均値				平均値				平均値				平均値			
最大値				最大値				最大値				最大値			
最小値				最小値				最小値				最小値			
最多値				最多値				最多値				最多値			
データ数				データ数				データ数				データ数			
標準偏差				標準偏差				標準偏差				標準偏差			

様式－２

出来形管理図（工程能力図）

工　種

種　別　　測定者　　印

測定項目 規格値	測点	1	2
基準高 H	設計値との差 0		
法　長 L	設計値との差 0		
延　長 L	設計値との差 0		

様式－３

度数表

基準高　H

測定者氏名　　印

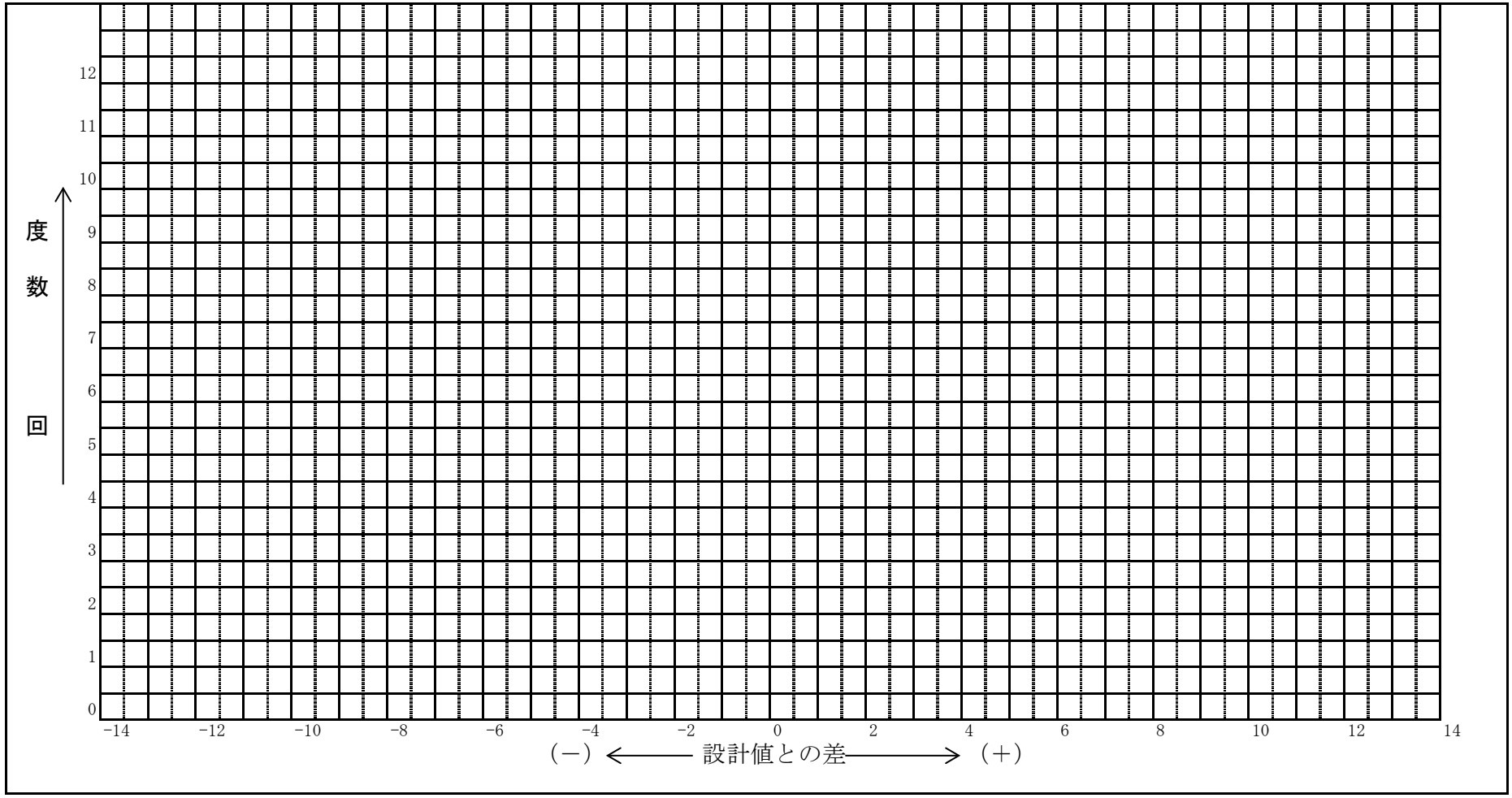

様式－４の１

X—Rs—Rm管理データーシート

名称			工事名					期間	自	令和　年　月　日		
品質・特性			出張所・監督官						至	令和　年　月　日		
測定単位			日標準量					受注者				
規格限界	上限値		試料	大きさ				現場代理人		印		
	下限値			間隔				測定者氏名		印		
設計基準値			作業機械名									
月日	試験番号	測定値				計	平均値	移動範囲	測定値内の範囲			
		a	b	c	d	Σ	X	Rs	Rm			
	1											
	2											
	3										X	Rs	Rm
	4									平均			
	5									累計			
	小計									小計			
	6										X	Rs	Rm
	7									平均			
	8									累計			
	小計									小計			
	9												
	10												
	11										X	Rs	Rm
	12									平均			
	13									累計			
	小計									小計			
	14												
	15												
	16												
	17												
	18										X	Rs	Rm
	19									平均			
	20									累計			
	小計									小計			
記　事										n	d1	D4	E2
										2	1.13	3.27	2.66
										3	1.69	2.57	1.77
										4	2.06	2.28	1.46
										5	2.33	2.11	1.29

（注）　1. 品質特性、測定単位は共通仕様書の品質管理図適用表により記入する。
2. 規格限界、設計基準値は設計図書に定められた値を記入する。
3. 管理限界線の引直しは5-3-5-7-10-10-10方式による。

（備考）　———管理限界計算のための予備ﾃﾞｰﾀの区間を示す。
- - - - -上記の管理限界を適用する区間を示す。

4. 以下最近の20個（平均値Xを1個とする）のﾃﾞｰﾀを用い次の10個に対する管理限界とする。

様式－４の２

X—Rs—Rm管理データーシート　　その2

月日	試験番号	測定値				計	平均値	移動範囲	測定値内の範囲				
		a	b	c	d	Σ	X	Rs	Rm				
											X	Rs	Rm
										平均			
										累計			
	小計									小計			
											X	Rs	Rm
										平均			
										累計			
	小計									小計			
											X	Rs	Rm
										平均			
										累計			
	小計									小計			
											X	Rs	Rm
										平均			
										累計			
	小計									小計			

記　事

n	d1	D4	E2
2	1.13	3.27	2.66
3	1.69	2.57	1.77
4	2.06	2.28	1.46
5	2.33	2.11	1.29

様式－５

X—Rs—Rm管理図

設計基準値		工事名			担当課・監督員		
名称		日標準量			期間	自	令和　年　月　日
品質特性		規格限界	上限値			至	令和　年　月　日
測定単位			下限値		受注者		
測定方法		試料	大きさ		現場代理人氏名		印
作業機械名			間隔		測定者氏名		印

X	
Rs	
Rm	

組の番号	
記事	

様式－６

土 の 試 料 整 理 表 Ⅰ

工事名＿＿＿＿＿＿＿＿　　位置＿＿＿＿＿＿＿＿

現場代理人氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

測定者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

調査名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 試料採取地名＿＿＿＿＿＿＿＿ 試料採取期日　令和　年　月　日 天　候＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 採取方法＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	採取地略図 採取地の状態

試料番号	試料の種類	試料項目	ﾃﾞｰﾀｼｰﾄ番号	ページ

備考

様式－７

土の直接せん断試験表１

工事名＿＿＿＿＿＿＿＿　　位　　置＿＿＿＿＿＿＿＿

試料採取地名＿＿＿＿＿＿＿＿　　試料採取月日＿＿＿＿＿＿＿＿

試験月日＿＿＿＿＿＿＿＿　　試料番号＿＿＿＿＿＿＿＿

現場代理人氏名＿＿＿＿＿＿＿＿印

測定者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿印

せん断時の垂直荷重＿＿＿＿N＿＿＿＿kN/m^2

せん断測定用ﾌﾟﾙｰﾋﾞﾝｸﾞﾘﾝｸﾞ補正係数＿＿＿＿N/1/100mm

[（補正係数/Ａ）＿＿＿＿kN/m^{2}1/100mm

最大せん断強さ＿＿＿＿kN/m^2

そのときの水平変位＿＿＿＿mm

そのときの垂直変位＿＿＿＿mm

せん断速さ＿＿＿＿

時　間	水平変位		垂直変位		せん断応力			備　　考
	ﾀﾞｲﾔﾙ読み 1/100mm	水平変位 mm	ﾀﾞｲﾔﾙ読み 1/100mm	垂直変位 mm	ﾌﾟﾙｰﾋﾞﾝｸﾞﾘﾝｸﾞ読み 1/100mm	せん断力 N	せん断応力 kN/m^2	

様式－８

土の直接せん断試験表２

工事名　　位　　置

試料番号　　試験月日

試験機の型　　試験方法：緩速・圧密急速・急速

試　　料：乱さない・乱した　　せん断方法：応力制御・ヒズミ制御

供試体断面積　cm^2　　ﾌﾟﾙｰﾋﾞﾝｸﾞﾘﾝｸﾞNo.

供試体初期厚さ　cm　　補正係数　N/1/100mm

供試体断体積　cm^3　　土粒子の比重Ｇｓ

現場代理人氏名　　印

測定者氏名　　印

供試体番号		1	2	3	4	5	6
初期の状態	供試体質量W　g						
	湿潤密度　ρ_t＝W/V　g/cm^3						
	含水比　ω　%						
	乾燥密度　ρd＝100ρt/100+ω　g/cm3						
	間ゲキ比　$e=G_s\rho_\omega/\rho_d-1$						
	飽和度　$S_\rho=\omega Gs/e$　%						
せん断時の垂直荷重　σ　kN/m^2							
載荷（圧密）時間							
沈下量　cm							
せん断時の状態	供試体体積　V’　cm^3						
	供試体質量　W’　g						
	湿潤密度　ρ'_t＝W’/V’　g/cm^3						
	含水比　ω’　%						
	乾燥密度　ρ’d＝100ρ’t/100+ω’　g/cm3						
	間ゲキ比　$e'=G_s\rho_\omega/\rho'_d-1$						
	飽和度　$S'_\rho=\omega' Gs/e'$　%						
せん断速さ							
最大せん断強さ　τ　kN/m^2							

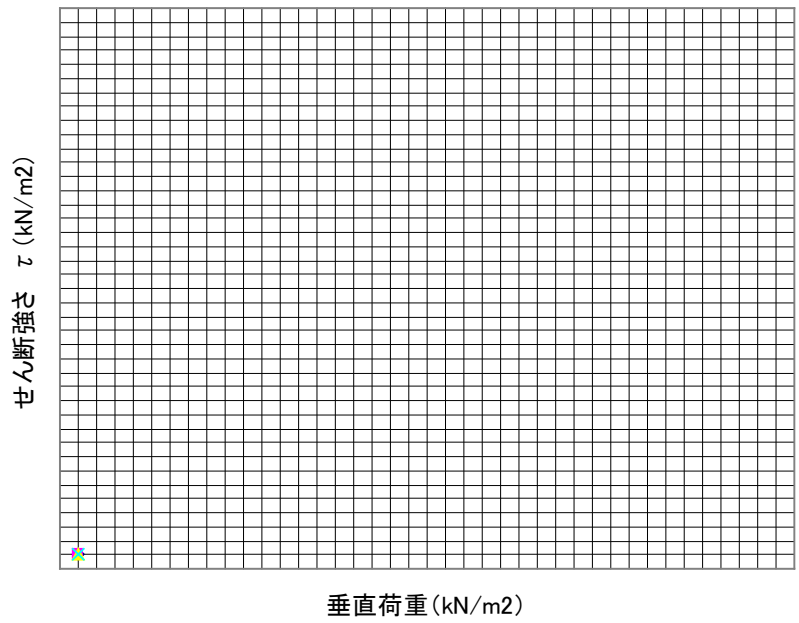

粘着力　c＝＿＿＿＿kN/m^2

内部摩擦角　φ＝＿＿＿＿

tanφ＝＿＿＿＿

先行圧密荷重に対するせん断強さ

τσ＝＿＿＿＿kN/m^2

様式－９

土の遠心含水当量(JIS A1207)

工事名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　位　　置＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

試料採取地名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　試験月日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

試料番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

現場代理人氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

測定者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

遠心含水当量試験			現場含水当量試験
測定番号	1	2	容器番号 ＿＿＿＿ WW ＿＿＿＿
るつぼ番号			DW ＿＿＿＿ TW ＿＿＿＿
るつぼ質量Wc　g			Wω ＿＿＿＿ Ws ＿＿＿＿
かわいたロ紙の質量We　g			現場含水当量w_f＝ ＿＿＿＿
湿ったロ紙の質量Wd　g			容器番号 ＿＿＿＿ WW ＿＿＿＿
遠心分離後の（るつぼ＋湿紙＋土）質量Wa　g			DW ＿＿＿＿ TW ＿＿＿＿
炉乾燥後の（るつぼ＋乾紙＋土）質量Wb　g			Wω ＿＿＿＿ Ws ＿＿＿＿
(Wa－Wd)　g			現場含水当量w_f＝ ＿＿＿＿
(Wb－We)　g			容器番号 ＿＿＿＿ WW ＿＿＿＿
(Wa－Wd) － (Wb－We)　g			DW ＿＿＿＿ TW ＿＿＿＿
Wb－ (Wc＋We)　g			Wω ＿＿＿＿ Ws ＿＿＿＿
遠心含水当量　ωc　%			現場含水当量w_f＝ ＿＿＿＿
平　均　値	ωc＝＿＿＿＿ %		平均値w_f＝ ＿＿＿＿ %

備考

$$\omega c = \frac{(Wa - Wd) - (Wb - We)}{Wb - (Wc + We)} \times 100$$

試験は２回行い、２個の試験結果を比較する。
その差は含水当量15%までのものは１%、15%以上のものは２%を超過してはならない。
試料は標準網ふるい420μを通過したもの。

様式－10

現場密度測定試験（置換法）

工事名

位　　置　　現場代理人　　印

測定者　　印

$$含水比\% = \frac{WW（湿潤土＋容器の質量）－DW（乾燥土＋容器の質量）}{DW（乾燥土＋容器の質量）－TW（容器の質量）} \times 100$$

$$= \frac{W\omega（試料中の水の質量）}{Ws（乾燥土の質量）} \times 100$$

$$\rho t（湿潤密度）g/cm^3 = \frac{W\omega s（湿潤土の質量）}{TV（穴の容積）}$$

$$\rho d（乾燥密度）g/cm3 = \frac{\rho t（乾燥密度）}{100＋含水比}$$

WW測定日時 試験名及び試料番号	含水比の測定	含水比 %	密度の測定	密　度 g/cm^3	備　考
月　日　時 試料No.	容器番号 ＿＿＿ WW ＿＿＿ DW ＿＿＿ TW ＿＿＿ Wω ＿＿＿ Ws ＿＿＿		湿潤土質量　$W_{\omega s}$ 穴の容積　TV	ρt ρd	
月　日　時 試料No.	容器番号 ＿＿＿ WW ＿＿＿ DW ＿＿＿ TW ＿＿＿ Wω ＿＿＿ Ws ＿＿＿		湿潤土質量　$W_{\omega s}$ 穴の容積　TV	ρt ρd	
月　日　時 試料No.	容器番号 ＿＿＿ WW ＿＿＿ DW ＿＿＿ TW ＿＿＿ Wω ＿＿＿ Ws ＿＿＿		湿潤土質量　$W_{\omega s}$ 穴の容積　TV	ρt ρd	
平　　均			平　　均		
月　日　時 試料No.	容器番号 ＿＿＿ WW ＿＿＿ DW ＿＿＿ TW ＿＿＿ Wω ＿＿＿ Ws ＿＿＿		湿潤土質量　$W_{\omega s}$ 穴の容積　TV	ρt ρd	
月　日　時 試料No.	容器番号 ＿＿＿ WW ＿＿＿ DW ＿＿＿ TW ＿＿＿ Wω ＿＿＿ Ws ＿＿＿		湿潤土質量　$W_{\omega s}$ 穴の容積　TV	ρt ρd	
月　日　時 試料No.	容器番号 ＿＿＿ WW ＿＿＿ DW ＿＿＿ TW ＿＿＿ Wω ＿＿＿ Ws ＿＿＿		湿潤土質量　$W_{\omega s}$ 穴の容積　TV	ρt ρd	
平　　均			平　　均		

様式－11

現場密度測定試験（ﾓｰﾙﾄﾞ円筒法）

工事名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

位　　置＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　現場代理人氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

測定者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

$$含水比\% = \frac{WW（湿潤土＋容器の質量）－DW（乾燥土＋容器の質量）}{DW（乾燥土＋容器の質量）－TW（容器の質量）} \times 100$$

$$= \frac{W\omega（試料中の水の質量）}{Ws（乾燥土の質量）} \times 100$$

$$\rho d（湿潤密度）g/cm3 = \frac{W\omega s（湿潤土の質量）}{TV（容器の容積）}$$

$$\rho d（乾燥密度）g/cm3 = \frac{\rho t（乾燥密度）}{100＋含水比}$$

WW測定日時試験名及び試料番号	含水比の測定	含水比 %	密度の測定	密　度 g/cm³	備考
月　日　時 試料No.	容器番号＿＿＿ WW ＿＿＿ DW ＿＿＿ TW ＿＿＿ Wω ＿＿＿ Ws ＿＿＿		容器番号＿＿＿ WW ＿＿＿ Wωs ＿＿＿ TW ＿＿＿ TV ＿＿＿	ρt ρd	
月　日　時 試料No.	容器番号＿＿＿ WW ＿＿＿ DW ＿＿＿ TW ＿＿＿ Wω ＿＿＿ Ws ＿＿＿		容器番号＿＿＿ WW ＿＿＿ Wωs ＿＿＿ TW ＿＿＿ TV ＿＿＿	ρt ρd	
月　日　時 試料No.	容器番号＿＿＿ WW ＿＿＿ DW ＿＿＿ TW ＿＿＿ Wω ＿＿＿ Ws ＿＿＿		容器番号＿＿＿ WW ＿＿＿ Wωs ＿＿＿ TW ＿＿＿ TV ＿＿＿	ρt ρd	
平　　均			平　　均		
月　日　時 試料No.	容器番号＿＿＿ WW ＿＿＿ DW ＿＿＿ TW ＿＿＿ Wω ＿＿＿ Ws ＿＿＿		容器番号＿＿＿ WW ＿＿＿ Wωs ＿＿＿ TW ＿＿＿ TV ＿＿＿	ρt ρd	
月　日　時 試料No.	容器番号＿＿＿ WW ＿＿＿ DW ＿＿＿ TW ＿＿＿ Wω ＿＿＿ Ws ＿＿＿		容器番号＿＿＿ WW ＿＿＿ Wωs ＿＿＿ TW ＿＿＿ TV ＿＿＿	ρt ρd	
月　日　時 試料No.	容器番号＿＿＿ WW ＿＿＿ DW ＿＿＿ TW ＿＿＿ Wω ＿＿＿ Ws ＿＿＿		容器番号＿＿＿ WW ＿＿＿ Wωs ＿＿＿ TW ＿＿＿ TV ＿＿＿	ρt ρd	
平　　均			平　　均		

様式－12

現場飽和度・空気間ゲキ率測定試験

（現場密度測定試験置換法による）

工事名

位　　置　　現場代理人氏名　　印

測定者氏名　　印

$$含水比\% = \frac{WW（湿潤土＋容器の質量）－DW（乾燥土＋容器の質量）}{DW（乾燥土＋容器の質量）－TW（容器の質量）} \times 100$$

$$= \frac{W\omega（試料中の水の質量）}{Ws（乾燥土の質量）} \times 100$$

$$\rho t（湿潤密度）g/cm^3 = \frac{W\omega s（湿潤土の質量）}{TV（穴の容積）}$$

$$\rho d（乾燥密度）g/cm3 = \frac{\rho t（乾燥密度）}{100＋含水比}$$

$$S\rho（飽和度）\% = \frac{Gs（土粒子の比重）\times \rho d（土の乾燥密度）\times \omega（含水比）}{Gs（土粒子の比重）\times \rho\omega（水の単重）\times \rho d（土の乾燥密度）} \times 100$$

$$Va（空気間ゲキ率）\% = \left\{1 - \frac{\rho d（土の乾燥密度）}{\rho\omega（水の単重）}\left(\omega（含水比）+ \frac{1}{Gs（土粒子の比重）}\right)\right\} \times 100$$

WW測定日時　試験名及び　試料	含水比の測定	含水比%	密度の測定	密　度 g/cm³	土粒子の比重	飽和度又は空気間隙率%	備　考
月　日　時 試料No.	容器番号　WW DW　TW Wω　Ws		湿潤土質量　$W_{\omega s}$ 穴の容積　TV	γt γd		Sr Va	
月　日　時 試料No.	容器番号　WW DW　TW Wω　Ws		湿潤土質量　$W_{\omega s}$ 穴の容積　TV	γt γd		Sr Va	
月　日　時 試料No.	容器番号　WW DW　TW Wω　Ws		湿潤土質量　$W_{\omega s}$ 穴の容積　TV	γt γd		Sr Va	
平　　均			平　　均				
月　日　時 試料No.	容器番号　WW DW　TW Wω　Ws		湿潤土質量　$W_{\omega s}$ 穴の容積　TV	γt γd		Sr Va	
月　日　時 試料No.	容器番号　WW DW　TW Wω　Ws		湿潤土質量　$W_{\omega s}$ 穴の容積　TV	γt γd		Sr Va	
月　日　時 試料No.	容器番号　WW DW　TW Wω　Ws		湿潤土質量　$W_{\omega s}$ 穴の容積　TV	γt γd		Sr Va	
平　　均			平　　均				

様式－13

現場飽和度・空気間ゲキ率測定試験

（現場密度測定試験ﾓｰﾙﾄﾞ円筒法による）

工事名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

位　　置＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　現場代理人氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

測定者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

$$含水比\% = \frac{WW（湿潤土＋容器の質量）－DW（乾燥土＋容器の質量）}{DW（乾燥土＋容器の質量）－TW（容器の質量）} \times 100$$

$$= \frac{W\omega（試料中の水の質量）}{Ws（乾燥土の質量）} \times 100$$

$$\rho t（湿潤密度）g/cm^3 = \frac{W\omega s（湿潤土の質量）}{TV（穴の容積）}$$

$$\rho d（乾燥密度）g/cm3 = \frac{\rho t（乾燥密度）}{100＋含水比}$$

$$S\rho（飽和度）\% = \frac{Gs（土粒子の比重）\times \rho d（土の乾燥密度）\times \omega（含水比）}{Gs（土粒子の比重）\times \rho\omega（水の単重）\times \rho d（土の乾燥密度）} \times 100$$

$$Va（空気間ゲキ率）= \left\{ 1 - \frac{\rho d（土の乾燥密度）}{\rho\omega（水の単重）} \left(\omega（含水比）+ \frac{1}{Gs（土粒子の比重）} \right) \right\} \times 100$$

WW測定日時試験名及び試料番号	含水比の測定	含水比 %	密度の測定	密　度 g/cm³	土粒子の比重	飽和度又は空気間隙	備　考
月　日　時 試料No.	容器番号＿＿＿ WW＿＿＿ DW＿＿＿ TW＿＿＿ Wω＿＿＿ Ws＿＿＿		容器番号＿＿＿ WW＿＿＿ Wωs＿＿＿ TW＿＿＿ TV＿＿＿	ρt ρd		Sr Va	
月　日　時 試料No.	容器番号＿＿＿ WW＿＿＿ DW＿＿＿ TW＿＿＿ Wω＿＿＿ Ws＿＿＿		容器番号＿＿＿ WW＿＿＿ Wωs＿＿＿ TW＿＿＿ TV＿＿＿	ρt ρd		Sr Va	
月　日　時 試料No.	容器番号＿＿＿ WW＿＿＿ DW＿＿＿ TW＿＿＿ Wω＿＿＿ Ws＿＿＿		容器番号＿＿＿ WW＿＿＿ Wωs＿＿＿ TW＿＿＿ TV＿＿＿	ρt ρd		Sr Va	
平　均			平　均				
月　日　時 試料No.	容器番号＿＿＿ WW＿＿＿ DW＿＿＿ TW＿＿＿ Wω＿＿＿ Ws＿＿＿		容器番号＿＿＿ WW＿＿＿ Wωs＿＿＿ TW＿＿＿ TV＿＿＿	ρt ρd		Sr Va	
月　日　時 試料No.	容器番号＿＿＿ WW＿＿＿ DW＿＿＿ TW＿＿＿ Wω＿＿＿ Ws＿＿＿		容器番号＿＿＿ WW＿＿＿ Wωs＿＿＿ TW＿＿＿ TV＿＿＿	ρt ρd		Sr Va	
月　日　時 試料No.	容器番号＿＿＿ WW＿＿＿ DW＿＿＿ TW＿＿＿ Wω＿＿＿ Ws＿＿＿		容器番号＿＿＿ WW＿＿＿ Wωs＿＿＿ TW＿＿＿ TV＿＿＿	ρt ρd		Sr Va	
平　均			平　均				

様式－14

骨材の単位容積重量試験（JIS　A1104）

工事名　　位　　置

試料採取
地　　名

現場代理人氏名　　印

測定者氏名　　印

測定年月日	天候	A kg	B kg	C l	D kg	比重＝A/D	単位容積重量＝D/C	
							標準単重	
							軽盛単重	
							標準単重	
							軽盛単重	
							標準単重	
							軽盛単重	
							標準単重	
							軽盛単重	
							標準単重	
							軽盛単重	
							標準単重	
							軽盛単重	
							標準単重	
							軽盛単重	
							標準単重	
							軽盛単重	
							標準単重	
							軽盛単重	
							標準単重	
							軽盛単重	

注）　A　容器＋試料質量
　　B　容器の質量
　　C　容器の容積
　　D　試料の質量

様式－15

ホットビンにおけるふるい分け試験

工事名

位　置

工種名　　現場代理人氏名　　印

試験年月日　　測定者氏名　　印

ホットビン／種別／ふるい目の大きさ(mm)	第１ビン		第２ビン		第３ビン		第４ビン		第５ビン		石　粉		合成粒度	
	残留%	計量比率%	残留%	計量比率%	残留%	計量比率%	残留%	計量比率%	残留%	計量比率%	残留%	計量比率%	残留%	計量比率%
37.5～31.5														
31.5～26.5														
26.5～19.0														
19.0～13.2														
13.2～4.75														
4.75～2.36														
2.36～600μm														
600～300														
300～150														
150～75														
75以下														
計														

アスファルト混合物（骨材）合成粒度曲線

粒度範囲

指定粒度

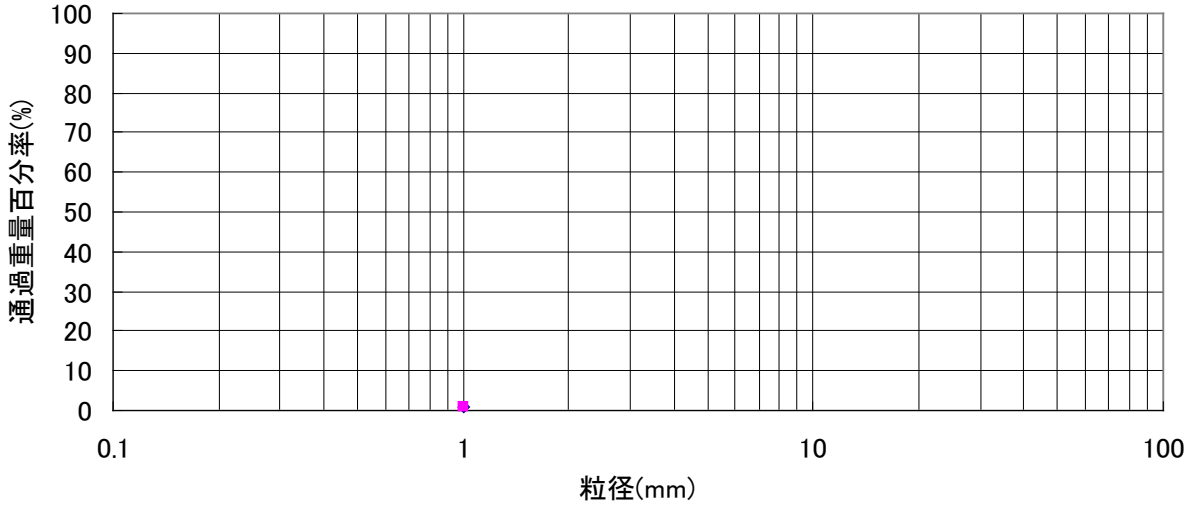

様式－16

まだ固まらないコンクリートの洗い分析試験結果表　JIS A1112

工事名　　試料採取箇所　　現場代理人氏名　　印

用途（構造物名）　　試験年月日 令和　　年　　月　　日　　天候　　測定者氏名　　印

設計条件	粗骨材最大寸法	m/m	スランプ	cm	空気量	%	セメント量	kg/m^3	基準強度	N/mm^2	混和剤	

試料番号 No.	予備試験による比重 セメント	細骨材	粗骨材	試料 (g)	容器の空中重量 (g)	容器の水中重量 (g)	試料の空中重量 (g)	容器＋試料の水中重量 (g)	試料の水中重量 (g)	容器＋5mmふるいにとどまったものの水中重量 (g)	5mmふるいにとどまった水中重量 (g)	容器＋0.15mmふるいにとどまったものの水中重量 (g)	0.15mmふるいにとどまったふ水中重量 (g)	材料別重量 セメント (g)	細骨材 (g)	粗骨材 (g)	水 (cc)
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)
							(4) －(5)		(8)-(6)		(10)-(6)		(12)-(6)	((9)-((11)+(13)) ×(1)/(1)-1	(13)×(2)/(2)-1	(11)×(3)/(3)-1	(7)-((14)+(15)+(16))
平均値																	

単位重量（kg/m^3）

	セメント(kg)	細骨材(kg)	粗骨材(kg)	水(l)	計	ｽﾗﾝﾌﾟ(cm)	空気量(%)
配合	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)		
					(18)+(19)+(20)+(21)		
実測試験結果	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
	(14)×(22)/(7)	(15)×(22)/(7)	(16)×(22)/(7)	(17)×(22)/(7)	(23)+(24)+(25)+(26)		

様式－17

コンクリート中の塩分測定表

主任監督員氏名　　印

工事名　　監督員氏名　　印

測定年月日	工　　区	ｺﾝｸﾘｰﾄの種類	混和剤の種類 (m³当りの使用量)	ｾﾒﾝﾄの種類	単位水量 (kg/m3)	測定器名	測定値（%）又は空欄（上段） （塩分量（kg/m³））			測定者	備　　考
							1	2	3		

備考：測定結果に対する処置を講じた事項等を記入する。

注）塩分濃度を（%）で測定した場合（上段）は、次式で塩分量を求める。　　塩分量（kg/m³）＝（単位水量（kg/m3））×測定値）÷100

様式－18

生コンクリート品質記録表

（1）配　　合

年度

工事名

受注者

番号	種別	強度		粗骨材最大寸法(mm)	ｽﾗﾝﾌﾟの範囲(cm)	空気量(%)	水ｾﾒﾝﾄ比 w/c(%)	細骨材率 s/a(%)	単位量（kg/m³）							生ｺﾝｸﾘｰﾄ会社名	JIS工場指定の有無	摘　　要
		呼び強度	設計基準強度（N/mm²）						水 W	ｾﾒﾝﾄ C	細骨材 S	粗骨材G		混和材料				
												5mm ～ mm	mm～ mm	混和材	混和剤(ml/m³)			

（注）・番号は図面対象番号である。
・設計基準強度毎に、標準配合、特注配合、規格外の種別を書く。
・摘要欄には構造物名を記入。
・セメント欄には使用量とセメント名（N、H、ＢＢ等　ＪＩＳ　A5308のセメントの種類による区分上の記号）を記入。
・特殊な混和剤（流動化剤、スチールファイバーなど）を用いた場合は添加方法を摘要欄に記入。

（出典）「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案）」による。

様式－19

コンクリート二次製品の品質記録表

（1）配　　合

年度

工事名

受注者

番号	製品名	設計基準強度（N/mm²）	粗骨材最大寸法（mm）	ｽﾗﾝﾌﾟの範囲（cm）	空気量の範囲（%）	水ｾﾒﾝﾄ比w/c（%）	細骨材率s/a（%）	単位量（kg/m³）							製造会社工場名	JIS工場の有無	摘　　要
								水 W	ｾﾒﾝﾄ C	細骨材 S	粗骨材G		混和材料				
											5mm～ mm	mm～ mm	混和材	混和剤（ml/m³）			

（注）　・番号は製品毎に図面に表示し、それを記入。
・製品名は使用したコンクリート製品名を記入。
・設計基準強度は、JISで規定がある場合は規定強度、ない場合はコンクリート製造工場が定めている強度を記入。
・配合については、コンクリート製造工場が定めている配合を記入。

（出典）　「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」による。

様式－20

年度

（２）材料特性

工事名

①セメント

受注者

番　　号						製造会社 工場名	製造年月	摘　　要
項目＼種類		ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ	高炉ｾﾒﾝﾄ					
種　　類								
比　　重								
比表面積cm^2/g								
凝結	始発 h-m							
	終結 h-m							
安定性								
圧縮強さ（N/mm2）	1 day							
	3 day							
	7 day							
	28day							
水和熱（J/g）	7 day							
	28day							
酸化ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ（%）								
三酸化硫黄（%）								
強熱減量（%）								
けい酸三ｶﾙｼｳﾑ（%）								
ｱﾙﾐﾝ酸三ｶﾙｼｳﾑ（%）								
全アルカリ（%）								
塩素（%）								

（注）
・番号は図面対象番号である。
・ｾﾒﾝﾄの種類は、普通、早強、高炉Ａ、Ｂ等と記入しそれぞれＪＩＳに規定された品質項目について記入。
・各項目については、ｾﾒﾝﾄ会社が生ｺﾝｸﾘｰﾄ製造会社に提出した試験成績表を参考に記入する。
・全アルカリ度については、ｾﾒﾝﾄ会社が試験している$Na_2O+0.658K_20-R_2O$の値を記入する。
・複数の生ｺﾝ工場を使用する場合は余白に記入する。
・製造年月は試験成績表に記載してある年月。
・製造年月が異なるｾﾒﾝﾄを使用した場合は余白に記入し摘要欄に番号を記入。
・製造会社は必ず記入、工場名はわかる範囲で記入。

（出典）　「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案）」による。

様式－21

年度

（２）材料特性

工事名

②骨材

受注者

番号	材料名		絶乾比重	吸水率（%）	粘土塊量（%）	洗い試験によって失われる量（%）	原石名	塩分 NaCl（%）	単位容積質量（kg/m3）	実績率又は粗粒率	混合割合（%）	産地	販売会社	摘要
	細粗の別	種類												

（注）
・番号は図面対象番号を記入。
・材料名は細・粗骨材番号を区分し、海砂、川砂、山砂、砕砂、砂利、砕石等と記入。
・原石名は、何種類もあるときは採取されている原石とする。（玄武岩、安山岩etc）
・混合割合は海砂50%、山砂30%、砕砂20%等と記入。
・産地は○○市○○町○○地先と記入する。
・販売会社は採取業者とする。
・摘要にはNaclの測定法を記入。
・細骨材は、粗粒率、粗骨材は実績率を記入。

（出典）「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案）」による。

様式－22

年度

（２）材料特性

工事名

③混和材料

受注者

番　　号						製造会社工場名	製造年月	摘　　要
種　　類		ＡＥ剤	撥水剤	ＡＥ減水剤				
品　　名								
種　　類								
減水率（%）								
ﾌﾞﾘｰｼﾞﾝｸﾞ量の比（%）								
凝結時間の差 (min)	始発							
	終結							
圧縮強度比 (%)	３day							
	７day							
	28day							
長さ変化比（%）								
凝結融解に対する抵抗性 (相対動弾性係数%)								
Ｃ１（重量）（%）								

（注）
・番号は図面対象番号を記入。
・混和剤の種類は、標準形、遅延形、促進形等を記入。
・各項目については、混和材料ﾒｰｶｰが生ｺﾝｸﾘｰﾄ会社に提出した試験成績表を参考に記入する。
・製造年月が異なるｾﾒﾝﾄを使用した場合は余白に記入し摘要欄に番号を記入。
・製造年月は品質検査、試験成績表に記載してある年月。

（出典）　「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」による。

様式－23

年度

（３）コンクリートの品質試験結果

工事名

受注者

番号	種別	呼び強度	設計基準強度（N/mm²）	配合強度（N/mm²）	σ28 強度（N/mm²）				スランプ（cm）			空気量（%）			摘要
					最大	最小	平均	試験個数	最大	最小	試験個数	最大	最小	試験個数	

（注）・種別欄は標準品か特注品の別を記入。
・呼び強度は、JIS　A5308（当該年度のもの）適用。
・配合強度は、変動係数等を考慮して各生ｺﾝｸﾘｰﾄ工場で定めている強度。
・σ28強度は、呼び強度毎の試験結果とする。
・スランプは、呼び強度毎の試験結果とする。
・空気量は、呼び強度毎の試験結果とする。
・σ７で管理した場合は、σ28の欄の上段に記入。
・摘要欄に構造物名を記入。
・特殊混和剤を用いた場合は添加後のスランプ、空気量を（　　）書きで上段に記入。

（出典）「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」による。

様式－24

年度

工事名

受注者

（３）コンクリート二次製品の品質

番号	製品名	配合強度（N/mm²）	コンクリート強度（N/mm²）			製品試験強度（N/mm²）	形状寸法	JIS製品の有無	製造年月	製造会社工場名	摘要
			最大	最小	平均						

（注）・番号は製品毎に図面に表示し、それを記入。
・コンクリート強度は、コンクリート製造工場が日々管理している圧縮強度の製造月の月平均値を記入。
・製品試験強度はJISで規定されている試験方法で実施した結果を記入。

（出典）　「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」による。

様式－25

年度

（４）打設関係

工事名

受注者

番号	打設期間	打設数量	打設気温	打設方法	養成方法	打設会社名	摘要
							H＝　　L＝　　φ＝

（注）・番号欄は、図面対象番号を記入。
・打設期間は、同種のコンクリートの打設開始から打設終了までの期間を記入。
・打設方法は、シュート、バケット、ポンプ打設等を記入。
・養成方法は、湿潤、練炭、電熱養成等を記入。
・打設会社名は、ポンプ打設の場合のみ記入。
・摘要欄に生コンの運搬時間（H）、ポンプによる圧送距離（L）、使用管径（φ）を記入。
・打設気温は打設時に測定した気温の最高と最低を記入。（外気温とする。）又保温養成を行った場合は保温期間の養成気温の最高と最低を（　　）で併記する。

（出典）「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案）」による。

様式－26

くい打成績表

工事名

現場代理人氏名　　印

打込箇所

出来形管理担当者氏名　　印

くい打込み　月日	くい番号 くい径 (cm)	R ﾓﾝｷｰの 重さ （ｔ）	h ﾓﾝｷｰの 落下高 (cm)	a 測定前 くい頭 の高さ	b 打撃 回数 (回)	c 測定後くい頭の高さ（cm）	沈下量 J=a-c/b (cm)	支持力 P （ｔ）	測定者	摘　要
月　日										
月　日										
月　日										
月　日										
月　日										
月　日										
月　日										
月　日										
月　日										
月　日										
月　日										
月　日										
月　日										
月　日										
月　日										
月　日										
月　日										
月　日										
月　日										
月　日										
月　日										
月　日										

設計支持力

公式

くい配置図

様式－27

機械ボーリング作業日報

現場代理人氏名　　印

工　事　名			調査場所名		
調査地点番号		調査月日		天　　候	
調査地点標高		予定深度		掘進深度	日深度 累計
機　械　名		能　　力		孔　　径	
作業内容			使用材料		

月／日	深　度		地下水 湧　水 漏　水	岩　　相				コ　ア		試料番号	ﾋﾞｯﾄ名	回転数 回/min	掘進速度 cm/min	摘　要
		累計		記号	分類	色調	硬　軟 その他記事	長さ	採取率					
	1													
	2													
	3													
	4													
	5													
	6													
	7													
	8													
	9													
	10													
摘　　要	地下水については、湧水、漏水などが起こった場合、その深度水量について記載する。 掘進の難易について記載する。 その他・気づいた点を詳細に記載する。													

（注）本表は１週間まとめて提出することができる。

様式－28

浸透探傷試験記録書

工事名		検査員氏名	印
杭番号		確認員氏名	印
検査月日			

1．探傷剤及び条件

検査方法		浸透時間　　分	現像時間　　分
探傷表面状態　□溶接のまま □その他（　　）			気温　開始時　　度 終了時　　度
使用液製品名		製造会社	ロット番号
浸透液			
現像液			
洗浄液			

2．試験結果

□割れによる指示模様の有無	□無し □有り
□線状欠陥指示模様の有無	□無し □有り 【　　】㎜
□円状欠陥指示模様の有無	□無し □有り 【　　】㎜
□連続欠陥指示模様の有無	□無し □有り　欠陥個数【　】箇所　最大欠陥長【　】㎜　隣接欠陥距離【　】㎜
□分散欠陥指示模様の有無	□無し □有り　欠陥個数【　】箇所　最大欠陥長【　】㎜

3．欠陥略図

判　定	

様式－29

放射線透過試験記録書

工事名		試験技術者の所属氏名	印
杭番号		確認員氏名	印
杭の材質 母材の肉厚mm		確認月日	
撮影年月日			

1．試験条件

使用装置及び材料	(a) 放射線透過装置名	
	(b) 実行焦点寸法	
	(c) フィルム及び像感紙の種類	
	(d) 透過度計の種類	
	(e) 階調計の種類	
撮影条件	(a) 使用管電圧又は放射性同位元素の種類	
	(b) 使用管電流又は放射線の強さ	
	(c) 露出時間	
撮影配置	(a) Ｌ１＋Ｌ２	
	(b) Ｌ２	
	(c) Ｌ３	
現像条件	(a) 現像液・現像温度・現像時間（手現像）	
	(b) 自動現像機名及び現像液（自動現像）	

2．試験結果の判定　　母材の厚さ（　　）　　試験視野（　　）

きずの区分					
第１種のきず	きず番号	きず長径	きず点数	個別分類	総合分類
有無	No1	mm	点		総合 （　　）類
	No2	mm	点		
	No3	mm	点		
	小計	mm	点	（　　）類	
第４種のきず	きず番号	きず長径	きず点数	個別分類	
有無	No1	mm	点		
	No2	mm	点		
	No3	mm	点		
	小計	mm	点	（　　）類	
第２種のきず	きず番号	きず長径	きず点数	個別分類	
有無	No1	mm	点		
	No2	mm	点		
	No3	mm	点		
	小計	mm	点	（　　）類	
第３種のきず 有無				（　　）類	

様式－30

塗装膜厚測定表

工事名		工種名		現場代理人	
				監理技術者	
ロット番号		受注者名		主任技術者	
				施工管理担当者	
塗装系		基準膜厚合計値		μ	
測定時点	工場塗装終了後	現場塗装開始前		現場塗装終了後	
測定月日		測定者		印	
測定位置					

	1	2	3	4	5	計	平均$\overline{X}$i	X－$\overline{X}$i	(X－$\overline{X}$i) 2
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
合計									
平均値$\overline{X}$＝								標準偏差　S＝	

平均値　$\overline{X} = \frac{1}{N}\sum_{i=1}^{N} Xi$	
標準偏差　$S = \sqrt{\frac{1}{N-1}\sum_{i=1}^{N}(\overline{X}-Xi)^2}$	

様式－31

塗装膜厚測定成績表

ロット番号		現場代理人	
		監理技術者	
		主任技術者	
		施工管理担当者	
測定時点		目標塗装膜厚	μｍ

平均値Ｘおよび標準偏差Ｓ	判定	
平均値 $\overline{X} = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^{N} x_i =$ μｍ	標準偏差Ｓ＝	標準偏差×0.2＝
標準偏差 $S = \sqrt{\frac{1}{N-1} \sum_{i=1}^{N} (\overline{X} - X_i)^2} =$ μｍ	平均値$\overline{X}$＝	標準偏差×0.9＝
	５点平均値の最小値 ＝	標準偏差×0.7＝

度数分布			
膜厚Ｘｉのクラス	中央値	チェック	度数Ｆｉ

ヒストグラム

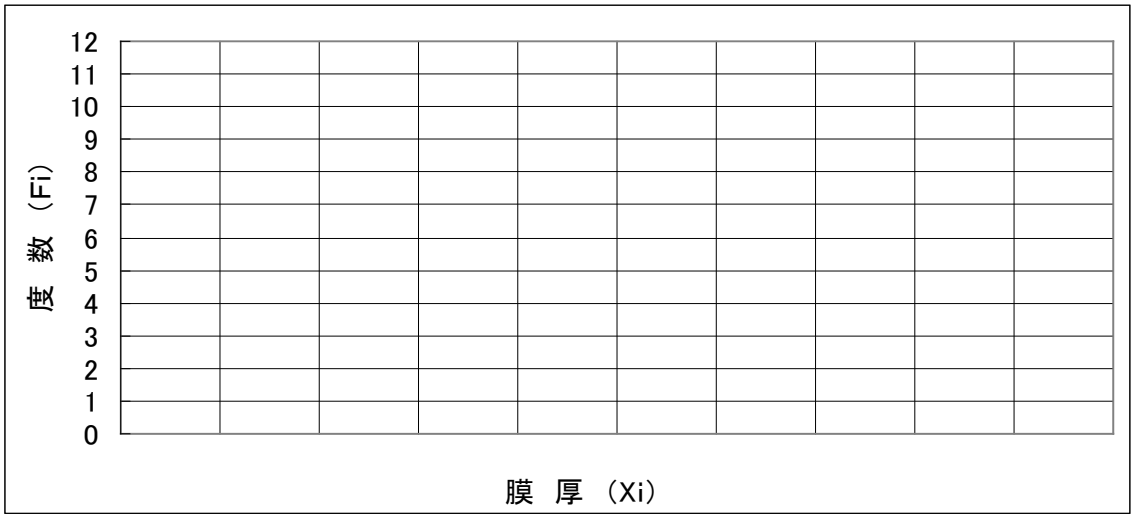

様式－32

場所打杭（機械掘削）の施工記録

年度		杭長		コンクリート天端高		鉄筋天端高		コンクリート量(m3)		杭平面図偏位置			
工事名		設計長		設計高		設計高		設計量					
工事場所		施工長		施工高		施工高		施工量					
受注者名		調査時土質		標高	深度	施工時			現場代理人	印			
立会人		柱状図	土質名	N値		ケーシング配管	トレミー管配管	杭位置図	監理技術者	印			
請負人担当者名									掘削記録		コンクリート関係施工時間		
施工年月日													
天候（気温）													
施工場所													
杭径													
杭長													
主筋本数													
施工方法													
施工機械器具	掘削機本体												
	クレーン												
	トレミー管												
	ケーシングチューブ												
	その他主要器具												
杭の位置図													
		特記事項			沈殿物処理					コンクリート関係			
					処理時間					スランプ	cm		
										空気量	%		

コンクリート高さ
ケーシング下端
トレミー管下端

様式－33

場所打コンクリート杭施工記録表

工事名：

令和　　年　月　日　　施工番号　NO.

		深度m	時間 7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00
杭番号	No.																										
杭　径	mm	5																									
掘削長	m																										
杭　長	m	10																									
ｺﾝｸﾘｰﾄ量	m^3																										
所要時間	時間　分	15																									
使用機械																											
		20																									
		25																									
		30																									
工程	①ﾊﾟﾜｰｼﾞｬｯｷ設置・撤去																										
	②ｽﾀﾝﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ建込	35																									
	③ｸﾗﾌﾞﾊﾝﾏｰ掘削																										
	④ﾛｰﾀﾘｰﾃｰﾌﾞﾙ設置・撤去	40																									
	⑤掘　削																										
	⑥ロッドジョイント	45																									
	⑦孔　壁　測　定																										
	⑧鉄　筋　建　込	50																									
	⑨トレミー管建込																										
	⑩スライム処理	55																									
	⑪コンクリート打込																										
	⑫埋　め　戻　し	60																									
	⑬ｽﾀﾝﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ引抜																										
	⑭段　取　り	65																									
	⑮片　付　け																										
	⑯そ　の　他	70																									

様式－34

鉄筋ガス圧接超音波探傷検査記録

受注者			
工事名			
圧接業者名			
圧接者名			
圧接工法			
検査期日			
検査範囲			
検査基準			
検査技術者 及び資格			
母材の材質 呼び名・表示径			
探　傷　器			
探傷器名		製造番号	
点検年月日		点検責任者	
探　触　子			
製造者名		製造番号	
呼　　称		実測屈折角	
付　属　品			
接触媒質			
治　　具			

検　査　位　置　図

様式－35

土木コンクリート構造物の品質管理

テストハンマーによる強度推定調査票　1

工 事 名	
受注者名	
構造物名	（工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称）
現場代理人名	
主任技術者名	
測定者名	

位　　置	測定NO		
構造物形式			
構造物寸法			
竣工年月日	令和　　年　　月　　日		
適用仕様書			
コンクリートの 種　　類			
コンクリートの 設計基準強度	N／mm2	コンクリートの 呼び強度	N／mm2
海岸からの距離	海上、海岸沿い、海岸から　　km		
周辺環境①	工場、住宅・商業地、農地、山地、その他（　　）		
周辺環境②	普通地、雪寒地、その他（　　）		
直下周辺環境	河川・海、道路、その他（　　）		

構造物位置図（1／50，000を標準とする）

添付しない場合は

（別添資料－〇参照）と記入し、資料提出

土木コンクリート構造物の品質管理

テストハンマーによる強度推定調査票　２

構造物名　　（工種・種別・細別等構造物が判断できる名称）

一般図、立面図等

添付しない場合は

（別添資料－〇参照）と記入し、資料提出

土木コンクリート構造物の品質管理

テストハンマーによる強度推定調査票　３

構造物名　　（工種・種別・細別等構造物が判断できる名称）

全景写真

添付しない場合は

（別添資料－〇参照）と記入し、資料提出

土木コンクリート構造物の品質管理

テストハンマーによる強度推定調査票　4

構造物名　（工種・種別・細別等構造物が判断できる名称）

調査箇所	①		②		③		④		⑤	
推定強度（N／mm2）										
反発硬度										
打撃方向（補正値）										
	（　　）		（　　）		（　　）		（　　）		（　　）	
乾燥状態（補正値）	・乾燥 ・湿っている ・濡れている		・乾燥 ・湿っている ・濡れている		・乾燥 ・湿っている ・濡れている		・乾燥 ・湿っている ・濡れている		・乾燥 ・湿っている ・濡れている	
	（　　）		（　　）		（　　）		（　　）		（　　）	
材　齢	日		日		日		日		日	
	（　　）		（　　）		（　　）		（　　）		（　　）	

推定強度結果の最大値	N／mm2
推定強度結果の最小値	N／mm2
推定強度結果の最大値と最小値の差	N／mm2

土木コンクリート構造物の品質管理

テストハンマーによる強度推定調査票　５

構造物名　　（工種・種別・細別等構造物が判断できる名称）

強度測定箇所

添付しない場合は

（別添資料－〇参照）と記入し、資料提出

土木コンクリート構造物の品質管理

テストハンマーによる強度推定調査票　６

－　コア採取による圧縮強度試験　－

コンクリートの圧縮試験結果

材齢28日圧縮強度試験	1本目の試験結果	
同	2本目の試験結果	
同	3本目の試験結果	
同	3本の平均値	
［備　考］		

様式－36

土木コンクリート構造物の品質管理

ひび割れ調査票　1

工 事 名	
受注者名	
構造物名	（工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称）
現場代理人名	
主任技術者名	
測定者名	

位　　置	測定NO		
構造物形式			
構造物寸法			
竣工年月日	令和　　年　　月　　日		
適用仕様書			
コンクリートの種　　類			
コンクリートの設計基準強度	N／mm2	コンクリートの呼び強度	N／mm2
海岸からの距離	海上、海岸沿い、海岸から　　km		
周辺環境①	工場、住宅・商業地、農地、山地、その他（　　）		
周辺環境②	普通地、雪寒地、その他（　　）		
直下周辺環境	河川・海、道路、その他（　　）		

構造物位置図（1／50，000を標準とする）

添付しない場合は

（別添資料－〇参照）と記入し、資料提出

土木コンクリート構造物の品質管理

ひび割れ調査票　２

構造図一般図

添付しない場合は

（別添資料－〇参照）と記入し、資料提出

土木コンクリート構造物の品質管理

ひび割れ調査票　３

ひび割れ	有　，　無	本数　：　１～2本，　３～5本，　多数
		ひび割れ総延長　　約　　m
		最大ひび割れ幅（〇で囲む） 0.2㎜以下，　0.3㎜以下， 0.4㎜以下，　0.5㎜以下， 0.6㎜以下，　0.8㎜以下， mm
		発生時期（〇で囲む）
		数時間～1日，　数日，　数10日以上，　不明
		規則性　：　有　，　無
		形態　：　網状，　表層，　貫通，　表層 or 貫通
		方向　：　主鉄筋方向，　直角方向，　両方向， 鉄筋とは無関係

土木コンクリート構造物の品質管理

ひび割れ調査票　４

ひび割れ発生状況のスケッチ図

添付しない場合は
（別添資料－〇参照）と記入し、資料提出

土木コンクリート構造物の品質管理

ひび割れ調査票　５

構造物名　　（工種・種別・細別等構造物が判断できる名称）

ひび割れ発生箇所の写真

添付しない場合は
（別添資料－〇参照）と記入し、資料提出